

日医発第 872 号（地 391）
令和 2 年 1 1 月 1 0 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

中 川 俊 男



保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布等について
（カリキュラム改正関係）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省医政局長他連名で、都道府県知事等宛に標記通知が発出されるとともに、本会に対しても周知依頼がありました。

1. 「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」及び「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の一部改正について

令和元年 1 0 月の厚生労働省「看護基礎教育検討会報告書」に基づき、保健師、助産師、看護師、准看護師学校養成所のカリキュラム等について、所要の改正が行われます。主な改正点は、令和元年 1 0 月 2 4 日付（地 275）の文書でもご連絡している通りですが、特にガイドライン（第八 実習施設等に関する事項）において、実習施設に関する所要の緩和がなされていますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

指定規則の施行期日は令和 3 年 4 月 1 日（看護師 2 年課程は令和 4 年 4 月 1 日）ですが、新カリキュラムの適用は令和 4 年度の入学生（看護師 2 年課程は令和 5 年度の入学生）からとなります。併せて、ガイドラインの適用も、令和 4 年 4 月 1 日（看護師 2 年課程は令和 5 年 4 月 1 日）からとなります。

2. 保健師助産師看護師法施行規則の一部改正について

上記カリキュラムの改正に伴い、看護師国家試験及び准看護師試験の試験科目が改正され、看護師国家試験については令和 6 年度の試験から、准看護師試験については令和 5 年度の試験から適用されます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下医師会立看護師等養成所への周知方につき、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

< 送付資料 >

- ・ 保健師助産師看護師学校養成所の一部を改正する省令の公布について

別紙 1 保健師助産師看護師学校養成所の一部を改正する省令

別紙 2 同 新旧対照条文

- ・ 保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令の公布について

別紙 1 保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令

別紙 2 同 新旧対象条文

- ・ 「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」の一部改正について

別紙 看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン 新旧対照表

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン（改正後全文）

医政発 1030 第 17 号
令和 2 年 10 月 30 日

公益社団法人
日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について

標記について、別添通知を各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長及び各国公私立大学長あてに発出したのでご了知いただきますようお願いいたします。

2 文科高第 6 6 6 号
医政発 1 0 3 0 第 1 5 号
令和 2 年 1 0 月 3 0 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県教育委員会教育長 殿
各 国 公 私 立 大 学 長

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

文部科学省高等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令の公布について
(通知)

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和 2 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号。以下「改正省令」という。）が別紙のとおり公布され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなった（ただし、2 年課程の改正規定（別表三の二）については令和 4 年 4 月 1 日から施行。）。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴職におかれては、これを御了知いただくとともに、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、貴管内の学校又は養成所へ周知いただき、その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1. 改正の趣旨

少子高齢化が一層進む中で、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステム構築の推進に向け、人口及び疾病構造の変化に応じた適切な医療提供体制の整備が必要である。また、医療・介護分野においても、AI(Artificial Intelligence:人工知能)、IoT(Internet of Things:モノのインターネット)等の情報通信技術(ICT)の導入が急速に進んできている。これらの変化に合わせて、患者をはじめとする対象のケアを中心的に担う看護職員の就業場所は、医療機関に限らず在宅や施設等へ広がっており、多様な場において、多職種と連携して適切な保健・医療・福祉を提供することが期待されており、対象の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている。

こうした中、厚生労働省において平成30年4月から10回にわたり「看護基礎教育検討会」を開催し、現在の教育実態を踏まえ、将来を担う看護職員を養成するための看護基礎教育の内容と方法について検討を重ね、令和元年10月に、カリキュラム改正案や教育体制及び教育環境について報告書がとりまとめられた。

また、文部科学省においては、「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会」を開催し、厚生労働省における検討会の動向に呼応して、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「規則」という。)の適用に関する課題と対応策について検討を行い、令和元年12月に報告書がとりまとめられた。

今回の改正は、これらを踏まえ、保健師学校養成所、助産師学校養成所、看護師学校養成所及び准看護師学校養成所における教育内容の充実を図るため、カリキュラムを定める規則について、所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

(1) 保健師学校養成所カリキュラムの見直し(規則別表一)

- ① 総単位数を現行の「28単位」から3単位増の「31単位」とする。
- ② 「公衆衛生看護学」を現行の「16単位」から2単位増の「18単位」とする。
- ③ 「保健医療福祉行政論」を現行の「3単位」から1単位増の「4単位」とする。

(2) 助産師学校養成所カリキュラムの見直し(規則別表二)

- ① 総単位数を現行の「28単位」から3単位増の「31単位」とする。
- ② 「助産診断・技術学」を現行の「8単位」から2単位増の「10単位」とする。
- ③ 「地域母子保健」を現行の「1単位」から1単位増の「2単位」とする。

(3) 看護師学校養成所カリキュラムの見直し

1) 規則別表三

- ① 総単位数を現行の「97単位」から5単位増の「102単位」とする。
- ② 教育内容の区分について、「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」の区分を1つにまとめて「専門分野」とする。
- ③ 「基礎分野」の区分の教育内容である「科学的思考の基盤」及び「人間と生活・社会の理解」の単位数について、現行の「13単位」から1単位増の「14単位」とする。

- ④「専門基礎分野」の区分の教育内容である「人体の構造と機能」及び「疾病の成り立ちと回復の促進」の単位数について、現行の「15 単位」から 1 単位増の「16 単位」とする。
- ⑤「専門分野」の区分の教育内容である「基礎看護学」の単位数について、現行の「10 単位」から 1 単位増の「11 単位」とする。
- ⑥「専門分野」の区分の教育内容である「在宅看護論」について、名称を「地域・在宅看護論」に改めるとともに、規定順を変更し、基礎看護学の次に位置づけ、単位数を現行の「4 単位」から 2 単位増の「6 単位」とする。
- ⑦「専門分野」の区分の教育内容である「成人看護学」「老年看護学」の臨地実習の単位数について、現行それぞれ「6 単位」と「4 単位」であったものから「合計 4 単位」とする。
- ⑧「専門分野」の区分の臨地実習について、総単位数の 23 単位から各教育内容の単位数の合計 17 単位を減じた 6 単位については、学校又は養成所が教育内容を問わず実習単位数を自由に設定することができることとする。

2) 規則別表三の二

- ① 総単位数を現行の「65 単位」から 3 単位増の「68 単位」とする。
- ② 教育内容の区分について、「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」の区分を 1 つにまとめて「専門分野」とする。
- ③「基礎分野」の区分の教育内容である「科学的思考の基盤」及び「人間と生活・社会の理解」の単位数について、現行の「7 単位」から 1 単位増の「8 単位」とする。
- ④「専門分野」の区分の教育内容である「在宅看護論」について、名称を「地域・在宅看護論」に改めるとともに、規定順を変更し、基礎看護学の次に位置づけ、単位数を現行の「3 単位」から 2 単位増の「5 単位」とする。

3) 規則別表三の三

- ① 総単位数を現行の専攻科「67 単位」から 3 単位増の「70 単位」、合計「105 単位」から 3 単位増の合計「108 単位」とする。
- ② 教育内容の区分について、「専門分野Ⅰ」「専門分野Ⅱ」「統合分野」の区分を 1 つにまとめて「専門分野」とする。
- ③「専門基礎分野」の区分の教育内容である「人体の構造と機能」及び「疾病の成り立ちと回復の促進」の単位数について、専攻科と合計の単位数を、それぞれ現行の「8 単位」と「15 単位」から 1 単位増の「9 単位」と「16 単位」とする。
- ④「専門基礎分野」の区分の教育内容である「健康支援と社会保障制度」の単位数について、高等学校と合計の単位数を、それぞれ現行の「2 単位」と「7 単位」から 1 単位減の「1 単位」と「6 単位」とする。
- ⑤「専門分野」の区分の教育内容である「基礎看護学」の単位数について、専攻科と合計の単位数を、現行の「3 単位」と「11 単位」から 1 単位増の「4 単位」と「12 単位」とする。
- ⑥「専門分野」の区分の教育内容である「在宅看護論」について、名称を「地域・在宅看護論」に改めるとともに、規定順を変更し、基礎看護学の次に位置づけ、単位数について、それぞれ現行の専攻科「4 単位」と合計「4 単位」から、新

たに高等学校「1単位」を追加するとともに、専攻科1単位増の「5単位」の合計「6単位」とする。

- ⑦「専門分野」の区分の教育内容である「臨地実習」の「成人看護学」「老年看護学」の単位数について、現行の「成人看護学」の高等学校「3単位」と専攻科「4単位」の合計「7単位」、「老年看護学」の高等学校「2単位」と専攻科「2単位」の合計「4単位」であったものから、「臨地実習」の「成人看護学」「老年看護学」を合わせて、高等学校「2単位」、専攻科「2単位」の合計「4単位」とする。

- ⑧「専門分野」の区分の臨地実習について、総単位数の26単位から各教育内容の単位数の合計17単位を減じた9単位については、各学校の裁量で領域ごとの実習単位数を一定程度自由に設定することができることとする。

(4) 准看護師学校養成所カリキュラムの見直し（規則別表四）

- ① 教育内容の区分について、「基礎科目」「専門基礎科目」「専門科目」としていたものを、それぞれ「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」に改める。
- ② 時間数の区分について、「講義」「実習」「合計」の区分を1つにまとめて「時間数」とする。
- ③「基礎分野」の区分の教育内容について、「国語」「外国語」「その他」それぞれ35時間ずつであったものを、「論理的思考の基盤」「人間と生活・社会」それぞれ35時間ずつに改める。
- ④「専門基礎分野」の区分の教育内容である「食生活と栄養」について、名称を「栄養」に改める。
- ⑤「専門基礎分野」の区分の教育内容である「薬物と看護」について、名称を「薬理」に改めるとともに、時間数を現行の「35時間」から35時間増の「70時間」とする。
- ⑥「専門基礎分野」の区分の教育内容である「感染と予防」について、「疾病の成り立ち」に含むこととし、「疾病の成り立ち」の時間数を現行の「70時間」から35時間増の「105時間」とする。
- ⑦「専門基礎分野」の区分の教育内容である「看護と倫理」について、「専門分野」の区分の教育内容である「基礎看護」の「看護概論」に含むこととし、「看護概論」の時間数を現行の「35時間」から35時間増の「70時間」とする。
- ⑧「専門基礎分野」の区分の教育内容である「患者の心理」について、「専門分野」の区分の教育内容である「基礎看護」の「基礎看護技術」に含むこととし、「基礎看護技術」の時間数を現行の「210時間」から35時間増の「245時間」とする。

3. 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日（令和4年度の入学生から新カリキュラムの適用）

ただし、2年課程の改正規定（別表三の二）については、令和4年4月1日施行（令和5年度入学生から新カリキュラムの適用）とする。

(2) 経過措置

改正省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、看護師等

として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、従前の例
によることができることとする。

4. 実施にあたり留意すべき事項

各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長におかれては、改正省令の施行に
伴い必要となる、学校又は養成所における学則の変更等について、遺漏のないよう当
該学校又は養成所に対して指導されたいこと。

以上

○ 文部科学省
厚生労働省 令第三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号及び第二号、第二十条第一号及び第二号、第二十一条第一号から第三号まで並びに第二十二条第一号及び第二号並びに保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号）第十一条第一項並びに第十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

文部科学大臣 萩生田光一

厚生労働大臣 田村 憲久

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年 文部省 令第一号）の一部を次のように改正する。

別表一を次のように改める。

別表一（第二条関係）

教 育 内 容	単 位 数	備 考
---------	-------	-----

公衆衛生看護学	一八（二六）	
公衆衛生看護学概論	二	
個人・家族・集団・組織の支援	一六（二四）	健康危機管理を含む。
公衆衛生看護活動展開論		
公衆衛生看護管理論		
疫学	二	
保健統計学	二	
保健医療福祉行政論	四（三）	
臨地実習	五	
公衆衛生看護学実習	五	保健所・市町村での実習を含む。
個人・家族・集団・組織の支援実習	二	継続した指導を含む。
公衆衛生看護活動展開論実習		
公衆衛生看護管理論実習	三	

合 計	三二（二八）	
-----	--------	--

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十六単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表二を次のように改める。

別表二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学	六（五）	

助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習		一〇 二 二 一一 一一 実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
合 計	三一（三〇）	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三を次のように改める。

別表三（第四条関係）

教 育 内 容		単 位 数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	一四
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	一六

	健康支援と社会保障制度	六
専門分野	基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 臨地実習 基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学	一一 六（四） 六 四 四 四 四 四 四 二 三 二 四

合				
	看護の統合と実践	精神看護学	母性看護学	小児看護学
計				
一〇二(一〇〇)	二	二	二	二

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

二 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができ
きる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）
に基づく大学

ロ 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十二条第一号の規定により指定されている
歯科衛生士学校（イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第

二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定に

より指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

又 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

三 保健師学校養成所と併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表一に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十二単位以上及び専門分野四十三単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

五 臨地実習の総単位数二十三単位から各教育内容の単位数の合計を減じた六単位については、学

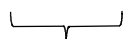
校又は養成所が教育内容を問わず定めることができるものとする。

別表三の二を次のように改める。

別表三の二（第四条関係）

教 育 内 容			単 位 数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	八	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	一〇	
専門分野	基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学	三三五六	

小児看護学	三
母性看護学	三
精神看護学	三
看護の統合と実践	四
臨地実習	一六
基礎看護学	二
地域・在宅看護論	二
成人看護学	四
老年看護学	二
小児看護学	二
母性看護学	二
精神看護学	二
看護の統合と実践	二



二	二	二	二	四	二	二	一六	四	三	三	三
---	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---

合

計

六八

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程

においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項の規定の例による。

二 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただし、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。

三 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができ

る。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第二号の規定により指定されている

歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

又 言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

四 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容五十二単位以上（うち基礎分野八単位以上、専門基礎分野十四単位以上及び専門分野三十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の三を次のように改める。

別表三の三（第四条関係）

基礎分野	教育内容	
	科学的思考の基盤	
六 一〇 一六	高等学校	単位数
	専攻科	
	合計	

専門分野									専門基礎分野	人間と生活・社会の理解
基礎看護学									人体の構造と機能	
地域・在宅看護論									疾病の成り立ちと回復の促進	
成人看護学									健康支援と社会保障制度	
老年看護学										
小児看護学										
母性看護学										
精神看護学										
看護の統合と実践										
臨地実習										
一〇									一七	
一六									五九	
二六									一六	

合 計							
	看護の統合と実践	精神看護学	母性看護学	小児看護学	老年看護学	成人看護学	地域・在宅看護論 基礎看護学
三八					二	二	三
七〇	二	二	二	二	二	二	
一〇八	二	二	二	二	四	二	三

備考 一 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示

第六十八号）第一章第二款第三項（一）アの規定による。専攻科においては、大学設置基準第二

十一条第二項の規定の例による。

二 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課

程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が三十八単位以上及び専攻科における単位数の合計が七十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことができる。

三 臨地実習の総単位数二十六単位から各教育内容の単位数の合計を減じた九単位については、高等学校又は専攻科が教育内容を問わず定めることができるものとする。

別表四を次のように改める。

別表四（第五条関係）

教 育 内 容		時 間 数
基礎分野	論理的思考の基盤 人間と生活・社会	三五 三五
専門基礎分野	人体の仕組みと働き 栄養	一〇五 三五

合 計	基礎看護	二一〇
	成人看護	三 八 五
	老年看護	
	母子看護	
	精神看護	七〇
		一八九〇

附 則

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表三の二の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に指定を受けている学校又は養成所において、保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能を修習中の者に係る教育の内容については、この省令による改正後の別表一から別表四までの規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

別表一（第二条関係）

教育内容	単位数	備考
公衆衛生看護学	一八（二六）	
公衆衛生看護学概論	二	
個人・家族・集団・組織の支援	一六（一四）	
公衆衛生看護活動展開論		
公衆衛生看護管理論		健康危機管理を含む。
疫学	二	
保健統計学	二	
保健医療福祉行政論	四（三）	
臨地実習	五	保健所・市町村での実習を含む。
公衆衛生看護学実習	五	継続した指導を含む。
個人・家族・集団・組織の支援実習	二	
公衆衛生看護活動展開論実習	三	
公衆衛生看護管理論実習		
合 計	三二（二八）	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一
 の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて
 教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によること
 ができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十六単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの
 単位数によらないことができる。

現 行

別表一（第二条関係）

教育内容	単位数	備考
公衆衛生看護学	一六（二四）	
公衆衛生看護学概論	二	
個人・家族・集団・組織の支援	一四（一二）	
公衆衛生看護活動展開論		
公衆衛生看護管理論		健康危機管理を含む。
疫学	二	
保健統計学	二	
保健医療福祉行政論	三（二）	
臨地実習	五	保健所・市町村での実習を含む。
公衆衛生看護学実習	五	継続した指導を含む。
個人・家族・集団・組織の支援実習	二	
公衆衛生看護活動展開論実習	三	
公衆衛生看護管理論実習		
合 計	二八（二五）	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項の規定の例による。

二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一
 の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて
 教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によること
 ができる。

三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習五単位以上及び臨地実習以外の教育内容二十三単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの
 単位数によらないことができる。

別表二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習	六（五） 一〇 二 二 一 一 一	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膣分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
合計	三一（三〇）	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

- 二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一
の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて
教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によること
ができる。
- 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認めら
れる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の
教育内容二十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの
単位数によらないことができる。

別表三（第四条関係）

教 育 内 容	単 位 数
基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	一四

別表二（第三条関係）

教育内容	単位数	備考
基礎助産学 助産診断・技術学 地域母子保健 助産管理 臨地実習 助産学実習	六（五） 八 一 二 一 一 一	実習中分べんの取扱いについては、助産師又は医師の監督の下に学生一人につき十回程度行わせること。この場合において、原則として、取り扱う分べんは、正期産・経膣分べん・頭位単胎とし、分べん第一期から第三期終了より二時間までとする。
合計	二八（二七）	

備考 一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。

- 二 看護師学校養成所のうち第四条第一項に規定する課程を設けるものと併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一
の教育課程によりこの表及び別表三に掲げる教育内容を併せて
教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によること
ができる。
- 三 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認めら
れる場合において、臨地実習十一単位以上及び臨地実習以外の
教育内容十七単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの
単位数によらないことができる。

別表三（第四条関係）

教 育 内 容	単 位 数
基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	一三

二	臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
ホ	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
ヘ	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
ト	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
チ	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
リ	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
ヌ	言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
三	保健師学校養成所と併せて指定を受け、かつ、その学生又は生徒に対し一の教育課程によりこの表及び別表一に掲げる教育内容を併せて教授しようとするものにあつては、括弧内の数字によることができる。
四	複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十九単位以上（うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十二単位以上及び専門分野四十三単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
五	臨地実習の総単位数二十三単位から各教育内容の単位数の合計を減じた六単位については、学校又は養成所が教育内容を問わず定めることができるものとする。

二	線技師養成所 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
ホ	理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
ヘ	視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所
ト	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所
チ	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所
リ	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所
ヌ	言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所
三	（新設） 複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習二十三単位以上及び臨地実習以外の教育内容七十四単位以上（うち基礎分野十三単位以上、専門基礎分野二十一単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて四十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。
（新設）	

別表三の二（第四条関係）

教	育	内	容	単	位	数
基礎分野	科学的思考の基盤	人間と生活・社会の理解		八		
専門基礎分野	人体の構造と機能	疾病の成り立ちと回復の促進		一〇		
専門分野	健康支援と社会保障制度	基礎看護学		四		
	地域・在宅看護論	成人看護学		三		
	老年看護学	小児看護学		三		
	母性看護学	精神看護学		三		
	看護の統合と実践	臨地実習		四		
	基礎看護学	地域・在宅看護論		二		
	成人看護学	老年看護学		二		
	小児看護学	母性看護学		二		
	精神看護学	看護の統合と実践		二		
合	計			六八		

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条第一項の規定の例による。

二 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただ

別表三の二（第四条関係）

教	育	内	容	単	位	数
基礎分野	科学的思考の基盤	人間と生活・社会の理解		七		
専門基礎分野	人体の構造と機能	疾病の成り立ちと回復の促進		一〇		
専門分野Ⅰ	健康支援と社会保障制度	基礎看護学		四		
	臨地実習	基礎看護学		二		
専門分野Ⅱ	成人看護学	老年看護学		三		
	小児看護学	母性看護学		三		
	精神看護学	臨地実習		三		
	成人看護学	老年看護学		二		
	小児看護学	母性看護学		二		
	精神看護学	在宅看護論		二		
統合分野	看護の統合と実践	臨地実習		一〇		
	在宅看護論	看護の統合と実践		三		
合	計			六五		

備考

一 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。ただし、通信制の課程においては、大学通信教育設置基準（昭和五十六年文部省令第三十三号）第五条の規定の例による。

二 通信制の課程における授業は、大学通信教育設置基準第三条第一項及び第二項に定める方法により行うものとする。ただ

し、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。

三 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

四 言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容五十二単位以上（うち基礎分野八単位以上、専門基礎分野十四単位以上及び専門分野三十単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

し、同課程における臨地実習については、同条第一項に定める印刷教材等による授業及び面接授業並びに病院の見学により行うものとする。

三 次に掲げる学校等において既に履修した科目については、その科目の履修を免除することができる。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令に基づく大学

ロ 歯科衛生士法第十二条第一号の規定により指定されている歯科衛生士学校（同号イに掲げる学校教育法に基づく大学及び高等専門学校を除く。以下この号において同じ。）又は同条第二号の規定により指定されている歯科衛生士養成所

ハ 診療放射線技師法第二十条第一号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所

ニ 臨床検査技師等に関する法律第十五条第一号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所

ホ 理学療法士及び作業療法士法第十一条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第十二条第一号若しくは第二号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設

ヘ 視能訓練士法第十四条第一号又は第二号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

ト 臨床工学技士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

チ 義肢装具士法第十四条第一号、第二号又は第三号の規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

リ 救急救命士法第三十四条第一号、第二号又は第四号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

四 言語聴覚士法第三十三条第一号、第二号、第三号又は第五号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認められる場合において、臨地実習十六単位以上及び臨地実習以外の教育内容四十九単位以上（うち基礎分野七単位以上、専門基礎分野十四単位以上並びに専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野を合わせて二十八単位以上）であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらないことができる。

別表三の三（第四条関係）

教育内容	単位数	高等学校	専攻科	合計
基礎分野		六	一〇	一六
専門基礎分野		七	九	一六
専門分野		一	五	六
基礎看護学		八	四	一二
地域・在宅看護論		一	五	六
成人看護学		二	四	六
老年看護学		一	三	四
小児看護学		一	三	四
母性看護学		一	三	四
精神看護学		一	四	五
看護の統合と実践		一	四	五
臨地実習		〇	一六	一六
基礎看護学		三	二	五
地域・在宅看護論		二	二	四
成人看護学		二	二	四
老年看護学		二	二	四
小児看護学		二	二	四
母性看護学		二	二	四
精神看護学		二	二	四
看護の統合と実践		二	二	四
合計		三八	七〇	一〇八

備考

- 一 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）第一章第二款第三項（一）アの規定による。専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
- 二 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合

別表三の三（第四条関係）

教育内容	単位数	高等学校	専攻科	合計
基礎分野		六	一〇	一六
専門基礎分野		七	八	一五
専門分野Ⅰ		二	五	七
専門分野Ⅱ		二	四	六
基礎看護学		五	三	八
臨地実習		五	一	六
成人看護学		二	四	六
老年看護学		一	三	四
小児看護学		一	三	四
母性看護学		一	三	四
精神看護学		一	四	五
臨地実習		五	一	六
成人看護学		三	二	五
老年看護学		二	二	四
小児看護学		二	二	四
母性看護学		二	二	四
精神看護学		二	二	四
在宅看護論		四	四	八
看護の統合と実践		四	四	八
臨地実習		四	二	六
在宅看護論		三	二	五
看護の統合と実践		三	二	五
合計		三八	六七	一〇五

備考

- 一 単位の計算方法は、高等学校においては、高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）第一章第二款第一項の規定による。専攻科においては、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。
- 二 高等学校及び専攻科が一貫した教育を施すために高等学校及び専攻科を併せた五年間の教育課程を編成することが特に必要と認められる場合において、教育内容ごとの高等学校及び専攻科における単位数の合計がこの表の教育内容ごとの単位数の合

計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が三十八単位以上及び専攻科における単位数の合計が七十単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことができる。

三 臨地実習の総単位数二十六単位から各教育内容の単位数の合計を減じた九単位については、高等学校又は専攻科が教育内容を問わず定めることができるものとする。

別表四（第五条関係）

教 育 内 容	時 間 数	基礎分野	専門基礎分野	専門分野
論理的思考の基盤 人間と生活・社会 人体の仕組みと働き 栄養 薬理 疾病の成り立ち 保健医療福祉の仕組み 看護と法律	三五 三五 一〇五 三五 七〇 一〇五 三五			基礎看護 看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 臨地実習 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護
合 計	一八九〇			

計以上であり、かつ、高等学校における単位数の合計が三十八単位以上及び専攻科における単位数の合計が六十七単位以上であるときは、この表の教育内容ごとの単位数の高等学校及び専攻科への配当によらないことができる。

（新設）

別表四（第五条関係）

科 目	講 義	実 習	計 数	基礎科目	専門基礎科目	専門科目
国語 外国語 その他 人体の仕組み 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防 看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉 看護と法律 基礎看護 看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 臨地実習 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護	三五 三五 三五 一〇五 三五 三五 七〇 三五 三五 三五 三五 三五 三一五 三一五 二一〇 二一〇 二一〇 七〇 七〇 二一〇 七〇 七〇	七三五 二一〇 三八五 七〇	七三五 二一〇 三八五 七〇			基礎看護 看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護 臨地実習 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護
合 計	一八九〇	七三五	七三五			

備考 演習及び校内実習は講義に含まれる。	合 計	精神看護	
		一一五五	
		七三五	七〇
		一八九〇	七〇

医政発 1030 第 18 号
令和 2 年 10 月 30 日

公益社団法人
日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令の公布について

標記について、別添通知を各都道府県知事あてに発出したのでご了知いただきますようお願いいたします。

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令が別紙のとおり公布され、令和5年4月1日から施行されることとなった（ただし、看護師国家試験の試験科目の改正規定（第22条）については令和6年4月1日から施行。）。

今回の改正の趣旨、概要等は下記のとおりであるので、十分留意の上、貴管内の養成所へ周知いただくとともに、その実施について遺漏のないようお願いする。

記

1. 改正の趣旨

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部を改正する省令（令和2年文部科学省・厚生労働省令第3号）により看護師教育及び准看護師教育の内容が改正されることに伴い、看護師国家試験及び准看護師試験の試験科目の改正を行うものである。

2. 改正の概要

（1）看護師国家試験の試験科目

「在宅看護論」について、名称を「地域・在宅看護論」に改める。

（2）准看護師試験の試験科目

- ①「食生活と栄養」について、名称を「栄養」に改める。
- ②「薬物と看護」について、名称を「薬理」に改める。
- ③ 現行の「感染と予防」について、「疾病と成り立ち」に含む内容と整理したことに伴い削る。
- ④ 現行の「看護と倫理」及び「患者の心理」について、「基礎看護」に含む内容と整理したことに伴い削る。

3. 施行期日等

（1）看護師国家試験の試験科目

令和6年4月1日に施行し、令和6年度の国家試験から新たな試験科目によることとする。

（2）准看護師試験の試験科目

令和5年4月1日に施行し、令和5年度の試験から新たな試験科目によることとする。

以上

○厚生労働省令第百七十九号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十八条の規定に基づき、保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

（看護師国家試験の試験科目）

第二十二條 看護師国家試験は、次の科目について行う。

人体の構造と機能

疾病の成り立ちと回復の促進

健康支援と社会保障制度

基礎看護学

地域・在宅看護論

成人看護学

老年看護学

小児看護学

母性看護学

精神看護学

看護の統合と実践

第二十三条を次のように改める。

（准看護師試験の試験科目）

第二十三条 准看護師試験は、次の科目について行う。

人体の仕組みと働き

栄養

薬理

疾病の成り立ち

保健医療福祉の仕組み

看護と法律

基礎看護

成人看護

老年看護

母子看護

精神看護

附 則

この省令は令和五年四月一日から施行する。ただし、第二十二条の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
○ 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）（抄）

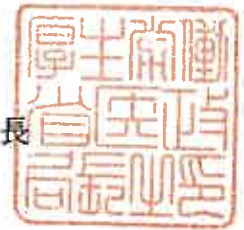
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（看護師国家試験の試験科目） 第二十二條 看護師国家試験は、次の科目について行う。 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度 基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 （准看護師試験の試験科目） 第二十三條 准看護師試験は、次の科目について行う。 人体の仕組みと働き 栄養 薬理 疾病の成り立ち 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	（看護師国家試験の試験科目） 第二十二條 看護師国家試験は、次の科目について行う。 人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度 基礎看護学 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 在宅看護論 看護の統合と実践 （准看護師試験の試験科目） 第二十三條 准看護師試験は、次の科目について行う。 人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防 看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護

医政発 1030 第 2 号
令和 2 年 10 月 30 日

公益社団法人
日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長



「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」
の一部改正について

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「看護基礎教育検討会報告書」（令和元年 10 月 15 日公表）において、将来を担う看護職員を養成するための教育の内容と方法について検討を行い、保健師、助産師、看護師及び准看護師教育のカリキュラム改正案がとりまとめられました。令和 2 年 10 月 30 日には、当該報告書を受けて、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省第 1 号）の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が公布されたところです。

今般、当該報告書及び改正省令を受けて「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」（医政発 0331 第 21 号）の内容の一部を別紙のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとし、2 年課程、2 年課程（定時制）及び 2 年課程（通信制）においては令和 5 年 4 月 1 日から適用することとした旨を都道府県に別添のとおり通知いたしました。

つきましては、内容についてご了解いただくとともに、貴団体に所属されている会員の皆様への情報提供にご協力をお願いいたします。

医政発 1030 第 1 号
令和 2 年 10 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」
の一部改正について

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「看護基礎教育検討会報告書」（令和元年 10 月 15 日公表）において、将来を担う看護職員を養成するための教育の内容と方法について検討を行い、保健師、助産師、看護師及び准看護師教育のカリキュラム改正案がとりまとめられました。令和 2 年 10 月 30 日には、当該報告書を受けて、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省第 1 号）の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が公布されたところです。

今般、当該報告書及び改正省令を受けて「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインについて」（医政発 0331 第 21 号）の内容の一部を別紙のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとし、2 年課程、2 年課程（定時制）及び 2 年課程（通信制）においては令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたのでその旨通知します。

つきましては、内容についてご了知いただくとともに、貴管内養成所に対して、貴職からこの旨周知願います。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

「看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン」の一部改正に係る新旧対照表

(平成二十七年三月三十一日医政発〇三三一第二一 厚生労働省医政局長通知)

最終改正:平成二八年一一月一日医政発一一〇一第一〇

(令和四年四月一日より適用。二年課程、二年課程(定時制)、二年課程(通信制)においては令和五年四月一日より適用。下線部は改正部分。)

新	旧
(略)	(略)
第一～三 (略)	第一～三(略)
第四 学生に関する事項	第四 学生に関する事項
1 入学資格の確認	1 入学資格の確認
(1)(略)	(1)(略)
ア(略)	ア(略)
イ 看護師養成所	イ 看護師養成所
(ア) (略)	(ア) (略)
a 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者にあつては、高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書	a 高等学校又は中等教育学校を卒業した者にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
b～c (略)	b～c (略)
(イ)～(エ)(略)	(イ)～(エ)(略)
ウ (略)	ウ (略)
2～5(略)	2～5(略)
第五 教員等に関する事項	第五 教員に関する事項
1 専任教員及び教務主任	1 専任教員及び教務主任
(1)～(6) (略)	(1)～(6)(略)
(7) 専任教員は、看護師養成所及び准看護師養成所にあつては専門分野ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。	(7) 専任教員は、看護師養成所にあつては専門領域ごとに、准看護師養成所にあつては専門科目ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。
(8)～(12)(略)	(8)～(12)(略)
(13) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこ	(13) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこ

と。<u>また、カウンセリング等に関して当該者が支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じることが望ましいこと。</u> <u>(14) 専任教員の業務を支援するシステム等の積極的な活用が望ましいこと。</u> <u>(15) 教務主任となることのできる者は、(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、次のいずれかに該当するものであること。</u> ア～エ(略) 2～3(略) 4 実習指導教員 (1)(略) (2) 実習指導教員は、保健師養成所にあつては保健師、助産師養成所にあつては助産師、看護師養成所にあつては保健師、助産師または看護師、准看護師養成所にあつては保健師、助産師、看護師または准看護師とし、<u>三年以上当該資格の業務に従事した者であること。</u> (3) 臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数を踏まえ適当数確保することが望ましいこと。 <u>なお、実習指導教員は、必要に応じて実習施設以外の場において学生の指導に当たっても差し支えないこと。</u> 5 その他の教員 (1)～(2) (略) (3) 看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員<u>以外の者が行う場合、又は当該分野について相当の学識経験を有する者によって行われることが望ましいこと。</u> (4) (略) 6 事務職員 <u>専任教員の教務事務等の業務を支援する事務職員を、学生数等を勘案して一名以上配置すること。</u>	と。 (新設) <u>(14) 教務主任となることのできる者は、(1)から(4)までのいずれかに該当する者であって、次のいずれかに該当するものであること。</u> ア～エ(略) 2～3(略) 4 実習指導教員 (1) (略) (2) 実習指導教員は、保健師養成所にあつては保健師、助産師養成所にあつては助産師、看護師養成所にあつては保健師、助産師または看護師、准看護師養成所にあつては保健師、助産師、看護師または准看護師と<u>すること。</u> (3) 臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数を踏まえ適当数確保することが望ましいこと。 5 その他の教員 (1)～(2) (略) (3) 看護師養成所における基礎分野の授業は、大学において当該分野を担当している教員<u>によって行われることが望ましいこと。</u> (4) (略) (新設)
--	---

第六 教育に関する事項 1 教育の内容等 (1) (略) (2) (略) (3) 授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱の作成に当たっては、保健師養成所にあつては別表 11 を、助産師養成所にあつては別表 12 及び別表 12-2 を、看護師養成所にあつては別表 13 及び別表 13-2 を、<u>准看護師養成所にあつては別表 14</u>を参照すること。 2 履修時間数等 (1) 保健師養成所 教育課程の編成に当たっては、<u>三一</u>単位以上の講義、実習等を行うようにすること。 (2) 助産師養成所 教育課程の編成に当たっては、<u>三一</u>単位以上の講義、実習等を行うようにすること。 (3) 看護師養成所 教育課程の編成に当たっては、三年課程及び三年課程(定時制)にあつては、<u>二〇二</u>単位以上の講義、実習等を行うようにすること。また、二年課程、二年課程(定時制)及び二年課程(通信制)にあつては、<u>六八</u>単位以上の講義、実習等を行うようにすること。 (4) 准看護師養成所 教育課程の編成に当たっては、<u>基礎分野七〇時間以上、専門基礎分野三五〇時間以上、専門分野一四七〇時間以上</u>の講義、実習等を行うようにすること。 3 単位制 (略) (1) 単位の計算方法 ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所(三年課程(定時制を含む)及び	第六 教育に関する事項 1 教育の内容等 (1) (略) (2) (略) (3) 授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱の作成に当たっては、保健師養成所にあつては別表 11 を、助産師養成所にあつては別表 12 を、看護師養成所にあつては別表 13 及び別表 13-2 を参照すること。 2 履修時間数等 (1) 保健師養成所 教育課程の編成に当たっては、<u>二八</u>単位以上で、<u>八九〇時間以上</u>の講義、実習等を行うようにすること。 (2) 助産師養成所 教育課程の編成に当たっては、<u>二八</u>単位以上で、<u>九三〇時間以上</u>の講義、実習等を行うようにすること。 (3) 看護師養成所 教育課程の編成に当たっては、三年課程及び三年課程(定時制)にあつては、<u>九七</u>単位以上で、<u>三〇〇〇時間以上</u>の講義、実習等を行うようにすること。また、二年課程、二年課程(定時制)及び二年課程(通信制)にあつては、<u>六五</u>単位以上で、<u>二一八〇時間以上</u>の講義、実習等を行うようにすること。 (4) 准看護師養成所 教育課程の編成に当たっては、<u>基礎科目一〇五時間以上、専門基礎科目三八五時間以上、専門科目六六五時間以上及び臨地実習七三五時間以上</u>の講義、実習等を行うようにすること。 3 単位制 (略) (1) 単位の計算方法 ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所(三年課程(定時制を含む)及
--	---

二年課程(定時制を含む))

一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、一単位の授業時間数は、講義及び演習については一五時間から三〇時間、実験、実習(臨地実習含む)及び実技については三〇時間から四五時間の範囲で定めること。

(削除)

(削除)

イ 看護師養成所二年課程(通信制)

(ア) (略)

(イ) 臨地実習

臨地実習は、紙上事例演習を教育内容ごとに三事例程度、病院見学実習を教育内容ごとに二日及び面接授業を教育内容ごとに三日をもって構成すること。

(2) 単位等の認定

ア(略)

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表三及び三の二に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

・歯科衛生士

・診療放射線技師

び二年課程(定時制を含む))

(ア) 臨地実習以外の授業

一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、一単位の授業時間数は、講義及び演習については一五時間から三〇時間、実験、実習及び実技については三〇時間から四五時間の範囲で定めること。

(イ) 臨地実習

臨地実習については、一単位を四五時間の実習をもって構成すること。

(ウ) 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

イ 看護師養成所二年課程(通信制)

(ア) (略)

(イ) 臨地実習

臨地実習については、一単位あたり四五時間の学修を必要とする紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって構成すること。

(2) 単位の認定

ア(略)

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表三及び三の二に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

・歯科衛生士

・診療放射線技師

- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

なお、指定規則別表三備考二及び別表三の二備考三にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六二年法律第三〇号)第四〇条第二号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二〇年厚生労働省令第四二号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和六二年厚生省令第五〇号)別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二〇年文部科学省・厚生労働省令第二号)別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三、別表三の二及び別表四に定める基礎分野の履修に替えることができること。

4 教育実施上の留意事項

(1)～(2)(略)

(3) 授業は、施設整備等教育上の諸条件を考慮し、専任教員との対面による授業に相当する教育効果を十分に挙げられることを前提に、多様なメディアを利用した遠隔授業を行っても差し支えないこと。

(4) 授業の方法は、学生が主体的に学ぶことができるよう、積極的に工夫を講じること。

(5) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、臨地実習を充実させるために、実践活動の場以外で行う学習の時間を臨地実習に含めて差し支えないこと。

- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

なお、指定規則別表三備考二及び別表三の二備考三にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六二年法律第三〇号)第三九条第一号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成二〇年厚生労働省令第四二号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和六二年厚生省令第五〇号)別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成二〇年文部科学省・厚生労働省令第二号)別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三及び別表三の二に定める基礎分野の履修に替えることができること。

4 教育実施上の留意事項

(1)～(2)(略)

(新設)

(新設)

(3) 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、臨地実習を充実させるために実践活動の場以外で行う学習の時間を臨地実習に含めて差し支えないこと。

実践活動の場以外で行う学習については、学習の目的、内容及び<u>各教育内容の実習の単位数に占める割合</u>を実習指導要綱等で明確にすること。 (6) (略) (7) 同一の<u>教育内容</u>の臨地実習が二施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮すること。 (8) (略) (9) 二年課程(通信制)にあつては、(5)にかかわらず、臨地実習は紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。 ア～ウ(略) (10) (略) (削除) (11) 准看護師養成所においては、試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各<u>教育内容</u>の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該<u>教育内容</u>の時間数の一割以内として当該<u>教育内容</u>の時間数内に算入できるものとする。 5 二年課程(通信制) (1)～(2)(略) ア(略) イ 病院見学実習を行う実習施設については、専門領域ごとに一施設以上、当該養成所が所在する同一都道府県内に確保すること。 ウ～オ(略) (3) 教育実施上の留意事項 ア～イ(略) ウ 別表3-2で示す二年課程(通信制)の教育について、臨地実習における面接授業の他に、<u>専門分野</u>においては、対面による授業一〇日を行うこと。対面による授業は、学生が養成所等に通学し、教員と対面し直接指導を受けて、別表3-2の備考を参照し、学生の看護実践能力を把握・評価した上で個別の状況を考慮した教育が行	実践活動の場以外で行う学習については、学習の目的、内容及び<u>時間数</u>を実習指導要綱等で明確にすること。 (4) (略) (5) 同一<u>科目</u>の臨地実習が二施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないよう、教育計画を配慮すること。 (6) (略) (7) 二年課程(通信制)にあつては、(3)にかかわらず、臨地実習は紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。 ア～ウ(略) (8) (略) (9) <u>准看護師養成所の講義</u>については、一時間の授業時間につき休憩一〇分程度を含めて差し支えないこと。また、<u>実習</u>については、一時間を六〇分とすること。 (10) 准看護師養成所においては、<u>学科試験</u>、施設見学、実習オリエンテーション等、各<u>科目</u>の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該<u>科目</u>の時間数の一割以内として当該<u>科目</u>の時間数内に算入できるものとする。 5 二年課程(通信制) (1)～(2)(略) ア(略) イ 病院見学実習を行う実習施設については、<u>各専門領域</u>ごとに一施設以上、当該養成所が所在する同一都道府県内に確保すること。 ウ～オ(略) (3) 教育実施上の留意事項 ア～イ(略) ウ 別表3-2で示す二年課程(通信制)の教育について、臨地実習における面接授業の他に、<u>専門分野Ⅰ</u>、<u>専門分野Ⅱ</u>及び<u>統合分野</u>においては、対面による授業一〇日を行うこと。対面による授業は、学生が養成所等に通学し、教員と対面し直接指導を受けて、別表3-2の備考を参照し、学生の看護実践能力を把握・評価した上で個別
---	---

われるものであること。 6 統合カリキュラム (1)～(3)(略) (4) その他の基準 ア～イ(略) ウ 普通教室は、同時に行う授業の数に応じ、専用のものを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共用としてよいこと。 第七 施設設備に関する事項 1(略) 2 教室等 (1) 同時に授業を行う学生数は原則として四〇人以下とすること。ただし、<u>授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りではない。</u> (削除) (削除) (2)～(9)(略) 3 保健師養成所 (1)(略) (2) 実習室は、<u>家庭訪問</u>、健康相談、健康教育等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。 4 助産師養成所 (1)(略) (2) 実習室は、分べん台及び診察台一台当たり二〇㎡以上有し、かつ、新生児及び妊産じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要す	の状況を考慮した教育が行われるものであること。 6 統合カリキュラム (1)～(3)(略) (4) その他の基準 ア～イ(略) ウ 普通教室は、同時に行う授業の数に応じ、専用のものを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共用してよいこと。 第七 施設設備に関する事項 1(略) 2 教室等 (1) 同時に授業を行う学生数は原則として四〇人以下とすること。ただし<u>以下の場合についてはこの限りでない。</u> <u>ア 看護師養成所の基礎分野、准看護師養成所の基礎科目であって、教育効果を十分に挙げられる場合</u> <u>イ 二年課程(通信制)の面接授業等であって、教育効果を十分に挙げられる場合</u> (2)～(9)(略) 3 保健師養成所 (1)(略) (2) 実習室は、<u>在宅看護</u>、健康相談、健康教育、救急法等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、<u>リネン類</u>等を格納する場所を備えること。 4 助産師養成所 (1)(略) (2) 実習室は、分べん台及び診察台一台当たり二〇㎡以上有し、かつ、新生児及び妊産じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要す
---	---

る機械器具等を格納する場所を備えること。 (3)(略) 5 看護師養成所 (1) (略) (2) 実習室には、学生四人に一ベッド以上確保し、一ベッド当たり一㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。 (3) ア～イ(略) ウ 学生の自己学習の便宜を図るため、図書、視聴覚教材、<u>映像・音声を記録・再生する装置</u>及びインターネットの環境を整備したコンピューター等の機材等の整備を行うこと。 6 准看護師養成所 (1) <u>専門分野</u>の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。 (2) 実習室には、学生四人に一ベッド以上確保し、一ベッド当たり一㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。 7 機械器具等 (1)～(2)(略)	る機械器具、<u>リネン類</u>等を格納する場所を備えること。 (3) (略) 5 看護師養成所 (1) (略) (2) 実習室には、学生四人に一ベッド以上確保し、一ベッド当たり一㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、<u>リネン類</u>等を格納する場所を備えること。 (3) ア～イ(略) ウ 学生の自己学習の便宜を図るため、図書、視聴覚教材、<u>ビデオ等の再生機器</u>及びインターネットの環境を整備したコンピューター等の機材等の整備を行うこと。 6 准看護師養成所 (1) <u>専門科目</u>の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。 (2) 実習室には、学生四人に一ベッド以上確保し、一ベッド当たり一㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具、<u>リネン類</u>等を格納する場所を備えること。 7 機械器具等 (1)～(2)(略)
第八 実習施設等に関する事項 1 (略) 2 実習施設 (1) <u>教育内容に応じて病院のほか多様な実践活動の場を実習施設として設定すること。ただし、当該実習施設に関連する法令等で定められている基準を満たしていること。</u> (削除) (2) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。<u>学生の利便性等の観点から、養成所が所在する都道府県外の実習施設を確保する場合にあっては既</u>	第八 実習施設等に関する事項 1 (略) 2 実習施設 (1) <u>実習施設には、実習生の更衣室及び休憩室が準備されているとともに、実習効果を高めるため討議室が設けられていることが望ましいこと。</u> (2) <u>実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。</u> (3) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。

<u>に実習を行っている看護師等養成所の実習体制への影響に十分配慮すること。</u> (3) <u>実習施設が同時に受け入れることのできる学生数は、実習の質担保の観点から、実習施設の規模や実習内容を勘案し、看護師等養成所と実習施設との間において十分な調整を図り、専任教員、実習指導教員又は実習指導者による適切な実習指導体制を確保した上で、適切な数を定めること。多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整が必要であること。</u> (4) <u>実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。</u> (5) <u>実習施設には、学生の更衣及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために専任教員、実習指導教員又は実習指導者と討議等が実施できる場所が設けられていることが望ましいこと。</u> 3 保健師養成所 (1)(略) (2) <u>実習施設としては、市町村及び保健所以外に、病院、診療所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、精神保健福祉センター、子育て世代包括支援センターその他の社会福祉施設、学校、事業所等を適宜含めること。</u> 4 助産師養成所 (1)(略) (2) <u>実習施設としては、病院、診療所、助産所以外に、保健所、市町村保健センター、産後ケアセンター、子育て世代包括支援センター等を適宜含めること。</u> 5 看護師養成所 (1) <u>実習施設として、病院に加えて、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜確保すること。ただし、基礎看護学及び成人看護学実習においては学生一人につき、一か所以上の病院において実習を行うこと。</u> (2) <u>実習施設が病院の場合は、次の条件を具備していること。</u>	(4) <u>実習病院が同時に受け入れることのできる学生数は、看護単位ごとに一〇名を限度とすること。従って、多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整が必要であること。</u> (新設) (新設) 3 保健師養成所 (1) (略) (2) <u>実習施設としては、市町村及び保健所以外に、病院、診療所、訪問看護ステーション、精神保健福祉センターその他の社会福祉施設、学校、事業所等を適宜含めること。</u> 4 助産師養成所 (1) (略) (2) <u>実習施設としては、病院、診療所、助産所以外に、保健所、市町村保健センター、母子健康センター等を適宜含めること。</u> 5 看護師養成所 (1) <u>実習施設として、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践の実習を行う病院等を確保すること。病院以外として、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。また、在宅看護論の実習については、病院、診療所、訪問看護ステーションの他、地域包括支援センター等の実習施設を確保すること。</u> (2) <u>主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護学、成人看護学の実習を行う施設であ</u>
--	--

ア 看護職員の半数以上が看護師であること。

イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。

(ア) 看護部門としての方針が明確であること。

(イ) 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。

(ウ) 看護師の院内教育及び看護職員に対する継続教育が計画的に実施され、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。

(削除)

ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)や、看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

(削除)

エ (略)

(ア)～(ウ)(略)

オ 学生が実習する看護単位には、実習指導者が二人以上配置されていることが望ましいこと。

(削除)

(3) 病院以外での実習については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。また、病院以外での実習にあたっては、業務に係る手順が整備され、必要な記録が作成されていること。さらに、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。ただし、看護職員が配置されていない施設においては、看護師養成所の専任教員又は実習指導教員による指導を学生が

り、次の条件を具備していること。

ア 入院患者三人に対し一人以上の看護職員が配置されていること。ただし、看護職員の半数以上が看護師であること。

イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。

(ア) 組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。

(イ) 看護部門としての方針が明確であること。

(ウ) 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。

(エ) 看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。

ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

エ 看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

オ (略)

(ア)～(ウ)(略)

カ 実習生が実習する看護単位には、実習指導者が二人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。

キ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

(3) 主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については(2)―イからキまでと同様とすること。

<u>必要時受けられる体制を整備すること。</u> (4) <u>看護師が配置されていない施設における実習の単位数は、指定規則に定める単位数の三割以内で定めること。</u> (5)～(6)(略) 6 准看護師養成所 (1) 実習施設として、<u>病院に加えて、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜確保すること。ただし、基礎看護及び成人看護実習においては学生一人につき、必ず一か所以上の病院における実習を行うこと。</u> (2) 実習施設は、次の条件を具備していること。 (削除) ア <u>看護組織が次のいずれにも該当すること。</u> (ア) <u>看護部門としての方針が明確であること。</u> (イ) <u>看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。</u> (ウ) <u>看護師の院内教育及び看護職員に対する継続教育が計画的に実施され、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。</u> (削除) イ <u>患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)や、看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。</u> (削除) ウ <u>看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。</u>	(4) <u>病院以外の実習の単位数は、在宅看護論の実習を含め指定規則に定める単位数の一割から三割程度の間で定めること。</u> (5)～(6)(略) 6 准看護師養成所 (1) 実習施設として、<u>基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護の実習を行う病院等を確保すること。病院以外の実習施設として、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜含めること。</u> (2) <u>主たる実習施設は、実習施設のうち基礎看護、成人看護の実習を行う施設であり、次の条件を具備していること。</u> ア <u>入院患者三人に対し一人以上の看護職員が配置されていること。</u> イ <u>看護組織が次のいずれにも該当すること。</u> (ア) <u>組織の中で看護部門が独立して位置づけられていること。</u> (イ) <u>看護部門としての方針が明確であること。</u> (ウ) <u>看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。</u> (エ) <u>看護師の院内教育、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。</u> ウ <u>患者個々の看護計画を立案する上で基本とするため、看護基準(各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの)が使用しやすいよう配慮し作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。</u> エ <u>看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順(各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの)が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。</u> オ <u>看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。</u>
---	---

(ア) 看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程(計画、実施、実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。 (イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。 (ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。 エ <u>学生が実習する看護単位には、実習指導者が二人以上配置されていることが望ましいこと。</u> (削除) (3) <u>病院以外での実習については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。また、病院以外での実習にあたっては、業務に係る手順が整備され、必要な記録が作成されていること。さらに、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。ただし、看護職員が配置されていない施設においては、准看護師養成所の専任教員又は実習指導教員による指導を学生が必要時受けられる体制を整備すること。</u> (削除) (4) <u>看護職員が配置されていない施設における実習の時間数は、指定規則に定める時間数の三割以内で定めること。</u> 第九 (略)	(ア) 看護記録(患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程(計画、実施、実施後の評価)を記録したもの)が正確に作成されていること。 (イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。 (ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。 カ <u>実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者が二人以上配置されていることが望ましいこと。ただし、診療所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。</u> キ <u>看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。</u> (3) <u>主たる実習施設以外の実習施設については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。他の要件については、(2)―イからキまでと同様とすることが望ましいこと。</u> (4) <u>実習施設である診療所は、次の条件を具備していること。</u> ア 看護手順が作成され、活用されていること。 イ 看護師が配置されていること。 (5) <u>病院以外の実習は指定規則に定める時間数の一割から三割程度の間で定めると。</u> 第九 (略)
--	--

新	旧												
別表 1 保健師教育の基本的考え方、留意点等	別表 1 保健師教育の基本的考え方、留意点等												
教育の基本的考え方 1) 個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)を地域とし、<u>個人の状況も踏まえつつ</u>地域及び地域を構成する人々の心身の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を<u>多角的・系統的かつ予測的に捉えてアセスメントし、顕在・潜在している地域の健康課題を明確にし、解決・改善策を計画・立案・実施・評価する能力を養う。</u> 2) 地域の人々が、自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図ることができるよう<u>予防的アプローチも含めて支援するとともに、自主的に社会資源を活用できるよう支援し評価する能力を養う。</u> 3) <u>広域的視点も踏まえて、平常時から健康危機管理の体制を整備し、健康危機の発生時から発生後の健康課題を早期に発見し迅速かつ組織的に対応する能力を養う。</u> 4) 地域の健康水準を高めるために、保健・医療・<u>介護・福祉サービス</u>を調整し活用する能力及び地域の健康課題の解決に必要な<u>事業化や施策化、社会資源の活用・開発・管理及びケアシステムの構築を行う能力を養う。</u> 5) 保健・医療・<u>介護・福祉</u>に関する最新の知識・技術を主体的かつ継続的に<u>学ぶことにより実践の質を向上させ、社会情勢の動向を的確に捉え、社会的正義・公正に基づき、倫理的問題に対応する能力を養う。</u>	教育の基本的考え方 1) 個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)を地域とし、<u>地域及び地域を構成する人々の心身の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を社会的条件の中で系統的かつ予測的に捉えてアセスメントし、地域の顕在化・潜在化した健康課題を明確化し、解決・改善策を計画・立案する能力を養う。</u> 2) 地域の人々が、自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図ることができるよう<u>に支援するとともに、自主的に社会資源を活用できるよう支援し評価する能力を養う。</u> 3) 健康危機管理の体制を整え、健康危機の発生時から<u>回復期</u>の健康課題を早期に発見し迅速かつ組織的に対応する能力を養う。 4) 地域の健康水準を高めるために、保健・医療・福祉サービスを調整し活用する能力及び地域の健康課題の解決に必要な社会資源を開発し施策化及びシステム化する能力を養う。 5) 保健・医療・福祉<u>及び社会</u>に関する最新の知識・技術を主体的かつ継続的に<u>学び、実践の質を向上させる能力を養う。</u>												
<table><tr><th>教育内容</th><th>単位数</th><th>留意点</th></tr><tr><td>公衆衛生看護学 公衆衛生看護学概論</td><td><u>18</u> 2</td><td>個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。</td></tr></table>	教育内容	単位数	留意点	公衆衛生看護学 公衆衛生看護学概論	<u>18</u> 2	個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。	<table><tr><th>教育内容</th><th>単位数</th><th>留意点</th></tr><tr><td>公衆衛生看護学 公衆衛生看護学概論</td><td><u>16</u> 2</td><td>個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。</td></tr></table>	教育内容	単位数	留意点	公衆衛生看護学 公衆衛生看護学概論	<u>16</u> 2	個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。
教育内容	単位数	留意点											
公衆衛生看護学 公衆衛生看護学概論	<u>18</u> 2	個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。											
教育内容	単位数	留意点											
公衆衛生看護学 公衆衛生看護学概論	<u>16</u> 2	個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。											

個人・家族・集団・組織の支援	公衆衛生看護活動展開論	16	個人・家族の健康及び生活実態や疫学データ、保健統計から地域をアセスメントし、顕在化・潜在化した健康課題を明確にする方法を学ぶ内容とする。 健康課題への支援を計画・立案し、 <u>継続訪問や社会資源の活用等による実践プロセスを演習を通して</u> 学ぶ内容とする。 人々の健康行動の特性及び効果的な介入方法と技術を学ぶ内容とする。 集団における教育方法や集団力学等を学ぶ内容とする。 地域の人々や医療・福祉等の他職種との協働・マネジメントを学ぶ内容とする。 ハイレスクアプローチとポピュレーションアプローチの連動による活動の展開を学ぶ内容とする。 産業保健・学校保健における活動の展開を <u>演習を通して</u> 学ぶ内容とする。	公衆衛生看護活動展開論	14	個人・家族の健康課題への支援から地域をアセスメントし、顕在化・潜在化した健康課題を明確にする方法を学ぶ内容とする。 健康課題への支援を計画・ <u>立案することを</u> 学ぶ内容とする。 人々の健康行動の特性及び効果的な介入方法と技術を学ぶ内容とする。 集団における教育方法や集団力学等を学ぶ内容とする。 地域の人々や医療・福祉等の他職種との協働・マネジメントを学ぶ内容とする。 ハイレスクアプローチとポピュレーションアプローチの連動による活動の展開を学ぶ内容とする。 産業保健・学校保健における活動の展開を学ぶ内容とする。 <u>事例を用いて活動や事業の評価を行い、システム化・施策化につなげる過程を演習を通して</u> 学ぶ内容とする。 健康危機管理を学ぶ内容とする。
	公衆衛生看護管理論		社会の構造・機能、組織等の理解等、 <u>施策化の基盤となる内容を含むこととする。</u> 健康危機管理について事例を用いた <u>演習を通して</u> 学ぶ内容とする。			公衆衛生看護管理論
	疫学	2	公衆衛生看護活動を展開するうえで、基盤となる疫学調査・分析、活用方法について学ぶ内容とする。	疫学	2	公衆衛生看護活動を展開するうえで、基盤となる疫学調査・分析、活用方法について学ぶ内容とする。
	保健統計学	2	公衆衛生看護活動における統計学の基礎、情報処理技術及び統計情報とその活用方法について <u>演習を通して</u> 学ぶ内容とする。	保健統計学	2	公衆衛生看護活動における統計学の基礎、情報処理技術及び統計情報とその活用方法について学ぶ内容とする。
	保健医療福祉行政論	4	保健・医療・ <u>介護・福祉施策</u> の企画及び評価について学ぶ内容とする。 調査で明らかにされた生活環境が人々に及ぼす健康上の影響など、健康に係る社会問題を解決する政策形成過程に活かす方法を学ぶ内容とする。 政策形成過程について事例を用いた <u>演習を通して</u> 学ぶ内容とする。	保健医療福祉行政論	3	保健・医療・福祉の <u>計画</u> の企画及び評価について <u>実践的に</u> 学ぶ内容とする。 調査で明らかにされた生活環境が人々に及ぼす健康上の影響など、健康に係る社会問題を解決する政策形成過程に活かす方法を学ぶ内容とする。 事例を用いて <u>政策形成過程等に関する演習を行う。</u>
	臨地実習 公衆衛生看護学実習 個人・家族・集団・組織の支援実習	5 5 2	保健所・市町村に加え、産業保健、学校保健を含む多様な場で学生が主体的に取り組むことができる実習を行う。 地域の社会資源を活用し、生活を支援する実習とする。 訪問や相談を含めた保健指導を通して、地域の健康課題とその解決のためのプロセスを理解することができる実習とする。 <u>訪問を含めた継続的な保健指導を通して、個人・家族への支援を評価できる実習とする。</u>	臨地実習 公衆衛生看護学実習 個人・家族・集団・組織の支援実習	5 5 2	保健所・市町村を含む、保健師が役割を担っている多様な場で実習を行う。 地域の社会資源を活用し、生活を支援する実習とする。 <u>家庭訪問を通して、地域の健康課題を理解することができる実習とする。</u>

公衆衛生看護活動展開 論実習	}	3	個人と地域全体を連動させながら捉え、地域全体に対してPDCAを展開する過程を学ぶ実習とする。		公衆衛生看護活動展開 論実習	}	3	個人と地域全体を連動させながら捉え、地域全体に対してPDCAを展開する過程を学ぶ実習とする。
公衆衛生看護管理論実習			地域住民、関係機関や医療・介護・福祉の他職種と協働しながら事業化した事例の <u>実際</u> を学ぶ実習とする。 公衆衛生看護活動の管理や評価、健康危機管理の体制について学ぶ実習とする。		公衆衛生看護管理論実習			<u>地域ケアシステムにおける地域の人々や医療・福祉の他職種と協働する方法を学ぶ実習とする。</u> 地域住民、関係機関や他職種との <u>連携、調整の実際</u> を理解する実習とする。 公衆衛生看護活動の管理や評価、健康危機管理の体制について学ぶ実習とする。
総 計		<u>31</u>	(削除)		総 計		<u>28</u>	<u>890 時間以上の講義・実習等を行うものとする。</u>

新			旧		
別表 2 助産師教育の基本的考え方、留意点等			別表 2 助産師教育の基本的考え方、留意点等		
教育の基本的考え方			教育の基本的考え方		
1) 妊産じょく婦及び胎児・新生児の健康状態を診断し、妊娠・ <u>分べん</u> ・産じょくがより健康で安全に経過し、育児を主体的に行えるよう、根拠に基づき支援する能力を養う。 2) 性と生殖をめぐる健康に関する課題に対して、継続的に支援する能力を養う。 3) 安心して子どもを産み育てるために、 <u>多職種と連携・協働</u> しながら、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行う能力を養う。 4) 助産師の役割・責務を自覚し、女性と子ども並びに家族の尊厳と権利を尊重する倫理観及び専門職として自律する能力を養う。			1) 妊産じょく婦及び胎児・新生児の健康水準を診断し、妊娠・ <u>出産</u> ・産じょくが <u>自然で安全</u> に経過し、育児を主体的に行えるよう、根拠に基づき支援する能力を養う。 2) <u>女性の一生における性と生殖</u> をめぐる健康に関する課題に対して、継続的に支援する能力を養う。 3) 安心して子どもを産み育てるために、 <u>他職種と連携・協働</u> しながら、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行う能力を養う。 4) 助産師の役割・責務を自覚し、女性と子ども並びに家族の尊厳と権利を尊重する倫理観及び専門職として自律する能力を養う。		
教育内容	単位数	留意点	教育内容	単位数	留意点
基礎助産学	6	生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 母子の命を同時に尊重することに責任を持つ役割を理解し、生命倫理を深く学ぶ内容とする。 母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また <u>対象の身体的・心理的・社会的・文化的側面を統合的にアセスメントする能力を強化</u> する内容とする。 チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。 助産師の専門性、助産師に求められる姿勢、態度について学ぶ内容とする。	基礎助産学	6	<u>女性の生涯</u> を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 母子の命を同時に尊重することに責任を持つ役割を理解し、生命倫理を深く学ぶ内容とする。 母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また <u>家族の心理・社会学的側面を強化</u> する内容とする。 チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。 助産師の専門性、助産師に求められる姿勢、態度について学ぶ内容とする。
助産診断・技術学	10	助産の実践に必要な基本的技術及び分娩等において対象や <u>他職種の専門性を尊重し、適切な役割分担と連携の下で支援を行うための高いコミュニケーション能力を確実に修得</u> する内容とする。	助産診断・技術学	8	助産の実践に必要な基本的技術を確実に修得する内容とする。

	地域母子保健	2	<u>女性及び家族への生涯にわたる健康の継続的支援を行う内容とする。</u> 助産過程の展開に必要な助産技術を確実に修得するために、演習を充実・強化する内容とする。 妊婦・じょく婦・新生児の健康状態に関するアセスメント及びそれに基づく支援を強化する内容とする。 <u>妊娠経過を診断するための能力、正常からの逸脱を判断し、異常を予測する臨床判断能力を養い、診断に伴う最新の技術を修得する内容とする。</u> 分べん期における緊急事態(会陰の切開及び裂傷に伴う縫合、新生児蘇生、止血処置、児の異常に対する産婦・家族への支援等)に対応する能力を強化する内容とする。 <u>妊産婦の主体性を尊重した出産を支援し、妊娠・分べん・産じょく期にわたる継続的な支援を強化する能力を養う内容とする。</u> 住民の多様なニーズに対応した母子保健サービスを提供するための能力を養うとともに、保健・医療・福祉関係者と連携・協働しながら、地域における子育て世代を包括的に支援する能力を養う内容とする。<u>産後4か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化する内容とする。</u>		地域母子保健	1	助産過程の展開に必要な助産技術を確実に修得するために、演習を充実・強化する内容とする。 妊婦・じょく婦・新生児の健康状態に関するアセスメント及びそれに基づく支援を強化する内容とする。 <u>妊娠経過の正常・異常を診断するための能力を養い、診断に伴う最新の技術を修得する内容とする。</u> 分べん期における緊急事態(会陰の切開及び裂傷に伴う縫合、新生児蘇生、止血処置、児の異常に対する産婦・家族への支援等)に対応する能力を強化する内容とする。 妊産婦の主体性を尊重した出産を支援する能力を養う内容とする。 住民の多様なニーズに対応した母子保健サービスを提供するための能力を養うとともに、保健・医療・福祉関係者と連携・協働しながら<u>地域の母子保健を推進するための能力を養う内容とする。</u>
	助産管理	2	助産業務の管理、助産所の運営の基本及び周産期医療システムについて学ぶ内容とする。 周産期における医療安全の確保と医療事故への対応、<u>平時の災害への備えと被災時の対応について学ぶ内容とする。</u>		助産管理	2	助産業務の管理、助産所の運営の基本及び周産期医療システムについて学ぶ内容とする。 周産期における医療安全の確保と医療事故への対応について学ぶ内容とする。
	臨地実習	11	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。		臨地実習	11	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。
	助産学実習	11	実習期間中に妊娠中期から産後1か月まで継続して受け持つ実習を1例以上行う。 妊婦健康診査を通して妊娠経過の診断を行う能力を強化する		助産学実習	11	分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生1人につき正常産を10回程度直接取り扱うことを目安とする。取り扱う

		実習とする。 <u>産じょく期の授乳支援や 1 か月健康診査までの母子のアセスメント及び母子と家族を支援する能力を強化する実習とする。</u> <u>産後 4 か月程度の母子のアセスメントを行う能力を強化する実習を行うことが望ましい。</u> 分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生 1 人につき正常産を 10 回程度直接取り扱うことを目安とする。取り扱う分べんは、原則として正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第 1 期から第 3 期終了より 2 時間までとする。				分べんは、原則として正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第 1 期から第 3 期終了より 2 時間までとする。 実習期間中に妊娠中期から産後 1 ヶ月まで継続して受け持つ実習を 1 例以上行う。 妊婦健康診査を通して妊娠経過の診断を行う能力及び<u>産じょく期の授乳支援や新生児期のアセスメントを行う能力を強化する実習とする。</u>
総 計	31	(削除)		総 計	28	<u>930 時間以上の講義・実習等を行うものとする。</u>

新				旧			
別表 3 看護師教育の基本的考え方、留意点等				別表 3 看護師教育の基本的考え方、留意点等			
教育の基本的考え方 1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。 2) 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。 3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。 4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。 5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。 7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。				教育の基本的考え方 (新設) 2) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。 3) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。 4) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。 5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。 6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。 7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。			
教育内容		単位数	留意点	教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	14	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化へ対応しうる能力、情報通信技術(ICT)を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。	基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	13	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
	小 計	14			小 計	13	

専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	16	看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。 臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。 アクティブラーニング等を分野・領域に関わらず活用することにより、主体的な学習を促す。	専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	15	人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。演習を強化する内容とする。
	健康支援と社会保障制度	6	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。		健康支援と社会保障制度	6	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。
	小 計	22			小 計	21	
専門分野	基礎看護学	11	基礎看護学では、臨床判断能力や看護の基盤となる基礎的理論や基礎的技術、看護の展開方法等を学ぶ内容とし、シミュレーション等を活用した演習を強化する内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、安全に看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的に判断し、行動するための基礎的な能力を養う内容とする。	専門分野Ⅰ	基礎看護学	10	専門分野Ⅰでは、各看護学及び在宅看護論の基盤となる基礎的理論や基礎的技術を学ぶため、看護学概論、看護技術、臨床看護総論を含む内容とし、演習を強化する内容とする。
	地域・在宅看護論	6	地域・在宅看護論では、地域で生活する人々とその家族を理解し、地域における様々な場での看護の基礎を学ぶ内容とする。 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。		臨地実習 基礎看護学	3 3	コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、看護技術を適用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的な判断をするための基礎的な能力を養う内容とする。
					小 計	13	講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。 健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。

	成人看護学	6	講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。	専門分野Ⅱ	成人看護学	6	成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。
	老年看護学	4	健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。		老年看護学	4	
	小児看護学	4	成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。		小児看護学	4	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、看護を実践する実習とする。
	母性看護学	4			母性看護学	4	
	精神看護学	4			精神看護学	4	
	看護の統合と実践	4	チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。 <u>臨床判断を行うための基礎的能力を養うために、専門基礎分野で学んだ内容をもとに看護実践を段階的に学ぶ内容とする。</u> 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害の基礎的知識を含む内容とする。 諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。		成人看護学	6	
					老年看護学	4	
					小児看護学	2	
					母性看護学	2	
					精神看護学	2	
					小 計	38	
	臨地実習	23	<u>効果的に臨地実習を行うことができるよう、各養成所において各教育内容の単位数を設定すること。ただし、各教育内容の単位数の設定は記載された数字以上とすること。</u>	統合分野	在宅看護論	4	在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し地域での看護の基礎を学ぶ内容とする。 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。
	基礎看護学	3			看護の統合と実践	4	チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。
	地域・在宅看護論	2					災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
	成人看護学	4	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。				
	老年看護学	2	対象者及び家族の意思決定を支援することの重要性を学ぶ実習とする。				
	小児看護学	2	チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。				
	母性看護学	2	保健・医療・福祉との連携、協働を通して、 <u>切れ目のない看護を学ぶ実習とする。</u>				
	精神看護学	2					

	看護の統合と実践	2	<u>地域における多様な場で実習を行うこと。</u> <u>看護の統合と実践では、各専門領域での実習を踏まえ、実務に即した実習（複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通した実習等）を行う。また、多職種と連携・協働しながら看護を実践する実習や、夜間の実習を行うことが望ましい。</u>		臨地実習	4	<u>訪問看護に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。</u> <u>専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習を行う。</u> <u>複数の患者を受け持つ実習を行う。</u> <u>一勤務帯を通した実習を行う。</u> 夜間の実習を行うことが望ましい。
					在宅看護論	2	
	小 計	<u>66</u>			看護の統合と実践	2	
総 計		<u>102</u>	(削除)	小 計		<u>12</u>	
				総 計		<u>97</u>	<u>3,000 時間以上の講義・実習等を行うものとする。</u>
<u>備考 看護の対象の特性に鑑み、包括的かつ継続的な看護を学修できるよう、複数の領域を横断した科目を設定する等、効果的に学ぶための工夫をすることが望ましい。専門分野の臨地実習の各教育内容における単位数は、最低限取得すべき単位数である。</u>				(新設)			

新	旧																
別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等（2 年課程、2 年課程（定時制）、2 年課程（通信制））	別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等（2 年課程、2 年課程（定時制）、2 年課程（通信制））																
<table><tr><th>教育の基本的考え方</th></tr><tr><td>1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。</td></tr><tr><td>2) 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。</td></tr><tr><td>3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。</td></tr><tr><td>4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。</td></tr><tr><td>5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。</td></tr><tr><td>6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。</td></tr><tr><td>7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。</td></tr></table>	教育の基本的考え方	1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。	2) 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。	3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。	4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。	5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。	6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。	7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。	<table><tr><th>教育の基本的考え方</th></tr><tr><td>(新設)</td></tr><tr><td>2) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。</td></tr><tr><td>3) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。</td></tr><tr><td>4) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。</td></tr><tr><td>5) 健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。</td></tr><tr><td>6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。</td></tr><tr><td>7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。</td></tr></table>	教育の基本的考え方	(新設)	2) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。	3) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。	4) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。	5) 健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。	6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。	7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。
教育の基本的考え方																	
1) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。																	
2) 対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。																	
3) 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。																	
4) 科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。																	
5) 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。																	
6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。																	
7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。																	
教育の基本的考え方																	
(新設)																	
2) 人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解し、看護師としての人間関係を形成する能力を養う。																	
3) 看護師としての責務を自覚し、倫理に基づいた看護を実践する基礎的能力を養う。																	
4) 科学的根拠に基づき、看護を計画的に実践する基礎的能力を養う。																	
5) 健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。																	
6) 保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、他職種と連携・協働する基礎的能力を養う。																	
7) 専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続ける基礎的能力を養う。																	

教育内容		2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程（通信制）		留意点
		単位数	通信学習		
			単位数	(削除)	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	8	8	(削除)	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化へ対応しうる能力、情報通信技術（ICT）を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
	小 計				
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	10	10	(削除)	看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。 臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理
	健康支援と社会保障制度				
	小 計	14	14		

教育内容		2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程（通信制）		留意点
		単位数	通信学習		
			単位数	備 考	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	7	7	1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会を幅広く理解出来る内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化及び情報化へ対応しうる能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
	小 計				
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	10	10	1 単位の授業科目を 45 時間の学修に相当する内容にすること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を臨床で活用可能なものとして学ぶ内容とする。 演習を強化する内容とする。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。
	健康支援と社会保障制度				
	小 計	14	14		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	成人看護学	3	3	(削除)	講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。 健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする。 成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。	成人看護学	3	3	1 単位の授業	講義、演習及び実習を効果的に組み合わせ、看護実践能力の向上を図る内容とする。 健康の保持・増進及び疾病の予防に関する看護の方法を学ぶ内容とする成長発達段階を深く理解し、様々な健康状態にある人々及び多様な場で看護を必要とする。人々に対する看護の方法を学ぶ内容とする。	
	老年看護学	3	3				科目を 45 時				
	小児看護学	3	3				間の学修に相				
	母性看護学	3	3				当する内容に				
	精神看護学	3	3				すること。また、1 単位ごとに 1 レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。				
	看護の統合と実践	4	4		チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。基礎的臨床判断能力を養う内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害の基礎的知識を含む内容とする。 諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。						
	小 計	30	30								
	臨地実習	紙上事例演習		病院見学実習及び面接授業		知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能	臨地実習	紙上事例演習		病院見学実習及び面接授業	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を
		単位数	(削除)	単位数	(削除)			単位数	備 考	単位数	

	基礎看護学	2	1	(削除)	1	(削除)	力を養う実習とする。		成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	2 2 2 2 2	1 1 1 1 1	3事例程度 3事例程度 3事例程度 3事例程度 3事例程度	1 1 1 1 1	教育内容ごとに病院見学実習2日及び面接授業3日	養う実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、看護を実践する実習とする。 多様な看護実践の場（病院、施設等）で実習する。 2年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。
	地域・在宅看護論	2	1		1		対象者及び家族の意志決定を支援することの重要性を学ぶ実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、切れ目のない看護を学ぶ実習とする。 地域における多様な場で実習を行うこと。		小計	25	20	15事例程度	5		
成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学	}	4	2	(削除)	2	}		在宅看護論	3	3	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。	1単位の授業科目を45時間の学修に相当する内容にすること。また、1単位ごとに1レポート、単位認定試験等を課すことを標準として、達成度を確認すること。			在宅看護論では地域で生活しながら療養する人々とその家族を理解し地域での看護の基礎を学ぶ内容とする。 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、他職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。 チーム医療及び他職種との協働の中で、看護師としてのメンバースhip及びリーダーシッpを理解する内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する内容とする。 国際社会において、広い視野に基づき、看護師として諸外国との協力を考える内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
	看護の統合と実践	2	1	(削除)	1		看護の統合と実践では、各専門領域での実習を踏まえ実務に即した（複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通じた実習等）を行う。また、多職種と連携・協働しながら看護を実践する実習や、夜間の	看護の統合と実践	4	4					

						実習を行うことが望ましい。 2年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。
	小 計	16	8	（削除）	8	
	総 計	68	68			（削除）
（削除）						

臨地実習		紙上事例演習		病院見学実習 及び面接授業		訪問看護に加え、地域における多様な場で実習を行うことが望ましい。 通信制を除く2年課程では、専門分野での実習を踏まえ、実務に即した実習、複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通した実習を行う。また、夜間の実習を行うことが望ましい。 2年課程（通信制）については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。
		単位数	備 考	単位数	備 考	
		1	3事例程度	1	教育内容ごとに病院見学実習2日及び面接授業3日	
	1	3事例程度	1			
小 計	11	9	6事例程度	2		
総 計	65	65			2,180時間以上の講義・演習等を行うものとする。	

備考 2年課程（通信制）における第6の5の（3）で示す対面による授業については以下の内容を含む教育を行うこと。

①論理的思考のもと根拠に基づいた看護を実践するための問題解決プロセスを学ぶ内容

②フィジカルアセスメントといった対象の理解と看護実践の基礎となる技術を習得し、理論と実践を統合して学ぶ内容

③健康教育等において効果的なコミュニケーションについて学ぶ内容

新

別表 4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等

准看護師教育の基本的考え方

1) 人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。
2) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。
3) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。
4) 保健・医療・福祉チームにおける各職種の役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を養う。
5) 看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を養う。

教育内容		時間数	留意点
基礎分野	論理的思考の基盤	35	コミュニケーションの基礎となる読解力及び表現力を養う内容とする。 情報通信技術(ICT)の基礎的知識や情報管理を学ぶ内容とする。
	人間と生活・社会	35	保健・医療・福祉を取り巻く社会の仕組みを知るための基礎的能力を養う内容とする。 人権の重要性について理解し、倫理的な視点や尊厳の保持について学び、人間を生活者として理解するための内容とする。
	小 計	70	
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105	人体の構造と機能について、生活行動の観点から理解する内容とする。 疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防について理解するた
	栄養	35	
	薬理	70	
	疾病の成り立ち	105	

旧

別表 4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等

准看護師教育の基本的考え方

(新設)

2) 医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。
3) 疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。

(新設)

(新設)

教育内容		時間数	留意点
基礎科目	国語	35	文学、生物、化学、現代社会、カウンセリングなど新たに科目を設定したり、国語、外国語の時間を増やしたりするなど、各養成所において独自に編成する。
	外国語	35	
	その他	35	
小 計		105	
専門基礎科目	人体の仕組みと働き	105	人体の仕組みと働きや疾病の成り立ちの概要及び疾病の回復に必要な薬物や栄養等を理解し、的確な観察や安全な援助ができるための基礎的な内容とする。
	食生活と栄養	35	
	薬物と看護	35	

	(削除)	(削除)	(削除)	めの基礎的知識を学ぶ内容とする。			疾病の成り立ち	70	患者の人権を守るとともに倫理に基づいた行動がとれる内容とする。 人間の生活や疾病・障害を有する人々の心を理解し、対象者とのコミュニケーションの基盤となるような内容とする。 保健医療福祉制度における准看護師の役割を知り、他の医療従事者と協調できる能力を養える内容とする。
	(削除)	(削除)	(削除)				感染と予防	35	
							看護と倫理	35	
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	}	35		准看護師としての役割と責任を果たすために、保健医療福祉の仕組みを理解し、かつ、看護に係る法制度と結び付けて学ぶ内容とする。		患者の心理	35	
	小 計		350			保健医療福祉の仕組み 看護と法律	}	35	
専門分野	基礎看護		385	看護の基盤となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、看護における倫理の他、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。 また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられるよう教授方法を工夫する。 患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける内容とする。	専門科目	基礎看護 看護概論 基礎看護技術 臨床看護概論		35 210 70	
	看護概論		70						
	基礎看護技術		245						
	臨床看護概論		70						
	成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	}	210						
			70						
			70						
小 計			735						

	臨地実習	735	看護の対象の理解を促し、各科目で学習した療養上の世話と診療の補助を体験する内容とする。 自身の行った看護実践を振り返り、安全・安楽な看護について考え実践する姿勢を養う内容とする。 チームにおける准看護師の役割や責任を意識しながら援助を行う視点を養う内容とする。 在宅などの多様な場における対象者の療養生活を学ぶ内容とする。			臨地実習		各科目で学んだ療養上の世話と診療の補助を中心に体験させ、看護の実践に必要な知識、技術、態度を習得できる内容とする。		
	基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護	}				210	}			210
						385				385
						70				70
						70				70
						小 計				735
総 計	1,890	総 計	1,890							

新				旧					
別表 5 教育内容と留意点等(保健師・看護師統合カリキュラム)				別表 5 教育内容と留意点等(保健師・看護師統合カリキュラム)					
教育内容		単位数	留意点	教育内容		単位数	留意点		
基礎分野	科学的思考の基盤	}		基礎分野	科学的思考の基盤	}			
	人間と生活・社会の理解				人間と生活・社会の理解				
	小 計	14			小 計	13			
専門基礎分野	人体の構造と機能	}	保健医療福祉行政論を含む内容とし、保健・医療・介護・福祉施策の企画及び評価について、事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。	専門基礎分野	人体の構造と機能	}	保健医療福祉行政論を含む内容とし、事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。		
	疾病の成り立ちと回復の促進				疾病の成り立ちと回復の促進				
	健康支援と社会保障制度	9			健康支援と社会保障制度	8			
	健康現象の疫学と統計	4			健康現象の疫学と統計	4			
	小 計	29			小 計	27			
専門分野	基礎看護学	11		専門分野Ⅰ	基礎看護学	10			
	地域・在宅看護論	4			臨地実習	3			
	公衆衛生看護学	16			基礎看護学	3			
	公衆衛生看護学概論	2			小 計	13			
	個人・家族・集団・組織の支援	}			専門分野Ⅱ	成人看護学	6		
	公衆衛生看護活動展開論					14	老年看護学		4
	公衆衛生看護管理論					14	小児看護学		4
	成人看護学					6	母性看護学		4
	老年看護学	4		精神看護学		4			
	小児看護学	4		臨地実習		16			
	母性看護学	4		成人看護学		6			
	精神看護学	4		老年看護学		4			

看護の統合と実践	4	
	28	
	3	
	2	
	5	
	2	
	3	
	4	
	2	
	2	
	2	
	2	
	85	
	128	
	(削除)	

統合分野	小児看護学	2	
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
	小 計	38	
	在宅看護論	4	
	公衆衛生看護学	14	
	公衆衛生看護学概論	2	
	個人・家族・集団・組織の支援	12	
	公衆衛生看護活動展開論		
	公衆衛生看護管理論		
	看護の統合と実践	4	
	臨地実習	9	
	在宅看護論	2	
	公衆衛生看護学	5	
	個人・家族・集団・組織の支援実習	2	
公衆衛生看護活動展開論実習	3		
公衆衛生看護管理論実習			
看護の統合と実践	2		
小 計	31		
総 計	122	3,790 時間以上の講義・実習等を行うものとする。	

新				旧			
別表 6 教育内容と留意点等(助産師・看護師統合カリキュラム)				別表 6 教育内容と留意点等(助産師・看護師統合カリキュラム)			
教育内容		単位数	留意点	教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	}		基礎分野	科学的思考の基盤	}	
	人間と生活・社会の理解				人間と生活・社会の理解		
	小 計	14			小 計	13	
専門基礎分野	人体の構造と機能	}	基礎助産学の一部を含む内容とする。	専門基礎分野	人体の構造と機能	}	基礎助産学の一部を含む内容とする。
	疾病の成り立ちと回復の促進				疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障制度	6			健康支援と社会保障制度	6	
小 計	22	小 計		21			
専門分野	基礎看護学	11	基礎助産学の一部を含む内容とする。 基礎助産学の一部を含む内容とする。	専門分野Ⅰ	基礎看護学	10	
	地域・在宅看護論	4			臨地実習	3	
	地域母子保健	2			基礎看護学	3	
	成人看護学	6			小 計	13	
	老年看護学	4		専門分野Ⅱ	成人看護学	6	基礎助産学の一部を含む内容とする。 基礎助産学の一部を含む内容とする。
	小児看護学	4			老年看護学	4	
	母性看護学	4			小児看護学	4	
	精神看護学	4			母性看護学	4	
	看護の統合と実践	4			精神看護学	4	
	基礎助産学	5			基礎助産学	5	
	助産診断・技術学	10			助産診断・技術学	8	
	助産管理	2			地域母子保健	1	
	臨地実習	34			助産管理	2	
	基礎看護学	3			臨地実習	27	
	地域・在宅看護論	2			成人看護学	6	
	成人看護学	}			老年看護学	4	
	老年看護学				小児看護学	2	
	小児看護学	2			母性看護学	2	
	母性看護学	2			精神看護学	2	
	精神看護学	2			助産学	11	
	看護の統合と実践	2			小 計	65	
	助産学	11		統合分野	在宅看護論	4	
	小 計	94			看護の統合と実践	4	
	総 計	130			臨地実習	4	
			在宅看護論		2		
					看護の統合と実践	2	

		<u>小 計</u>	<u>12</u>	
		総 計	<u>124</u>	<u>3,955 時間以上の講義・実習等を行うものとする。</u>

新		旧	
別表 7 機械器具、模型及び図書(保健師養成所)		別表 7 機械器具、模型及び図書(保健師養成所)	
品 目	数 量	品 目	数 量
家庭訪問用具		家庭訪問用具	
家庭訪問指導用具一式	学生数	家庭訪問指導用具一式	学生数
家庭用ベッドまたは布団一式(成人・小児用)	学生 5 人に 1	家庭用ベッドまたは布団一式(成人・小児用)	学生 5 人に 1
リネン類	適当数	リネン類(各種)	適当数
清拭用具一式	学生 5 人に 1	清拭用具一式	学生 5 人に 1
排泄用具一式	適当数	排泄用具一式	学生 5 人に 1
機能訓練用具	(削除)	機能訓練用具	各々学生 5 人に 1
車椅子	適当数	車椅子(各種)	(新設)
歩行器	適当数	歩行器(各種)	(新設)
自助具	適当数	自助具(各種)	(新設)
在宅ケア保健指導用具		在宅ケア保健指導用具	(新設)
診察用具一式	学生 5 人に 1	診察用具一式	学生 5 人に 1
(削除)	(削除)	酸素吸入装置	1
(削除)	(削除)	経管栄養用具一式	学生 5 人に 1
予防接種用具一式	学生 5 人に 1	予防接種用具一式	学生 5 人に 1
小児保健指導用具		小児保健指導用具	
沐浴指導用具一式(沐浴用人形、沐浴槽等)	学生 5 人に 1	沐浴指導用具一式(沐浴用人形、沐浴槽等)	学生 5 人に 1
調乳指導用具一式	学生 5 人に 1	調乳指導用具一式	学生 5 人に 1
離乳食指導用具一式	学生 5 人に 1	離乳食指導用具一式	学生 5 人に 1
育児用品一式(発達段階別)	学生 5 人に 1	育児用品一式(発達段階別)	学生 5 人に 1
歯科指導用具一式	学生 5 人に 1	歯科指導用具一式	学生 5 人に 1
乳幼児発達検査用具	学生 2 人に 1	乳幼児発達検査用具	学生 2 人に 1
母性保健指導用具		母性保健指導用具	
(削除)	(削除)	出産準備用具	学生 5 人に 1
(削除)	(削除)	家族計画指導用具	学生 5 人に 1
乳房腫瘍触診人形	学生 10 人に 1	乳房腫瘍触診人形	学生 10 人に 1
成人、高齢者保健指導用具		成人、高齢者保健指導用具	
検査用具一式(塩分測定器、カロリーカウンター、皮厚計、 <u>スモーカイザー</u> 等)	※	検査用具一式(塩分測定器、カロリーカウンター、皮厚計等)	各々学生 5 人に 1
健康増進関連機器	(削除)	健康増進関連機器	各々適当数
握力計	※	握力計	(新設)
肺活量計	※	肺活量計	(新設)
背筋力計	※	背筋力計	(新設)
体脂肪計	※	体脂肪計	(新設)
エルゴメーター	※	エルゴメーター	(新設)
検査用器具		検査用器具	
血圧計	学生 5 人に 1	血圧計	学生 5 人に 1
聴診器	学生 5 人に 1	聴診器	学生 5 人に 1

(削除) 検眼用具一式 (削除) 計測用器具 体重計(成人・小児用) 身長計(成人・小児用) 産業保健指導用環境測定器 照度計 騒音計 粉塵計 疲労測定器 水質検査用機器 各種模型 実習用モデル人形 乳房マッサージ訓練モデル 人工呼吸訓練人形 (削除) (削除) 栄養指導用フードモデル 保健指導用パネル 視聴覚教材 映像・音声を記録・再生する装置一式 (削除) 教材用 DVD 等 (削除) (削除) (削除) <u>プロジェクター</u> ワイヤレスマイク その他 パーソナルコンピューター 複写機、プリンター (削除) 図書 保健師教育に関する図書 学術雑誌	(削除) 学生 5 人に 1 (削除) 1 1 (削除) ※ ※ ※ ※ ※ 学生 5 人に 1 適当数 適当数 (削除) (削除) (削除) 適当数 適当数 適当数 (削除) (削除) 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 (削除)	採尿・採血用具一式 検眼用具一式 ポータブル心電計 計測用器具 体重計(成人・小児用) 身長計(成人・小児用) 産業保健指導用環境測定器 照度計 騒音計 粉塵計 疲労測定器 水質検査用機器 各種模型 実習用モデル人形 乳房マッサージ訓練モデル 人工呼吸訓練人形 <u>胎児発育順序模型</u> <u>受胎調節指導用具一式</u> 栄養指導用フードモデル(各種) 保健指導用パネル 視聴覚教材 VTR 装置一式 <u>ビデオカメラ</u> 教材用ビデオテープ、DVD 等 カメラ オーバーヘッドプロジェクター カセットテープレコーダー (新設) ワイヤレスマイク その他 パーソナルコンピューター 複写機 印刷機 図書 保健師教育に関する図書 学術雑誌	学生 5 人に 1 学生 5 人に 1 <u>適当数</u> 各々1 各々適当数 (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) 学生 5 人に 1 適当数 適当数 適当数 <u>適当数</u> <u>適当数</u> 適当数 適当数 適当数 1 <u>適当数</u> 適当数 適当数 <u>適当数</u> <u>適当数</u> 適当数 適当数 適当数 1 1 1,500 冊以上 20 種類以上
備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみ備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。		備考 視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。	

新		旧	
別表 8 機械器具、模型及び図書(助産師養成所)		別表 8 機械器具、模型及び図書(助産師養成所)	
品 目	数 量	品 目	数 量
分娩台	2	分娩台	2
分娩介助用器具		分娩介助用器具	
分娩介助用機械器具一式	学生 4 人に 1	分娩介助用機械器具一式	学生 4 人に 1
分娩介助用リネン一式	学生 4 人に 1	分娩介助用リネン一式	学生 4 人に 1
器械台、点滴スタンド等	各々適当数	器械台、ベースン、カスト、カスト台、点滴スタンド等	各々適当数
ファントーム	学生 10 人に 3	ファントーム	学生 10 人に 3
沐浴用具	(削除)	沐浴用具	<u>各々学生 4 人に 1</u>
沐浴用トレイ	<u>学生 4 人に 1</u>	沐浴用トレイ	(新設)
沐浴槽	<u>学生 4 人に 1</u>	沐浴槽	(新設)
沐浴用人形	<u>学生 4 人に 1</u>	沐浴用人形	(新設)
新生児用衣類	<u>学生 4 人に 1</u>	新生児用衣類	(新設)
トラウベ式桿状聴診器	<u>適当数</u>	トラウベ式桿状聴診器	<u>学生 2 人に 1</u>
ドップラー	2	ドップラー	2
妊娠暦速算器	<u>適当数</u>	妊娠暦速算器	<u>学生 4 人に 1</u>
診察台、椅子	2	診察台、椅子	2
新生児用ベッド	2	新生児用ベッド	2
保育器	※	保育器	<u>1</u>
新生児処置台	1	新生児処置台	1
リネン類	適当数	リネン類(各種)	適当数
家庭分娩介助用具一式	適当数	家庭分娩介助用具一式	適当数
家庭訪問指導用具一式	学生 4 人に 1	家庭訪問指導用具一式	学生 4 人に 1
計測用器具	各々適当数	計測用器具	各々適当数
体重計、巻尺、血圧計、骨盤計、児頭計測器等		体重計、巻尺、血圧計、骨盤計、児頭計測器等	
手術用器具		手術用器具	
(削除)	(削除)	子宮内容清掃用具一式	<u>1</u>
吸引娩出器	<u>適当数</u>	吸引娩出器	<u>1</u>
産科鉗子	適当数	産科鉗子	適当数
縫合用具一式(持針器、針等)	学生 4 人に 1	縫合用具一式(持針器、針等)	学生 4 人に 1
新生児救急処置用具一式	学生 10 人に 1	新生児救急処置用具一式	学生 10 人に 1
酸素吸入器具	適当数	酸素吸入器具	適当数
排泄用具一式	(削除)	排泄用具一式	各々適当数
(削除)	(削除)	浣腸用具一式	
導尿用具一式	<u>適当数</u>	導尿用具一式	(新設)
調乳用具一式	適当数	調乳用具一式	適当数
(削除)	(削除)	離乳食調理用具一式	<u>適当数</u>
(削除)	(削除)	栄養指導用フードモデル(各種)	<u>適当数</u>
実習モデル人形	(削除)	実習モデル人形	<u>各々学生 10 人に 1</u>

気管内挿管訓練人形(新生児用)	学生 10 人に 1	気管内挿管訓練人形(新生児用)	(新設)
妊婦腹部触診モデル人形	学生 10 人に 1	妊婦腹部触診モデル人形	(新設)
新生児人工蘇生人形	学生 10 人に 1	新生児人工蘇生人形	(新設)
乳房マッサージ訓練モデル	適当数	乳房マッサージ訓練モデル	適当数
各種模型		各種模型	
乳房解剖模型	適当数	乳房解剖模型	2
骨盤底筋肉模型	適当数	骨盤底筋肉模型	2
骨盤径線模型	適当数	骨盤径線模型	2
子宮頸管模型	適当数	子宮頸管模型	適当数
内診模型	適当数	内診模型	適当数
骨盤模型	適当数	骨盤模型	2
胎児発育順序模型	適当数	胎児発育順序模型	2
ペッサリー指導模型	適当数	ペッサリー指導模型	学生 4 人に 1
受胎調節指導用具一式	学生 4 人に 1	受胎調節指導用具一式	学生 4 人に 1
(削除)	(削除)	<u>プレストシールド</u>	<u>適当数</u>
視聴覚教材		視聴覚教材	
<u>映像・音声を記録・再生する装置一式</u>	<u>適当数</u>	<u>VTR 装置一式</u>	1
(削除)	(削除)	<u>ビデオカメラ</u>	<u>適当数</u>
教材用 DVD 等	適当数	教材用 <u>ビデオテープ、DVD 等</u>	適当数
(削除)	(削除)	<u>カメラ</u>	<u>適当数</u>
(削除)	(削除)	<u>オーバーヘッドプロジェクター</u>	<u>適当数</u>
(削除)	(削除)	<u>カセットテープレコーダー</u>	<u>適当数</u>
<u>プロジェクター</u>	<u>適当数</u>	(新設)	(新設)
<u>ワイヤレスマイク</u>	適当数	ワイヤレスマイク	適当数
その他		その他	
パーソナルコンピューター	適当数	パーソナルコンピューター	適当数
<u>複写機、プリンター</u>	<u>適当数</u>	複写機	1
(削除)	(削除)	印刷機	1
図書		図書	
助産師教育に関する図書	1,500 冊以上	助産師教育に関する図書	1,500 冊以上
学術雑誌	20 種類以上	学術雑誌	20 種類以上
備考 ※の機械器具及び模型については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。		備考 視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。	

新		旧	
別表 9 機械器具、模型及び図書(看護師養成所)		別表 9 機械器具、模型及び図書(看護師養成所)	
品 目	数 量	品 目	数 量
ベッド		ベッド	
成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なものを含む)	学生4人に1	成人用ベッド(電動ベッド、ギャッジベッド、高さ 30cm を含む。)	学生4人に1
小児用ベッド	適当数	小児用ベッド	$\frac{2}{1}$
新生児用ベッド	適当数	新生児用ベッド	$\frac{2}{1}$
保育器	※	保育器	$\frac{1}{1}$
床頭台	適当数	床頭台	ベッド数
オーバーベッドテーブル	適当数	オーバーベッドテーブル	ベッド数
患者用移送車(ストレッチャー)	1	患者用移送車(ストレッチャー)	$\frac{1}{1}$
担架	※	担架	$\frac{1}{1}$
(削除)	(削除)	布団一式	$\frac{2}{1}$
実習用モデル人形		実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	学生 10 人に 1	看護実習モデル人形	学生 10 人に 1
注射訓練モデル	適当数	注射訓練モデル	$\frac{1}{1}$
静脈採血注射モデル	適当数	静脈採血注射モデル	$\frac{1}{1}$
気管内挿管訓練モデル	適当数	気管内挿管訓練モデル	$\frac{1}{1}$
救急蘇生人形	適当数	救急蘇生人形	$\frac{1}{1}$
経管栄養訓練モデル	適当数	経管栄養訓練モデル	$\frac{1}{1}$
吸引訓練モデル	適当数	吸引訓練モデル	$\frac{1}{1}$
導尿訓練モデル	適当数	導尿訓練モデル	$\frac{2}{1}$
浣腸訓練モデル	適当数	浣腸訓練モデル	$\frac{2}{1}$
乳房マッサージ訓練モデル	適当数	乳房マッサージ訓練モデル	$\frac{1}{1}$
沐浴用人形	学生4人に1	沐浴用人形	学生4人に1
ファントム	適当数	ファントム	$\frac{1}{1}$
看護用具等		看護用具等	
洗髪用具一式	適当数	洗髪車	$\frac{1}{1}$
清拭用具一式	適当数	清拭車	$\frac{1}{1}$
沐浴槽	学生4人に1	沐浴槽	学生4人に1
排泄用具一式	適当数	排泄用具一式(各種)	適当数
口腔ケア用具一式	適当数	口腔ケア用具一式(各種)	適当数
電法用具一式	適当数	電法用具一式	$\frac{1}{1}$
処置用具等		処置用具等	
診察用具一式	適当数	診察用具一式	$\frac{1}{1}$
計測器一式	適当数	計測器一式	$\frac{1}{1}$
救急処置用器材一式	適当数	救急処置用器材一式(人工呼吸器含む。)	$\frac{1}{1}$
人工呼吸器	※	(新設)	(新設)
注射用具一式	適当数	注射用具一式(各種)	適当数
経管栄養用具一式	適当数	経管栄養用具一式	$\frac{1}{1}$

浣腸用具一式	適当数	浣腸用具一式(各種)	適当数
洗浄用具一式	適当数	洗浄用具一式(各種)	適当数
処置台又はワゴン	ベッド数	処置台又はワゴン	ベッド数
酸素吸入装置及び酸素ボンベ	※	酸素吸入装置及び酸素ボンベ	各々1
吸入器	※	吸入器	1
吸引装置又は吸引器	※	吸引装置又は吸引器	1
心電計	※	心電計	1
輸液ポンプ	※	輸液ポンプ	1
(削除)	(削除)	煮沸消毒器	1
(削除)	(削除)	手術用手洗用具一式(各種)	適当数
(削除)	(削除)	小手術用機械器具一式	1
機能訓練用具		機能訓練用具	
車椅子	適当数	車椅子(各種)	適当数
歩行補助具	※	歩行補助具(各種)	適当数
自助具(各種)	適当数	自助具(各種)	適当数
在宅看護用具		在宅看護用具	
手すり付き風呂	1	手すり付き家庭用風呂	1
(削除)	(削除)	簡易浴槽	適当数
(削除)	(削除)	台所設備一式	1
車椅子用トイレ	1	車椅子用トイレ	1
低ベッド	1	低ベッド(家庭用)	1
リネン類(各種)	適当数	リネン類(各種)	適当数
模型	(削除)	模型	各々1
人体解剖	1	人体解剖	(新設)
人体骨格	1	人体骨格	(新設)
血液循環系統	1	血液循環系統	(新設)
頭骨分解	1	頭骨分解	(新設)
心臓解剖	1	心臓解剖	(新設)
呼吸器	1	呼吸器	(新設)
消化器	1	消化器	(新設)
脳及び神経系	1	脳及び神経系	(新設)
筋肉	1	筋肉	(新設)
皮膚裁断	1	皮膚裁断	(新設)
目、耳の構造	1	目、耳の構造	(新設)
歯の構造	1	歯の構造	(新設)
鼻腔、咽頭、喉頭の構造	1	鼻腔、咽頭、喉頭の構造	(新設)
腎臓及び泌尿器系	1	腎臓及び泌尿器系	(新設)
骨盤径線	1	骨盤径線	(新設)
妊娠子宮	1	妊娠子宮	(新設)
胎児発育順序	1	胎児発育順序	(新設)
受胎原理	1	受胎原理	(新設)
栄養指導用フードモデル(各種)	適当数	栄養指導用フードモデル(各種)	適当数

視聴覚教材 <u>映像・音声を記録・再生する装置一式</u> (削除) 教材 DVD 等 (削除) (削除) (削除) プロジェクター ワイヤレスマイク その他 パーソナルコンピューター <u>複写機、プリンター</u> (削除) 図書 基礎分野に関する図書 専門基礎分野及び専門分野に関する図書 学術雑誌	<u>適当数</u> (削除) 適当数 (削除) (削除) (削除) 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 適当数 1,000 冊以上 1,500 冊以上 20 種類以上	視聴覚教材 <u>VTR 装置一式</u> <u>ビデオカメラ</u> 教材用ビデオテープ、DVD 等 <u>カメラ</u> <u>オーバーヘッドプロジェクター</u> <u>カセットテープレコーダー</u> (新設) ワイヤレスマイク その他 パーソナルコンピューター 複写機 <u>印刷機</u> 図書 基礎分野に関する図書 専門基礎分野及び専門分野に関する図書 学術雑誌	<u>1</u> <u>適当数</u> 適当数 <u>適当数</u> <u>適当数</u> <u>適当数</u> (新設) 適当数 適当数 <u>1</u> <u>1</u> 1,000 冊以上 1,500 冊以上 20 種類以上
備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。		備考 人工呼吸器及び輸液ポンプは、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。	

新		旧	
別表 10 機械器具、模型及び図書(准看護師養成所)		別表 10 機械器具、模型及び図書(准看護師養成所)	
品 目	数 量	品 目	数 量
ベッド		ベッド	
成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なものを含む。)	学生 4 人に 1	成人用ベッド(ギャッジベッド、高さ 30cm を含む。)	学生 4 人に 1
小児用ベッド	適当数	小児用ベッド	$\frac{1}{1}$
新生児用ベッド	適当数	新生児用ベッド	$\frac{1}{1}$
床頭台	適当数	床頭台	ベッド数
オーバーベッドテーブル	適当数	オーバーベッドテーブル	ベッド数
(削除)	(削除)	診察台、椅子	各々1
患者用移送車(ストレッチャー)	1	患者用移送車(ストレッチャー)	1
実習用モデル人形		実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	2	看護実習モデル人形	2
注射訓練モデル	適当数	注射訓練モデル	$\frac{1}{1}$
救急蘇生人形	適当数	救急蘇生人形	$\frac{1}{1}$
経管栄養訓練モデル	適当数	経管栄養訓練モデル	$\frac{1}{1}$
吸引訓練モデル	適当数	吸引訓練モデル	$\frac{1}{1}$
導尿訓練モデル	適当数	導尿訓練モデル	$\frac{1}{1}$
浣腸訓練モデル	適当数	浣腸訓練モデル	$\frac{1}{1}$
沐浴用人形	2	沐浴用人形	2
動脈採血注射モデル	適当数	(新設)	(新設)
看護用具等		看護用具等	
洗髪用具一式	適当数	洗髪車	$\frac{1}{1}$
清拭用具一式	適当数	清拭車	$\frac{1}{1}$
沐浴槽	2	沐浴槽	2
排泄用具一式	適当数	排泄用具一式(各種)	適当数
口腔ケア用具一式	適当数	口腔ケア用具一式(各種)	適当数
電法用具一式	適当数	電法用具一式	1
処置用具等		処置用具等	
診察用具一式	適当数	診察用具一式	$\frac{1}{1}$
計測器一式	適当数	計測器一式	$\frac{1}{1}$
救急処置用器材一式(人工呼吸器を除く)	※	救急処置用器材一式(人工呼吸器除く。)	$\frac{1}{1}$
注射用具一式	適当数	注射用具一式(各種)	適当数
経管栄養用具一式	適当数	経管栄養用具一式	1
浣腸用具一式	適当数	浣腸用具一式(各種)	適当数
洗浄用具一式	適当数	洗浄用具一式(各種)	適当数
処置台又はワゴン	2	処置台又はワゴン	2
酸素吸入装置及び酸素ボンベ	※	酸素吸入装置及び酸素ボンベ	各々1
吸入器	※	吸入器	$\frac{1}{1}$
吸引装置又は吸引器	※	吸引装置又は吸引器	$\frac{1}{1}$

新							旧						
別表 11 保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度 ■「個人／家族」: 個人や家族を対象とした卒業時の到達度 ■「地域(集団／組織)」: 集団(自治会の住民、要介護高齢者集団、管理的集団、小学校のクラス等)組織(自治体、事業所、学校等)を含む地域の人々を対象とした卒業時の到達度 ■卒業時の到達度レベル Ⅰ: 少しの助言で自立して実施できる Ⅱ: 指導の下で実施できる(指導保健師や教員の指導の下で実施できる) Ⅲ: 学内演習で実施できる(事例等を用いて模擬的に計画を立てることができる又は実施できる) Ⅳ: 知識として分かる ※ 保健師の技術は広範囲であり、別表 11 の大項目や中項目のみならず、小項目の中にも含まれている。実際の保健活動では、個人や家族、地域(集団／組織)の状況に応じてそれらを複数組み合わせて提供する。							別表 11 保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度 ■「個人／家族」: 個人や家族を対象とした卒業時の到達度 ■「集団／地域」: 集団(自治会の住民、要介護高齢者集団、管理的集団、小学校のクラス等)や地域(自治体、事業所、学校等)の人々を対象とした卒業時の到達度 ■卒業時の到達度レベル Ⅰ: 少しの助言で自立して実施できる Ⅱ: 指導の下で実施できる(指導保健師や教員の指導の下で実施できる) Ⅲ: 学内演習で実施できる(事例等を用いて模擬的に計画を立てることができる又は実施できる) Ⅳ: 知識として分かる (新設)						
実践能力	卒業時の到達目標				到達度		実践能力	卒業時の到達目標				到達度	
	大項目	中項目	小項目		個人／家族	地域(集団／組織)		大項目	中項目	小項目		個人／家族	集団／地域
Ⅰ.地域の健康課題の明確化と計画・立案する能力	1.地域の健康課題を明らかにし、解決・改善策を計画・立案する	A.地域の人々の生活と健康を多角的・継続的・包括的にアセスメントする	1	身体的・精神的・社会文化的側面から発達段階も踏まえて客観的・主観的情報を収集し、アセスメントする	Ⅰ	Ⅰ	Ⅰ.地域の健康課題の明確化と計画・立案する能力	1.地域の健康課題を明らかにし、解決・改善策を計画・立案する	A.地域の人々の生活と健康を多角的・継続的にアセスメントする	1	身体的・精神的・社会文化的側面から客観的・主観的情報を収集し、アセスメントする	Ⅰ	Ⅰ
			2	社会資源について情報収集し、アセスメントする	Ⅰ	Ⅰ				2	社会資源について情報収集し、アセスメントする	Ⅰ	Ⅰ
			3	生活環境について、物理的(気候、空気、水等)及び社会的(文化、人間関係、経済等)側面から情報を収集しアセスメントする	Ⅰ	Ⅰ				3	自然及び生活環境(気候・公害等)について情報を収集しアセスメントする	Ⅰ	Ⅰ
			4	対象者の属する地域・職場／学校生活集団について情報を収集し、アセスメントする	Ⅰ	Ⅰ				4	対象者及び対象者の属する集団を全体として捉え、アセスメントする	Ⅰ	Ⅰ
			5	健康問題を持つ当事者の視点を踏まえてアセスメントする	Ⅰ	Ⅰ				5	健康問題を持つ当事者の視点を踏まえてアセスメントする	Ⅰ	Ⅰ

			6	系統的・経時的に情報を収集し、継続してアセスメントする	I	I				6	系統的・経時的に情報を収集し、継続してアセスメントする	I	I
			7	収集した情報を統合してアセスメントし、 <u>地域(集団／組織)の特性を明確にする</u>	I	I				7	収集した情報をアセスメントし、 <u>地域特性を見いだす</u>	I	I
		B.地域の顕在的、潜在的健康課題を <u>明確にする</u>	8	顕在化している健康課題を <u>明確にする</u>	I	I			B.地域の顕在的、潜在的健康課題を <u>見いだす</u>	8	顕在化している健康課題を <u>明確化する</u>	I	I
			9	健康課題を持ちながらそれを認識していない・表出しない・表出できない人々を <u>把握する</u>	I	II				9	健康課題を持ちながらそれを認識していない・表出しない・表出できない人々を <u>見いだす</u>	I	II
			10	潜在化している健康課題を <u>明確にし、今後起こり得る健康課題を予測する</u>	I	II				10	潜在化している健康課題を <u>見出し、今後起こり得る健康課題を予測する</u>	I	II
			11	地域の人々の持つ力(健康課題に気づき、解決・改善、健康増進する能力)を <u>把握する</u>	I	I				11	地域の人々の持つ力(健康課題に気づき、解決・改善、健康増進する能力)を <u>見いだす</u>	I	I
		C.地域の健康課題に対する活動を計画・立案する	12	健康課題について <u>多角的に判断し、優先順位を付ける</u>	II	II			C.地域の健康課題に対する <u>支援を計画・立案する</u>	12	健康課題について優先順位を付ける	I	I
			13	健康課題に対する解決・改善に向けた目的・目標を設定する	I	I				13	健康課題に対する解決・改善に向けた目的・目標を設定する	I	I
			14	地域の人々に適した支援方法を選択する	I	I				14	地域の人々に適した支援方法を選択する	I	I
			15	目標達成の手順を明確にし、実施計画を立案する	I	I				15	目標達成の手順を明確にし、実施計画を立案する	I	I
			16	評価の項目・方法・時期を設定する	I	I				16	評価の項目・方法・時期を設定する	I	I
II.地域の健康増進能力を高める個人・家族・集団・組織への継続的支	2.PDCAサイクルに基づき、 <u>地域の人々・関係者・関係機関等</u> と協働して、健康課題を解	D.活動を展開する	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	II.地域の健康増進能力を高める個人・家族・集	2.地域の人々と協働して、健康課題を解決・改善し、健	D.活動を展開する	17	<u>地域の人々の生命・健康、人間としての尊厳と権利を守る</u>	I	I
			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)				18	<u>地域の人々の生活と文化に配慮した活動を行う</u>	I	I
			(削除)	(削除)	(削除)	(削除)				19	<u>プライバシーに配慮し、個人情報の収集・管理を適切に行う</u>	I	I
			17	<u>地域の人々の持つ力を引き出し、高めるよう支援する</u>	II	II							

援と協働・組織活動及び評価する能力	決・改善し、健康増進能力を高める		18	地域の人々が意思決定できるよう支援する	Ⅱ	Ⅱ	団・組織への継続的支援と協働・組織活動及び評価する能力	健康増進能力を高める		20	地域の人々の持つ力を引き出すよう支援する	Ⅰ	Ⅱ	
			19	健康課題に応じた訪問・相談による支援を行う	Ⅱ	Ⅱ				21	地域の人々が意思決定できるよう支援する	Ⅱ	Ⅱ	
			20	健康課題に応じた健康教育による支援を行う	Ⅱ	Ⅱ				22	訪問・相談による支援を行う	Ⅰ	Ⅱ	
			21	地域組織・当事者グループ等の育成及び活動の支援を行う	Ⅰ	Ⅱ				23	健康教育による支援を行う	Ⅰ	Ⅱ	
			22	活用できる社会資源及び協働できる機関・人材について、情報提供をする	Ⅰ	Ⅰ				24	地域組織・当事者グループ等を育成する支援を行う		Ⅲ	
			23	支援目的に応じて社会資源を活用する	Ⅱ	Ⅱ				25	活用できる社会資源及び協働できる機関・人材について、情報提供をする	Ⅰ	Ⅰ	
			24	当事者及び関係者・関係機関(産業保健・学校保健を含む)等でチームを組織する	Ⅱ	Ⅱ				26	支援目的に応じて社会資源を活用する	Ⅱ	Ⅱ	
			25	集団的・組織的アプローチ等を組み合わせて活動する	Ⅰ	Ⅱ				27	当事者と関係職種・機関でチームを組織する	Ⅱ	Ⅱ	
			26	地域・職場・学校等の場において法律や条例等を踏まえて活動する	Ⅰ	Ⅰ				28	個人/家族支援、組織的アプローチ等を組み合わせて活用する	Ⅱ	Ⅱ	
			27	目的に基づいて活動を記録する	Ⅰ	Ⅰ				29	法律や条例等を踏まえて活動する	Ⅰ	Ⅰ	
			E.地域の人々・関係者・関係機関等と協働する	28	協働するためのコミュニケーションをとりながら信頼関係を築く	Ⅰ				Ⅰ	30	目的に基づいて活動を記録する	Ⅰ	Ⅰ
				29	活動目的及び必要な情報を共有する	Ⅰ				Ⅱ	E.地域の人々・関係者・機関と協働する	31	協働するためのコミュニケーションをとりながら信頼関係を築く	Ⅰ
		30		相互の役割を認識し、連携・協働する	Ⅱ	Ⅱ				32		必要な情報と活動目的を共有する	Ⅰ	Ⅱ
		F.活動を評価・フォローアップする	31	活動の評価を行う	Ⅰ	Ⅰ				33		互いの役割を認め合い、ともに活動する	Ⅱ	Ⅱ
			32	評価結果を活動にフィードバックする	Ⅰ	Ⅰ				F.活動を評価・フ	34	活動の評価を行う	Ⅰ	Ⅰ

			33	継続した活動が必要な対象を判断する	I	Ⅱ			オローア ップする	35	評価結果を活動にフィードバックする	I	I
			34	必要な対象に継続した活動を行う	Ⅱ	Ⅱ				36	継続した活動が必要な対象を判断する	I	Ⅰ
Ⅲ.地域の健康 危機管理能力	3.地域の健康 危機管理を行 う	G.平時 から健康 危機管 理体制 を整える	35	健康危機(感染症・虐待・DV・自殺・災害等)の発生予防・減災対策を講じる	Ⅱ	Ⅲ				37	必要な対象に継続した活動を行う	Ⅱ	Ⅱ
			36	健康危機の発生予防・減災対策の教育活動を行う	Ⅱ	Ⅱ				38	健康危機(感染症・虐待・DV・自殺・災害等)への予防策を講じる	Ⅱ	Ⅲ
			37	健康危機管理体制を整える	Ⅲ	Ⅲ				39	生活環境の整備・改善について提案する	Ⅲ	Ⅲ
			38	生活環境の整備・改善について提案する	Ⅱ	Ⅲ				40	広域的な健康危機(災害・感染症等)管理体制を整える	Ⅲ	Ⅲ
		H.健康 危機の 発生に 対応する	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)				41	健康危機についての予防教育活動を行う	Ⅱ	Ⅱ
			39	健康危機に関する情報を迅速に把握し、対応する	Ⅲ	Ⅲ				42	健康危機(感染症・虐待・DV・自殺・災害等)に迅速に対応する	Ⅲ	Ⅲ
			40	関係者・関係機関等の役割を明確にし、連絡・調整を行う	Ⅲ	Ⅲ				43	健康危機情報を迅速に把握する体制を整える	Ⅳ	Ⅳ
			41	保健・医療・介護・福祉等のシステムを効果的に活用する	Ⅲ	Ⅲ				44	関係者及び関係機関との連絡調整を行い、役割を明確化する	Ⅲ	Ⅲ
			42	健康危機の原因究明を行い、解決・改善・予防策を講じる	Ⅲ	Ⅲ				45	医療提供システムを効果的に活用する	Ⅳ	Ⅳ
			43	健康危機の増大を防止する	Ⅲ	Ⅲ				46	健康危機の原因究明を行い、解決・改善策を講じる	Ⅳ	Ⅳ
		I.健康危 機からの回復 に対応する	44	健康危機の発生からの回復に向けた支援を行う	Ⅲ	Ⅲ				47	健康被害の拡大を防止する	Ⅳ	Ⅳ
			45	健康危機への対応と管理体制を評価し、見直す	Ⅳ	Ⅳ				48	健康回復に向けた支援(PTSD 対応・生活環境の復興等)を行う	Ⅳ	Ⅳ
Ⅳ.地域の健康	4.地域の 人々の	J.事業 化する	46	必要な情報を収集し、事業化の必要性を明確にする	I				I.健康危 機発生 後からの回復 期に対応する	49	健康危機への対応と管理体制を評価し、再構築する	Ⅳ	Ⅳ

水準を高める事業化・施策化・社会資源開発・システム化する能力	健康を保障するために、公平・公正に制度や資源を管理・開発する		47	事業化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づき説明する	Ⅲ	IV.地域の健康水準を高める社会資源開発・システム化・施策化する能力	4.地域の人々の健康を保障するために、生活と健康に関する社会資源の公平な利用と分配を促進する	J.社会資源を発する	50	活用できる社会資源とその利用上の問題を見いだす	I	
			48	地域の人々の特性・ニーズ等の根拠に基づき、法や条例、組織（行政・事業所・学校等）の基本方針・基本計画との整合性を踏まえて事業を立案する	Ⅲ				51	地域の人々が組織や社会の変革に主体的に参画できるような場、機会、方法等を提供する	Ⅲ	
			49	予算の仕組みを理解し、根拠に基づき事業の予算案を作成する	Ⅳ				52	地域の人々や関係する部署・機関の間にネットワークを構築する	Ⅲ	
			50	事業化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する	Ⅲ				53	必要な地域組織やサービスを資源として開発する	Ⅲ	
			51	立案した事業を実施し、安全（面）を含めた進行管理を行う	Ⅳ				54	健康課題の解決のためにシステム化の必要性をアセスメントする	I	
			52	事業をストラクチャー・プロセス・アウトカム・アウトプットの観点から評価し、成果を説明する	Ⅲ				(新設)	(新設)	(新設)	
			(新設)	(削除)	(削除)				(削除)	(新設)	(新設)	
		K.施策化する	(削除)	(削除)	(削除)			K.システム化する	55	関係機関や地域の人々との協働によるシステム化の方法を見いだす	Ⅲ	
			(削除)	(削除)	(削除)				56	仕組みが包括的に機能しているか評価する	Ⅲ	
			(削除)	(削除)	(削除)				57	組織（行政・事業所・学校等）の基本方針・基本計画との整合性を図りながら施策を理解する	Ⅲ	
			L.施策化する	53	地域及び組織の基本方針・基本計画の策定に関与する			Ⅳ	L.施策化する	58	施策の根拠となる法や条例等を理解する	Ⅲ
				54	必要な情報を収集し、施策化の必要性を明確にする			I		59	施策化に必要な情報を収集する	I
				55	施策化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づき説明する			Ⅲ		60	施策化が必要である根拠について資料化する	I
				56	施策化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する			Ⅲ				

		L.社会資源を活用・開発・管理する	57	地域の人々の特性・ニーズ等の根拠に基づき、法や条例、組織(行政・事業所・学校等)の基本方針・基本計画との整合	Ⅲ					61	施策化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づいて説明する	Ⅲ	
			58	立案した施策を実施し、進行管理を行う	Ⅳ					62	施策化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する	Ⅲ	
			59	施策をストラクチャー・プロセス・アウトカム、アウトプットの観点から評価し、成果を説明する	Ⅳ					63	地域の人々の特性・ニーズに基づく施策を立案する	Ⅲ	
			60	活用可能な既存の社会資源とその利用上の課題及び新たな社会資源の開発の必要性を明確にする	Ⅲ					64	予算の仕組みを理解し、根拠に基づき予算案を作成する	Ⅲ	
			61	地域組織やサービスを既存の社会資源として活用、または開発する方法を選定する	Ⅲ					M.社会資源を管理・活用する	65	施策の実施に向けて関係する部署・機関と協働し、活動内容及び人材の調整(配置・確保等)を行う	Ⅲ
			62	サービスを既存の社会資源として活用、または必要な社会資源を開発する	Ⅲ						66	施策や活動、事業の成果を公表し、説明する	Ⅲ
			63	健康課題にかかわる社会資源が機能しているか継続的に評価・改善する	Ⅲ						67	保健・医療・福祉サービスが公平・円滑に提供されるよう継続的に評価・改善する	Ⅲ
			64	健康課題にかかわる社会資源の質管理をする	Ⅳ						68	研究成果を実践に活用し、健康課題の解決・改善の方法を生み出す	Ⅲ
			M.ケアシステムを構築する	65	ケアシステムを構築する必要性を明確にする						Ⅰ	(新設)	(新設)
		66		関係する部署・機関や地域の人々と協働してケアシステムを構築する	Ⅲ					(新設)	(新設)	(新設)	
		67		ケアシステムが機能しているか継続的に評価する	Ⅲ					(新設)	(新設)	(新設)	
		N.倫理的課題に対応する		68	地域における弱い立場にある(支援を求めない/求めることができない)人々の尊厳と人権を擁護する					Ⅰ	(新設)	(新設)	(新設)
			69	集団・組織の健康・安全と個人の権利との間で起こる倫理的問題について対応する	Ⅱ					(新設)	(新設)	(新設)	

V.専門的自律と継続的な質の向上能力	5.保健・医療・福祉及び社会に関する最新の	N.倫理的課題に対応する	68	地域における弱い立場にある(支援を求めない/求めることができない)人々の尊厳と人権を擁護する	Ⅰ	V.専門的自律と継続	5.保健・医療・福祉及び	(新設)	(新設)	(新設)
--------------------	-----------------------	--------------	----	--	---	------------	--------------	------	------	------

	知識・技術を主体的・継続的に学び、実践の質を向上させる		<u>70</u>	<u>保健師活動の基本理念としての社会的正義・公正に基づき、支援を行う</u>	<u>Ⅱ</u>	的な質の向上能力	社会に関する最新の知識・技術を主体的・継続的に学び、実践の質を向上させる		(新設)	(新設)	(新設)
			<u>71</u>	<u>地域の人々の生活と文化に配慮した活動を行う</u>	<u>Ⅰ</u>				(新設)	(新設)	(新設)
			<u>72</u>	<u>地域の人々のプライバシー権の侵害となる個人情報や組織の情報の保護・保存に配慮した情報の管理を行う</u>	<u>Ⅰ</u>				(新設)	(新設)	(新設)
		Q.研究の成果を活用する	<u>73</u>	<u>保健師活動に研究の成果を活用する</u>	<u>Ⅲ</u>				(新設)	(新設)	(新設)
			<u>74</u>	<u>経済的状況を含めた社会情勢と地域の健康課題の関係性を踏まえて保健</u>	<u>Ⅲ</u>						
		P.継続的に学ぶ	<u>75</u>	<u>社会情勢・知識・技術を主体的、継続的に学ぶ</u>	<u>Ⅰ</u>			N.研究の成果を活用する	<u>69</u>	<u>社会情勢と地域の健康課題に応じた保健師活動の研究・開発を行う</u>	<u>Ⅲ</u>
			<u>76</u>	<u>組織としての人材育成方を理解・活用する</u>	<u>Ⅳ</u>				<u>70</u>	<u>社会情勢・知識・技術を主体的、継続的に学ぶ</u>	<u>Ⅰ</u>
		Q.保健師としての責任を果たす						Q.継続的に学ぶ	<u>71</u>	<u>保健師としての責任を果たしていくための自己の課題を見いだす</u>	<u>Ⅳ</u>
			<u>77</u>	<u>保健師として活動していくための自己の課題を明確にする</u>	<u>Ⅰ</u>				(新設)	(新設)	(新設)
								P.保健師としての責任を果たす	(新設)	(新設)	(新設)

新						旧					
別表12 助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標 ※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う (削除)						別表12 助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度 (新設) ■卒業時の到達度レベル Ⅰ：少しの助言で自立して実施できる Ⅱ：指導の下で実施できる Ⅲ：学内演習で実施できる Ⅳ：知識として分かる					
実践能力	卒業時の到達目標				(削除)	実践能力	卒業時の到達目標				到達度
	大項目	中項目	小項目				大項目	中項目	小項目		
Ⅰ.助産における倫理的課題に対応する能力	1.母子の命の尊重		1	母子両者に関わる倫理的課題に対応する	(削除)	Ⅰ.助産における倫理的課題に対応する能力	1.母子の命の尊重		1	母体の意味を理解し、保護する	Ⅱ
			(削除)	(削除)	(削除)				2	子どもあるいは胎児の権利を擁護する	Ⅱ
			(削除)	(削除)	(削除)				3	母子両者に関わる倫理的課題に対応する	Ⅱ
Ⅱ.マタニティケア能力	2.妊娠期の診断とケア	A.妊婦と家族の健康状態に関する診断とケア	2	妊娠の診断プロセスを理解し、適切な診断方法を選択する	(削除)	Ⅱ.マタニティケア能力	2.妊娠期の診断とケア	A.妊婦と家族の健康状態に関する診断とケア	4	時期に応じた妊娠の診断方法を選択する	Ⅰ
			3	妊娠週数及び分娩予定日を推定する	(削除)				5	妊娠時期を診断(現在の妊娠週数)する	Ⅰ
			4	妊娠経過を診断する	(削除)				6	妊娠経過を診断する	Ⅰ
			5	身体的・心理的・社会的・文化的側面から妊婦の健康状態を診断し、必要なケアを行う	(削除)				7	妊婦の心理・社会的側面を診断する	Ⅰ
			(削除)	(削除)	(削除)				8	安定した妊娠生活の維持について診断する	Ⅰ

			(削除)	(削除)	(削除)				<u>9</u>	<u>妊婦の意思決定や嗜好を考慮した日常生活上のケアを行う</u>	<u>I</u>
			<u>6</u>	<u>妊婦や家族へ出産準備・親役割獲得の支援を行う</u>	(削除)				<u>10</u>	<u>妊婦や家族へのお産準備・親準備を支援する</u>	<u>I</u>
			<u>7</u>	<u>妊娠経過から分べん・産じょくを予測し、予防的観点から日常生活上のセルフケアを促す支援を行う</u>	(削除)				<u>11</u>	<u>現在の妊娠経過から分べん・産じょくを予測し、支援する</u>	<u>I</u>
			<u>8</u>	<u>ペリネイタル・ロスを経験した妊産婦と家族へのグリーフケアを理解する</u>	(削除)				<u>12</u>	<u>流早産・胎内死亡など心理的危機に直面した妊産婦と家族のケアを行う</u>	<u>II</u>
		B.出生前診断に関わる支援	(削除)	(削除)	(削除)			B.出生前診断に関わる支援	<u>13</u>	<u>最新の科学的根拠に基づいた情報を妊婦や家族に提示する</u>	<u>II</u>
			<u>9</u>	<u>夫婦等が出生前診断の意思決定ができるよう支援する</u>	(削除)				<u>14</u>	<u>出生前診断を考える妊婦の意思決定過程を支援する</u>	<u>III</u>
		C.ハイリスク妊婦への支援	<u>10</u>	<u>ハイリスク妊婦の状態をアセスメントし、重症化予防の観点からの支援を行う</u>				(新設)	(新設)	(新設)	
	3.分べん期の診断とケア	D.正常分べん	<u>11</u>	分べん開始を診断する	(削除)		3.分べん期の診断とケア	C.正常分べん	<u>15</u>	分べん開始を診断する	<u>I</u>
			<u>12</u>	<u>破水を診断する</u>	(削除)				(新設)	(新設)	
			<u>13</u>	分べんの進行状態を診断する	(削除)				<u>16</u>	分べんの進行状態を診断する	<u>I</u>
			<u>14</u>	産婦と胎児の健康状態を診断する	(削除)				<u>17</u>	産婦と胎児の健康状態を診断する	<u>I</u>
			<u>15</u>	分べん進行に伴う産婦と家族のケアを行う	(削除)				<u>18</u>	分べん進行に伴う産婦と家族のケアを行う	<u>I</u>
			<u>16</u>	経腔分べんを介助する	(削除)				<u>19</u>	経腔分べんを介助する	<u>I</u>
			<u>17</u>	出生直後から早期母子接触・早期授乳を行い、愛着形成を促す	(削除)				<u>20</u>	出生直後の母子接触・早期授乳を支援する	<u>I</u>

		E.異常 状態	18	産婦とともにバースレビューを行う	(削除)			D.異常 状態	21	産婦の分べん想起と出産体験理解を支援する	Ⅱ	
			19	分べん進行に伴う異常を予測し、予防的なケアを行う	(削除)				22	分べん進行に伴う異常発生を予測し、予防的に行動する	Ⅰ	
			20	異常発生時の母子の状態から必要な介入を判断し、実施する	(削除)				23	異常発生時の観察と判断をもとに行動する	Ⅱ	
			(削除)	(削除)					24	異常発生時の判断と必要な介入を行う		
				(削除)	(削除)				(1)骨盤出口部の拡大体位をとる	Ⅰ		
				(削除)	(削除)				(2)会陰の切開及び裂傷後の縫合を行う	Ⅲ		
				(削除)	(削除)				(3)新生児を蘇生させる	Ⅲ		
			21	正常範囲を超える出血の診断を行い、必要な処置を理解する	(削除)				(4)正常範囲を超える出血への処置を行う	Ⅲ		
				(削除)	(削除)				(5)子癇発作時の処置を行う	Ⅳ		
				(削除)	(削除)				(6)緊急時の骨盤位分べんを介助する	Ⅳ		
				(削除)	(削除)				(7)急速遂娩術を介助する	Ⅱ		
									(8)帝王切開前後のケアを行う	Ⅱ		
			22	帝王切開前後のケアを行う	(削除)				25	児の異常に対する産婦、家族への支援を行う	Ⅳ	
			(削除)	(削除)	(削除)				26	異常状態と他施設搬送の必要性を判断する	Ⅳ	
			(削除)	(削除)	(削除)							
			4.新生児の診断とケア		23			新生児の胎外生活への適応の診断とケアを行う	(削除)	(新設)	(新設)	
	5.産じょく期の診断とケア		F.じょく婦の診断とケア	24	産じょく経過に伴う生理的変化を診断し、予防的ケアを行う			(削除)	4.産じょく期の診断とケア	E.じょく婦の診断とケア	27	産じょく経過における身体的回復を診断する

			25	<u>身体的・心理的・社会的・文化的側面から じょく婦の健康状態を診断し、必要なケア を行う</u>	(削除)					28	<u>じょく婦の心理・社会的側面を診断する</u>	I
			26	産後うつ症状を早期に発見し、支援する	(削除)					29	産後うつ症状を早期に発見し、支援する	II
			27	じょく婦のセルフケア能力を高める支援を行う	(削除)					30	じょく婦のセルフケア能力を高める支援を行う	I
			28	育児に必要な基本的知識を提供し、技術支援を行う	(削除)					31	育児に必要な基本的知識を提供し、技術支援を行う	I
			29	<u>新しい家族としての児への愛着形成を支援する</u>	(削除)					32	<u>新生児と母親・父親並びに家族のアタッチメント形成を支援する</u>	I
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)					33	<u>産じょく復古が阻害されるか否かを予測し、予防的ケアを行う</u>	I
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)					34	<u>生後 1 か月までの母子の健康状態を予測する</u>	I
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)					35	<u>生後 1 か月間の母子の健康診断を行う</u>	I
			30	<u>1 か月健康診断までの母子の状態をアセスメントし、母子と家族を支援する</u>	(削除)					36	<u>1 か月健康診断の結果に基づいて母子と家族を支援し、フォローアップする</u>	II
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)					37	<u>母乳育児に関する母親に必要な知識を提供する</u>	I
			31	母乳育児に関する知識及び技術を提供し、乳房ケアを行う	(削除)					38	母乳育児に関する適切な授乳技術を提供し、乳房ケアを行う	II
			32	<u>授乳について自己選択ができるよう支援する</u>	(削除)					39	<u>母乳育児を行えない／行わない母親を支援する</u>	I
			33	<u>児の虐待ハイリスク要因に対する予防的な支援の必要性を理解する</u>	(削除)					40	<u>母子愛着形成の障害、児の虐待ハイリスク要因を早期に発見し、支援する</u>	III
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			F.新生児の診		41	<u>出生後 24 時間までの新生児の診断とケアを行う</u>	I
		(削除)	(削除)	(削除)	(削除)							

		G.ハイリスクの母子のケア	<u>34</u>	心理的危機状態にある家族を支援する	(削除)			断とケア	<u>42</u>	生後 1 か月までの新生児の診断とケアを行う	<u>I</u>	
			(削除)	(削除)	(削除)				G.ハイリスク母子のケア	<u>43</u>	両親の心理的危機を支援する	<u>II</u>
			<u>35</u>	母子分離の状態にある児や家族を支援する	(削除)					<u>44</u>	両親のアタッチメント形成に向けて支援する	<u>I</u>
			(削除)	(削除)	(削除)					<u>45</u>	NICU における新生児と両親を支援する	<u>IV</u>
	6.出産・育児期の家族ケア	(削除)	(削除)	(削除)	5.出産・育児期の家族ケア		<u>46</u>	次回妊娠計画への情報提供と支援を行う		<u>II</u>		
		(削除)	(削除)	(削除)			<u>47</u>	出生児を迎えた生活環境や生活背景をアセスメントする	<u>I</u>			
		<u>36</u>	新しい家族システムの状態をアセスメントし、支援方法を理解する	(削除)			<u>48</u>	家族メンバー全体の健康状態と発達課題をアセスメントする	<u>I</u>			
		(削除)	(削除)	(削除)			<u>49</u>	新しい家族システムの成立とその変化をアセスメントする	<u>II</u>			
		<u>37</u>	地域社会の資源や機関を活用できるよう支援する	(削除)			<u>50</u>	家族間の人間関係をアセスメントし、支援する	<u>II</u>			
	7.地域母子保健におけるケア	<u>38</u>	産後 4 か月程度までの母子の健康状態をアセスメントする	(削除)	6.地域母子保健におけるケア		<u>51</u>	地域社会の資源や機関を活用できるよう支援する	<u>II</u>			
		<u>39</u>	母子をとりまく保健・医療・福祉関係者と連携及び協働し、母子や家族への支援を行う	(削除)			(新設)	(新設)				
		<u>40</u>	母子が居住する地域で提供されている母子保健活動を理解する	(削除)			<u>52</u>	保健・医療・福祉関係者と連携する	<u>II</u>			
		<u>41</u>	地域組織・当事者グループ等の活動の必要性を理解する	(削除)			<u>53</u>	地域の特性と母子保健事業をアセスメントする	<u>II</u>			
		<u>42</u>	災害時の母子への支援を理解する	(削除)			<u>54</u>	地域組織・当事者グループ等のネットワークに参加し、グループを支援する	<u>IV</u>			
		H.法的規定	<u>43</u>	法令に基づく助産師の業務を理解する	(削除)		<u>55</u>	災害時の母子への支援を行う	<u>IV</u>			

	8.助産業務管理	I.周産期医療システムと助産	44	周産期医療システムの運用と地域連携を行う <u>必要性を理解する</u>	(削除)
			45	病院・診療所・助産所等の場に応じた助産業務管理の特徴を理解する	
				(削除)	(削除)
				(削除)	(削除)
				(削除)	(削除)
Ⅲ.ウイメンズヘルスケア能力	9.ライフステージ各期の性と生殖のケア（マタニティステージを除く）	J.思春期の男女への支援	46	思春期のセクシュアリティ発達を支援する	(削除)
			47	妊娠可能性のあるケースへの <u>支援を理解する</u>	(削除)
			48	二次性徴に関する正しい知識の獲得及び対応を理解する	(削除)
			49	月経障害による症状緩和のセルフケアに必要な支援を行う	(削除)
			50	性感染予防の啓発を理解する	(削除)
			51	教育関係者及び専門職との連携や家族への支援を理解する	(削除)
		K.女性とパートナーに対する支援	52	家族計画（受胎調節法を含む）に対する支援を行う	(削除)
			53	互いを尊重したパートナーとの関係の構築を啓発し、DV（性暴力等）を予防する支援を理解する	(削除)
			54	DV（性暴力等）被害の早期発見と相談者への支援を理解する	(削除)
			55	性感染症罹患の予防に関する啓発活動を他機関と連携する必要性を理解する	(削除)

	7.助産業務管理	H.法的規定	56	保健師助産師看護師法等に基づく助産師の業務管理を行う	Ⅳ			
			I.周産期医療システムと助産	57	周産期医療システムの運用と地域連携を行う	Ⅳ		
				58	場に応じた助産業務管理を実践する			
					(1)病院における助産業務管理を実践する	Ⅳ		
					(2)診療所における助産業務管理を実践する	Ⅳ		
					(3)助産所における助産業務管理を実践する	Ⅳ		
			Ⅲ.性と生殖のケア能力	8.ライフステージ各期の性と生殖のケア（マタニティステージを除く）	J.思春期の男女への支援	59	思春期のセクシュアリティ発達を支援する	Ⅲ
						60	妊娠可能性のあるケースへの対応と支援を行う	Ⅳ
						61	二次性徴の早・遅発ケースの対応と支援を行う	Ⅳ
						62	月経障害の緩和と生活支援をする	Ⅲ
						63	性感染症予防とDV予防を啓発する	Ⅳ
64	家族的支援と教育関係者及び専門職と連携し支援する	Ⅳ						
K.女性とパートナーに対する支援	65	家族計画（受胎調節法を含む）に関する選択・実地を支援する				I		
	66	健康的な性と生殖への発達支援と自己決定を尊重する				Ⅳ		
67	DV（性暴力等）の予防と被害相談者への対応、支援を行う	Ⅳ						

		L.不妊の悩みを持つ女性と家族に対する支援	<u>56</u>	<u>生活自立困難なケースに対して提供する妊娠・出産・育児に関する社会資源の情報及び支援を理解する</u>	(削除)				<u>68</u>	<u>性感染症罹患のアセスメント・支援及び予防に関する啓発活動を、他機関と連携して行う</u>	<u>Ⅳ</u>
			<u>57</u>	<u>不妊治療を受けている女性・夫婦・カップル等の自己決定に向けた支援を理解する</u>	(削除)				<u>69</u>	<u>生活自立困難なケースへ妊娠・出産・育児に関する社会資源の情報を提供し、支援する</u>	<u>Ⅳ</u>
			<u>58</u>	<u>不妊治療を受けている女性・夫婦・カップル等に対して提供する不妊検査・治療等の社会資源の情報及び支援を理解する</u>	(削除)				<u>70</u>	<u>不妊治療を受けている女性・夫婦・カップル等を理解し、自己決定を支援する</u>	<u>Ⅳ</u>
			<u>59</u>	<u>家族を含めた支援と他機関と連携する必要性を理解する</u>	(削除)				<u>71</u>	<u>不妊検査・治療等の情報を提供し、資源活用を支援する</u>	<u>Ⅳ</u>
		M.中高年女性に対する支援	<u>60</u>	<u>健康的なセクシュアリティ維持に関する支援と啓発を行う</u>	(削除)				<u>72</u>	<u>家族を含めた支援と他機関との連携を行う</u>	<u>Ⅳ</u>
			<u>61</u>	<u>中高年の生殖器系に関する健康障害の予防策や日常生活に対する支援を理解する</u>	(削除)				<u>73</u>	<u>健康的なセクシュアリティ維持に関する支援と啓発を行う</u>	<u>Ⅲ</u>
			<u>62</u>	<u>加齢に伴う生理的变化や QOL の維持・向上に向けた支援を理解する</u>	(削除)				<u>74</u>	<u>中高年の生殖器系に関する健康障害を予防し、日常生活を支援する</u>	<u>Ⅳ</u>
									<u>75</u>	<u>加齢に伴う生殖器系の健康管理とQOLを支援する</u>	<u>Ⅳ</u>
IV.専門的自律能力	10.助産師としてのアイデンティティの形成		<u>63</u>	<u>助産師としてのアイデンティティを形成する</u>	(削除)	IV.専門的自律能力	9.助産師としてのアイデンティティの形成		<u>76</u>	<u>助産師としてのアイデンティティを形成する</u>	<u>I</u>

新			旧	
別表 12-2 助産師教育の技術項目と卒業時の到達度 ■卒業時の到達レベル <演習> I:モデル人形もしくは学生間で単独で実施できる II:モデル人形もしくは学生間で指導の下で実施できる <実習> I:単独で実施できる II:指導の下で実施できる III:実施が困難な場合は見学する			(新設)	
項目	技術の種類		卒業時の到達度	
			演習	実習
1.妊婦健康診査に係る手技	1	レオポルド触診法	I	I
	2	子宮底及び腹囲測定	I	I
	3	ザイツ法	I	I
	4	胎児心音聴取	I	I
	5	内診	I	II
	6	ノンストレステストの実施	I	I
	7	経腹超音波を用いた計測	II	III
2.分べん進行の診断に係る手技	8	分娩監視装置の装着	I	I
	9	内診	I	II
3.分べん介助に係る手技	10	分娩野の作成	I	I
	11	肛門保護	I	I
	12	会陰保護	I	I
	13	最小周囲径での児頭娩出	I	I
	14	肩甲娩出	I	I
	15	骨盤誘導線に沿った体幹の娩出	I	I
	16	臍帯巻絡の確認	I	I
	17	臍帯結紮及び切断	I	I
	18	新生児の自発呼吸の確認及び蘇生	I	II
	19	適切な方法での胎盤娩出	I	I
	20	胎盤の確認	I	I
	21	軟産道の状態の確認	I	II
	22	子宮収縮状態の確認	I	I
	23	出血の状態の確認	I	II
	24	児及び胎児附属物の計測	I	II

	<u>25</u>	<u>分べんに係る記録の記載</u>	<u>I</u>	<u>II</u>	
4.異常発生時の母子への介入に係る手技	<u>26</u>	<u>胎児機能不全への対応</u>	<u>II</u>	<u>III</u>	
	<u>27</u>	<u>産科危機的出血への処置</u>	<u>II</u>	<u>III</u>	
	<u>28</u>	<u>産婦に対する一次救命処置</u> <u>(BasicLifeSupport: BLS)</u>	<u>II</u>	<u>III</u>	
	<u>29</u>	<u>会陰切開及び裂傷後の縫合</u>	<u>II</u>	<u>III</u>	
	<u>30</u>	<u>新生児蘇生法の実施</u>	<u>II</u>	<u>III</u>	

新				旧			
別表 13 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標 ※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う				別表 13 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標 ※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う			
看護師の 実践能力	構成要素	卒業時の到達目標		看護師の 実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	
Ⅰ群 ヒューマン ケアの基本 的な能力	A.対象の理解	1	<u>対象者の状態を理解するのに必要な人体の構造と機能について理解する</u>	Ⅰ群 ヒューマン ケアの基本 的な能力	A.対象の理解	1	人体の構造と機能について理解する
		2	<u>胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する知識をもとに対象者を理解する</u>			2	<u>人の誕生から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴を理解する</u>
		3	<u>対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解する</u>			3	<u>対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から理解する</u>
	B.実施する看護についての説明責任	4	<u>実施する看護の根拠・目的・方法について対象者の理解度を確認しながら説明する</u>		B.実施する看護についての説明責任	4	<u>実施する看護の根拠・目的・方法について相手に分かるように説明する</u>
		(削除)	(削除)			5	<u>自らの役割の範囲を認識し説明する</u>
		(削除)	(削除)			6	<u>自らの現在の能力を超えると判断する場合は、適切な人に助言を求める</u>
	C.倫理的な看護実践	5	<u>看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動する</u>		C.倫理的な看護実践	7	<u>対象者のプライバシーや個人情報を保護する</u>
		6	<u>対象者の尊厳を守る意義を理解し、価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重した行動をとる</u>			8	<u>対象者の価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重する</u>
		7	<u>対象者の情報の取扱い及び共有の方法を理解し、適切な行動をとる</u>			9	<u>対象者の尊厳や人権を守り、擁護的立場で行動することの重要性を理解する</u>
		8	<u>対象者の選択権及び自己決定権を尊重し、対象者及び家族の意思決定を支援する</u>			10	<u>対象者の選択権及び自己決定を尊重する</u>
		(削除)	(削除)			11	<u>組織の倫理規定及び行動規範に従って行動する</u>
	D.援助的関係の形成	9	<u>対象者と自分の境界を尊重しながら関係を構築する</u>		D.援助的関係の形成	12	<u>対象者と自分の境界を尊重しながら援助的関係を維持する</u>
		10	<u>対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとる</u>			13	<u>対人技法を用いて、対象者と援助的なコミュニケーションをとる</u>

		<u>11</u>	必要な情報を対象者の <u>状況</u> に合わせた方法で提供する			<u>14</u>	対象者に必要な情報を対象者に合わせた方法で提供する
		(削除)	(削除)			<u>15</u>	対象者からの質問・要請に誠実に対応する
Ⅱ群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力	E.アセスメント	<u>12</u>	健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を系統的に収集する	Ⅱ群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力	E.アセスメント	<u>16</u>	健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を収集する
		<u>13</u>	情報を整理し、分析・解釈・統合し、 <u>看護課題の優先順位</u> を判断する			<u>17</u>	情報を整理し、分析・解釈・統合し、課題を抽出する
	F.計画	<u>14</u>	根拠に基づき対象者の状況に応じた看護を計画する		F.計画	<u>18</u>	対象者及びチームメンバーと協力しながら実施可能な看護計画を立案する
		<u>15</u>	看護計画の立案にあたって、対象者を含むチームメンバーと連携・協働する必要性を理解する			<u>19</u>	根拠に基づいた個別的な看護を計画する
	G.実施	<u>16</u>	計画に基づき看護を実施する		G.実施	<u>20</u>	計画した看護を対象者の反応を捉えながら実施する
		<u>17</u>	対象者の状態に合わせて、安全・安楽・自立／自律に留意しながら看護を実施する			<u>21</u>	計画した看護を安全・安楽・自立に留意し実施する
		(削除)	(削除)			<u>22</u>	看護援助技術を対象者の状態に合わせて適切に実施する
		(削除)	(削除)			<u>23</u>	予測しない状況の変化について指導者又はスタッフに報告する
		(削除)	(削除)			<u>24</u>	実施した看護と対象者の反応を記録する
	H.評価	<u>18</u>	実施した看護の結果を評価し、必要な報告を行い記録に残す		H.評価	<u>25</u>	予測した成果と照らし合わせて、実施した看護の結果を評価する
<u>19</u>		評価に基づいて計画の修正をする	<u>26</u>	評価に基づいて計画の修正をする			
Ⅲ群 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力	I.健康の保持・増進、疾病の予防	<u>20</u>	生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を説明する	Ⅲ群 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復にかかわる実践能力	I.健康の保持・増進、疾病の予防	<u>27</u>	生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を理解する
		<u>21</u>	環境が健康に及ぼす影響と予防策について理解する			<u>28</u>	環境の変化が健康に及ぼす影響と予防策について理解する
		<u>22</u>	対象者及び家族に必要な資源を理解し、 <u>健康の保持・増進に向けた生活に関する支援を行う</u>			<u>29</u>	健康増進と健康教育のために必要な資源を理解する
		(削除)	(削除)			<u>30</u>	対象者及び家族に合わせて必要な保健指導を実施する

		(削除)	(削除)			31	妊娠・出産・育児に関わる援助の方法を理解する
J.急速に健康状態が変化する対象への看護	23	急速に健康状態が変化する(周術期や急激な病状の変化、救命救急処置を必要としている等)対象の病態や、治療とその影響について理解する		J.急激な健康状態の変化にある対象への看護	32	急激な変化状態(周手術期や急激な病状の変化、救命処置を必要としている等)にある人の病態と治療について理解する	
	(削除)	(削除)			33	急激な変化状態にある人に治療が及ぼす影響について理解する	
	(削除)	(削除)			34	対象者の健康状態や治療を踏まえ、看護の優先順位を理解する	
	24	基本的な救命救急処置の方法を理解し、模擬的に実践する			35	状態の急激な変化に備え、基本的な救急救命処置の方法を理解する	
	25	健康状態の急速な変化に気づき、迅速に報告する			36	状態の変化に対処することを理解し、症状の変化について迅速に報告する	
	26	合併症予防のために必要な看護を理解し、回復過程を支援する			37	合併症予防の療養生活を支援をする	
	27	日常生活の自立／自律に向けた回復過程を支援する			38	日常生活の自立に向けたりハビリテーションを支援する	
	(削除)	(削除)			39	対象者の心理を理解し、状況を受けとめられるように支援する	
K.慢性的な変化にある対象への看護	28	慢性的経過をたどる人の病態や、治療とその影響について説明する		K.慢性的な変化にある対象への看護	40	慢性的経過をたどる人の病態と治療について理解する	
	(削除)	(削除)			41	慢性的経過をたどる人に治療が及ぼす影響について理解する	
	29	対象者及び家族が健康課題に向き合う過程を支援する			42	対象者及び家族が健康障害を受容していく過程を支援する	
	(削除)	(削除)			43	必要な治療計画を生活の中に取り入れられるよう支援する(患者教育)	
	30	健康課題を持ちながらもその人らしく過ごせるよう、生活の質(QOL)の維持・向上に向けて支援する			44	必要な治療を継続できるようなソーシャルサポートについて理解する	
	31	急性増悪の予防・早期発見・早期対応に向けて継続的に観察する			45	急性増悪の予防に向けて継続的に観察する	
	(削除)	(削除)			46	慢性的な健康障害を有しながらの生活の質(QOL)向上に向けて支援する	

	L.終末期にある対象への看護	32	終末期にある対象者の治療と苦痛を理解し、緩和に向けて支援する			L.終末期にある対象への看護	47	死の受容過程を理解し、その人らしく過ごせる支援方法を理解する	
		33	終末期にある対象者の意思を尊重し、その人らしく過ごせるよう支援する				48	終末期にある人の治療と苦痛を理解し、緩和方法を理解する	
		34	終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援することの重要性を理解する				49	看取りをする家族をチームで支援することの重要性を理解する	
IV群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力	M.看護専門職の役割と責務	35	看護職の業務を法令に基づいて理解するとともに、その役割と機能を説明する	IV群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力	M.看護専門職の役割	50	看護職の役割と機能を理解する		
		(削除)	(削除)			51	看護師としての自らの役割と機能を理解する		
		(削除)	36			看護チーム内における看護師の役割と責任を理解する	N.看護チームにおける委譲と責務	52	看護師は法的範囲に従って仕事を他者(看護補助者等)に委任することを理解する
			(削除)			(削除)		53	看護師が委任した仕事について様々な側面から他者を支援することを理解する
			(削除)			(削除)		54	仕事を部分的に他者に委任する場合においても、自らに説明義務や責任があることを理解する
	N.安全なケア環境の確保	(削除)	(削除)		O.安全なケア環境の確保	55	医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について理解する		
		37	リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について説明する			56	リスク・マネジメントの方法について理解する		
		(削除)	(削除)			57	治療薬の安全な管理について理解する		
		38	感染防止策の目的と根拠を理解し、適切な方法で実施する			58	感染防止の手順を遵守する		
		39	関係法規及び各種ガイドラインに従って行動する			59	関係法規及び各種ガイドラインに従って行動する		
	O.保健・医療・福祉チームにおける多職種との協働	40	保健・医療・福祉チームにおける看護師及び他職種の機能・役割を理解する		P.保健・医療・福祉チームにおける多職種との協働	60	保健・医療・福祉チームにおける看護師及び他職種の機能・役割を理解する		
		41	対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する			61	対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する		
		42	対象者を含むチームメンバーと連携・共有・再検討しながら看護を実践する			62	対象者をとりまくチームメンバー間で報告・連絡・相談等を行う		

	P.地域包括ケアシステムにおける看護の役割	(削除)	(削除)		Q.保健・医療・福祉システムにおける看護の役割	63	対象者に関するケアについての意思決定は、 <u>チームメンバーとともに行う</u>
		(削除)	(削除)			64	<u>チームメンバーとともにケアを評価し、再検討する</u>
		43	<u>地域包括ケアシステムの観点から多様な場における看護の機能と役割について理解する</u>			65	<u>看護を実践する場における組織の機能と役割について理解する</u>
		(削除)	(削除)			66	<u>保健・医療・福祉システムと看護の役割を理解する</u>
		(削除)	(削除)			67	<u>国際的観点から医療・看護の役割を理解する</u>
		44	<u>日本における保健・医療・福祉の動向と課題を理解する</u>			68	<u>保健・医療・福祉の動向と課題を理解する</u>
		45	<u>諸外国における保健・医療・福祉の動向と課題を理解する</u>			69	<u>様々な場における保健・医療・福祉の連携について理解する</u>
V 群 専門職者として研鑽し続ける基本能力	Q.継続的な学習	46	<u>看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に専門職としての能力の維持・向上に努める必要性と方法を理解する</u>	V 群 専門職者として研鑽し続ける基本能力	R.継続的な学習	70	<u>看護実践における自らの課題に取り組むことの重要性を理解する</u>
		(削除)	(削除)			71	<u>継続的に自分の能力の維持・向上に努める</u>
	R.看護の質の改善に向けた活動	47	<u>看護の質の向上に努める必要性を理解する</u>		S.看護の質の改善に向けた活動	72	<u>看護の質の向上に向けて看護師として専門性を発展させていく重要性を理解する</u>
		48	<u>看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を活用し、批判的吟味をすることの重要性を理解する</u>			73	<u>看護実践に研究成果を活用することの重要性を理解する</u>

新

別表 13－2 看護師教育の技術項目と卒業時の到達度
■卒業時の到達レベル
＜演習＞
Ⅰ：モデル人形もしくは学生間で単独で実施できる
Ⅱ：モデル人形もしくは学生間で指導の下で実施できる
＜実習＞
Ⅰ：単独で実施できる
Ⅱ：指導の下で実施できる
Ⅲ：実施が困難な場合は見学する

項目	技術の種類		卒業時の到達度	
			演習	実習
1.環境調整技術	1	快適な療養環境の整備	Ⅰ	Ⅰ
	(削除)	(削除)	(削除)	
	2	臥床患者のリネン交換	Ⅰ	Ⅱ
2.食事の援助技術	3	食事介助(嚥下障害のある患者を除く)	Ⅰ	Ⅰ
	4	食事指導	Ⅱ	Ⅱ
	5	経管栄養法による流動食の注入	Ⅰ	Ⅱ
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	6	経鼻胃チューブの挿入	Ⅰ	Ⅲ
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	

旧

別表 13－2 看護師教育の技術項目と卒業時の到達度
■卒業時の到達度レベル
Ⅰ：単独で実施できる
Ⅱ：指導の下で実施できる
Ⅲ：学内演習で実施できる
Ⅳ：知識として分かる

項目	技術の種類		卒業時の到達度
			(新設)
1.環境調整技術	1	患者にとって快適な病床環境をつくることのできる	Ⅰ
	2	基本的なベッドメイキングができる	Ⅰ
	3	臥床患者のリネン交換ができる	Ⅱ
2.食事の援助技術	4	患者の状態に合わせて食事介助ができる(嚥下障害のある患者を除く)	Ⅰ
	5	患者の食事摂取状況(食行動、摂取方法、摂取量)をアセスメントできる	Ⅰ
	6	経管栄養法を受けている患者の観察ができる	Ⅰ
	7	患者の栄養状態をアセスメントできる	Ⅱ
	8	患者の疾患に応じた食事内容が指導できる	Ⅱ
	9	患者の個別性を反映した食生活の改善を計画できる	Ⅱ
	10	患者に対して、経鼻胃チューブからの流動食の注入ができる	Ⅱ
	11	モデル人形での経鼻胃チューブの挿入・確認ができる	Ⅲ
	12	電解質データの基準値からの逸脱が分かる	Ⅳ
	13	患者の食生活上の改善点が分かる	Ⅳ

3.排泄援助技術	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>7</u>	排泄援助(床上、ポータブルトイレ、オムツ等)	<u>I</u>	<u>II</u>
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>8</u>	膀胱留置カテーテルの管理	<u>I</u>	<u>III</u>
	<u>9</u>	導尿又は膀胱留置カテーテルの挿入	<u>II</u>	<u>III</u>
	<u>10</u>	浣腸	<u>I</u>	<u>III</u>
	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>11</u>	摘便	<u>I</u>	<u>III</u>
	<u>12</u>	ストーマ管理	<u>II</u>	<u>III</u>
4.活動・休息援助技術	<u>13</u>	車椅子での移送	<u>I</u>	<u>I</u>
	<u>14</u>	歩行・移動介助	<u>I</u>	<u>I</u>
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>15</u>	移乗介助	<u>I</u>	<u>II</u>
	<u>16</u>	体位変換・保持	<u>I</u>	<u>I</u>
3.排泄援助技術	<u>14</u>	自然な排便を促すための援助ができる	<u>I</u>	
	<u>15</u>	自然な排尿を促すための援助ができる	<u>I</u>	
	<u>16</u>	患者に合わせた便器・尿器を選択し、排泄援助ができる	<u>I</u>	
	<u>17</u>	膀胱留置カテーテルを挿入している患者の観察ができる	<u>I</u>	
	<u>18</u>	ポータブルトイレでの患者の排泄援助ができる	<u>II</u>	
	<u>19</u>	患者のおむつ交換ができる	<u>II</u>	
	<u>20</u>	失禁をしている患者のケアができる	<u>II</u>	
	<u>21</u>	膀胱留置カテーテルを挿入している患者のカテーテル固定、カテーテル管理、感染予防の管理ができる	<u>II</u>	
	<u>22</u>	モデル人形に導尿又は膀胱留置カテーテルの挿入ができる	<u>III</u>	
	<u>23</u>	モデル人形にグリセリン浣腸ができる	<u>III</u>	
	<u>24</u>	失禁をしている患者の皮膚粘膜の保護が分かる	<u>IV</u>	
	<u>25</u>	基本的な摘便の方法・実施上の留意点が分かる	<u>IV</u>	
	<u>26</u>	ストーマを造設した患者の一般的な生活上の留意点が分かる	<u>IV</u>	
4.活動・休息援助技術	<u>27</u>	患者を車椅子で移送できる	<u>I</u>	
	<u>28</u>	患者の歩行・移動介助ができる	<u>I</u>	
	<u>29</u>	廃用症候群のリスクをアセスメントできる	<u>I</u>	
	<u>30</u>	入眠・睡眠を意識した日中の活動の援助ができる	<u>I</u>	
	<u>31</u>	患者の睡眠状況をアセスメントし、基本的な入眠を促す援助を計画できる	<u>I</u>	
	<u>32</u>	臥床患者の体位変換ができる	<u>II</u>	
	<u>33</u>	患者の機能に合わせてベッドから車椅子への移乗ができる	<u>II</u>	

	<u>17</u>	自動・他動運動の援助	<u>I</u>	<u>II</u>
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>18</u>	ストレッチャー移送	<u>I</u>	<u>II</u>
	(削除)	(削除)	(削除)	
	(削除)	(削除)	(削除)	
	5.清潔・衣生活援助技術	(削除)	(削除)	
		<u>19</u>	足浴・手浴	<u>I</u>
		(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	
	<u>20</u>	整容	<u>I</u>	<u>I</u>
	<u>21</u>	点滴・ドレーン等を留置していない患者の寝衣交換	<u>I</u>	<u>I</u>
	<u>22</u>	入浴・シャワー浴の介助	<u>I</u>	<u>II</u>
	<u>23</u>	陰部の保清	<u>I</u>	<u>II</u>
	<u>24</u>	清拭	<u>I</u>	<u>II</u>
	<u>25</u>	洗髪	<u>I</u>	<u>II</u>
	<u>26</u>	口腔ケア	<u>I</u>	<u>II</u>
	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>34</u>	廃用症候群予防のための自動・他動運動ができる	<u>II</u>	
	<u>35</u>	目的に応じた安静保持の援助ができる	<u>II</u>	
	<u>36</u>	体動制限による苦痛を緩和できる	<u>II</u>	
	<u>37</u>	患者をベッドからストレッチャーへ移乗できる	<u>II</u>	
	<u>38</u>	患者のストレッチャー移送ができる	<u>II</u>	
	<u>39</u>	関節可動域訓練ができる	<u>II</u>	
	<u>40</u>	廃用症候群予防のための呼吸機能を高める援助が分かる	<u>IV</u>	
	5.清潔・衣生活援助技術	<u>41</u>	入浴が生体に及ぼす影響を理解し、入浴前・中・後の観察ができる	<u>I</u>
		<u>42</u>	患者の状態に合わせた足浴・手浴ができる	<u>I</u>
		<u>43</u>	清拭援助を通して患者の観察ができる	<u>I</u>
		<u>44</u>	洗髪援助を通して患者の観察ができる	<u>I</u>
		<u>45</u>	口腔ケアを通して患者の観察ができる	<u>I</u>
		<u>46</u>	患者が身だしなみを整えるための援助ができる	<u>I</u>
		<u>47</u>	持続静脈内点滴注射を実施していない臥床患者の寝衣交換ができる	<u>I</u>
		<u>48</u>	入浴の介助ができる	<u>II</u>
		<u>49</u>	陰部の清潔保持の援助ができる	<u>II</u>
		<u>50</u>	臥床患者の清拭ができる	<u>II</u>
		<u>51</u>	臥床患者の洗髪ができる	<u>II</u>
		<u>52</u>	意識障害のない患者の口腔ケアができる	<u>II</u>
		<u>53</u>	患者の病態・機能に合わせた口腔ケアを計画できる	<u>II</u>

	<u>27</u>	点滴・ドレーン等を留置している患者の寝衣交換	<u>I</u>	<u>II</u>		<u>54</u>	持続静脈内点滴注射実施中の患者の寝衣交換ができる	<u>II</u>
	<u>28</u>	新生児の沐浴・清拭	<u>I</u>	<u>III</u>		<u>55</u>	沐浴が実施できる	<u>II</u>
6.呼吸・循環を整える技術	(削除)	(削除)	(削除)		6.呼吸・循環を整える技術	<u>56</u>	酸素吸入療法を受けている患者の観察ができる	<u>I</u>
	(削除)	(削除)	(削除)			<u>57</u>	患者の状態に合わせた温罨法・冷罨法が実施できる	<u>I</u>
	<u>29</u>	体温調節の援助	<u>I</u>	<u>I</u>		<u>58</u>	患者の自覚症状に配慮しながら体温調節の援助ができる	<u>I</u>
	(削除)	(削除)	(削除)			<u>59</u>	末梢循環を促進するための部分浴・罨法・マッサージができる	<u>I</u>
	<u>30</u>	酸素吸入療法の実施	<u>I</u>	<u>II</u>		<u>60</u>	酸素吸入療法が実施できる	<u>II</u>
	<u>31</u>	ネブライザーを用いた気道内加湿	<u>I</u>	<u>II</u>		<u>61</u>	気道内加湿ができる	<u>II</u>
	<u>32</u>	口腔内・鼻腔内吸引	<u>II</u>	<u>III</u>		<u>62</u>	モデル人形で口腔内・鼻腔内吸引が実施できる	<u>III</u>
	<u>33</u>	気管内吸引	<u>II</u>	<u>III</u>		<u>63</u>	モデル人形で気管内吸引ができる	<u>III</u>
	<u>34</u>	体位ドレナージ	<u>I</u>	<u>III</u>		<u>64</u>	モデル人形あるいは学生間で体位ドレナージを実施できる	<u>III</u>
	(削除)	(削除)	(削除)			<u>65</u>	酸素ボンベの操作ができる	<u>III</u>
	(削除)	(削除)	(削除)			<u>66</u>	気管内吸引時の観察点が分かる	<u>IV</u>
	(削除)	(削除)	(削除)			<u>67</u>	酸素の危険性を認識し、安全管理の必要性が分かる	<u>IV</u>
	(削除)	(削除)	(削除)			<u>68</u>	人工呼吸器装着中の患者の観察点が分かる	<u>IV</u>
	(削除)	(削除)	(削除)			<u>69</u>	低圧胸腔内持続吸引中の患者の観察点が分かる	<u>IV</u>
	(削除)	(削除)	(削除)			<u>70</u>	循環機能のアセスメントの視点が分かる	<u>IV</u>
7.創傷管理技術	(削除)	(削除)	(削除)		7.創傷管理技術	<u>71</u>	患者の褥創発生の危険をアセスメントできる	<u>I</u>
	<u>35</u>	褥瘡予防ケア	<u>II</u>	<u>II</u>		<u>72</u>	褥創予防のためのケアが計画できる	<u>II</u>
	(削除)	(削除)	(削除)			<u>73</u>	褥創予防のためのケアが実施できる	<u>II</u>

	(削除)	(削除)	(削除)			74	患者の創傷の観察ができる	Ⅱ
	36	創傷処置(創洗浄、創保護、包帯法)	Ⅱ	Ⅱ		75	学生間で基本的な包帯法が実施できる	Ⅲ
	37	ドレーン類の挿入部の処置	Ⅱ	Ⅲ		76	創傷処置のための無菌操作ができる(ドレーン類の挿入部の処置も含む)	Ⅲ
	(削除)	(削除)	(削除)			77	創傷処置に用いられる代表的な消毒薬の特徴が分かる	Ⅳ
8.与薬の技術	38	経口薬(バツカル錠、内服薬、舌下錠)の投与	Ⅱ	Ⅱ	8.与薬の技術	78	経口薬(バツカル錠・内服薬・舌下錠)の服薬後の観察ができる	Ⅱ
	39	経皮・外用薬の投与	Ⅰ	Ⅱ		79	経皮・外用薬の投与前後の観察ができる	Ⅱ
	40	坐薬の投与	Ⅱ	Ⅱ		80	直腸内与薬の投与前後の観察ができる	Ⅱ
	(削除)	(削除)	(削除)			81	点滴静脈内注射をうけている患者の観察点が分かる	Ⅱ
	(削除)	(削除)	(削除)			82	モデル人形に直腸内与薬が実施できる	Ⅲ
	(削除)	(削除)	(削除)			83	点滴静脈内注射の輸液の管理ができる	Ⅲ
	41	皮下注射	Ⅱ	Ⅲ		84	モデル人形又は学生間で皮下注射が実施できる	Ⅲ
	42	筋肉内注射	Ⅱ	Ⅲ		85	モデル人形又は学生間で筋肉内注射が実施できる	Ⅲ
	43	静脈路確保・点滴静脈内注射	Ⅱ	Ⅲ		86	モデル人形に点滴静脈内注射が実施できる	Ⅲ
	44	点滴静脈内注射の管理	Ⅱ	Ⅱ		87	輸液ポンプの基本的な操作ができる	Ⅲ
	(削除)	(削除)	(削除)			88	経口薬の種類と服用方法が分かる	Ⅳ
	(削除)	(削除)	(削除)			89	経皮・外用薬の与薬方法が分かる	Ⅳ
	(削除)	(削除)	(削除)			90	中心静脈内栄養を受けている患者の観察点が分かる	Ⅳ
	(削除)	(削除)	(削除)			91	皮内注射後の観察点が分かる	Ⅳ
	(削除)	(削除)	(削除)			92	皮下注射後の観察点が分かる	Ⅳ
	(削除)	(削除)	(削除)			93	筋肉内注射後の観察点が分かる	Ⅳ

		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		45	薬剤等の管理(毒薬・劇薬・麻薬・血液製剤、 <u>抗悪性腫瘍薬を含む</u>)	Ⅱ	Ⅲ
		46	輸血の管理	Ⅱ	Ⅲ
	9.救命救急処置技術	47	緊急時の応援要請	Ⅰ	Ⅰ
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		48	一次救命処置(Basic Life Support: BLS)	Ⅰ	Ⅰ
		(削除)	(削除)	(削除)	
		49	止血法の実施	Ⅰ	Ⅲ
	10.症状・生体機能管理技術	50	バイタルサインの測定	Ⅰ	Ⅰ
		51	身体計測	Ⅰ	Ⅰ
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		94	静脈内注射の実施方法が分かる	Ⅳ	
		95	薬理作用を踏まえた静脈内注射の危険性が分かる	Ⅳ	
		96	静脈内注射実施中の異常な状態が分かる	Ⅳ	
		97	抗生物質を投与されている患者の観察点が分かる	Ⅳ	
		98	インシュリン製剤の種類に応じた投与方法が分かる	Ⅳ	
		99	インシュリン製剤を投与されている患者の観察点が分かる	Ⅳ	
		100	麻薬を投与されている患者の観察点が分かる	Ⅳ	
		101	薬剤等の管理(毒薬・劇薬・麻薬・血液製剤を含む)方法が分かる	Ⅳ	
		102	輸血が生体に及ぼす影響をふまえ、輸血前・中・後の観察点が分かる	Ⅳ	
	9.救命救急処置技術	103	緊急なことが生じた場合にはチームメンバーへの応援要請ができる	Ⅰ	
		104	患者の意識状態を観察できる	Ⅱ	
		105	モデル人形で気道確保が正しくできる	Ⅲ	
		106	モデル人形で人工呼吸が正しく実施できる	Ⅲ	
		107	モデル人形で閉鎖式心マッサージが正しく実施できる	Ⅲ	
		108	除細動の原理がわかりモデル人形に AED を用いて正しく実施できる	Ⅲ	
		109	意識レベルの把握方法が分かる	Ⅳ	
		110	止血法の原理が分かる	Ⅳ	
	10.症状・生体機能管理技術	111	バイタルサインが正確に測定できる	Ⅰ	
		112	正確に身体計測ができる	Ⅰ	
		113	患者の一般状態の変化に気付くことができる	Ⅰ	

		52	フィジカルアセスメント	<u>I</u>	<u>II</u>
		53	検体(尿、血液等)の取扱い	<u>I</u>	<u>II</u>
		54	簡易血糖測定	<u>II</u>	<u>II</u>
		55	静脈血採血	<u>II</u>	<u>III</u>
		56	検査の介助	<u>I</u>	<u>II</u>
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
		(削除)	(削除)	(削除)	
	11.感染予防技術	57	スタンダード・プリコーション(標準予防策)に基づく手洗い	<u>I</u>	<u>I</u>
		58	必要な防護用具(手袋、ゴーグル、ガウン等)の選択・着脱	<u>I</u>	<u>I</u>
		59	使用した器具の感染防止の取扱い	<u>I</u>	<u>II</u>
		60	感染性廃棄物の取扱い	<u>I</u>	<u>II</u>
		61	無菌操作	<u>I</u>	<u>II</u>
		62	針刺し事故の防止・事故後の対応	<u>I</u>	<u>II</u>
		(削除)	(削除)	(削除)	
	12.安全管理の技術	63	インシデント・アクシデント発生時の速やかな報告	<u>I</u>	<u>I</u>
		(削除)	(削除)	(削除)	
		64	患者の誤認防止策の実施	<u>I</u>	<u>I</u>
		114	系統的な症状の観察ができる	<u>II</u>	
		115	バイタルサイン・身体測定データ・症状等から患者の状態をアセスメントできる	<u>II</u>	
		116	目的に合わせた採尿の方法を理解し、尿検体の正しい取扱いができる	<u>II</u>	
		117	簡易血糖測定ができる	<u>II</u>	
		118	正確な検査を行うための患者の準備ができる	<u>II</u>	
		119	検査の介助ができる	<u>II</u>	
		120	検査後の安静保持の援助ができる	<u>II</u>	
		121	検査前・中・後の観察ができる	<u>II</u>	
		122	モデル人形又は学生間で静脈血採血が実施できる	<u>III</u>	
		123	血液検査の目的を理解し、目的に合わせた血液検体の取り扱い方が分かる	<u>IV</u>	
		124	身体侵襲を伴う検査の目的及び方法並びに検査が生体に及ぼす影響が分かる	<u>IV</u>	
	11.感染予防技術	125	スタンダード・プリコーション(標準予防策)に基づく手洗いが実施できる	<u>I</u>	
		126	必要な防護用具(手袋、ゴーグル、ガウン等)の装着ができる	<u>II</u>	
		127	使用した器具の感染防止の取扱いができる	<u>II</u>	
		128	感染性廃棄物の取り扱いができる	<u>II</u>	
		129	無菌操作が確実にできる	<u>II</u>	
		130	針刺し事故防止の対策が実施できる	<u>II</u>	
		131	針刺し事故後の感染防止の方法が分かる	<u>IV</u>	
	12.安全管理の技術	132	インシデント・アクシデントが発生した場合には、速やかに報告できる	<u>I</u>	
		133	災害が発生した場合には、指示に従って行動がとれる	<u>I</u>	

	<u>65</u>	<u>安全な療養環境の整備（転倒・転落・外傷予防）</u>	<u>I</u>	<u>II</u>
	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>66</u>	<u>放射線の被ばく防止策の実施</u>	<u>I</u>	<u>I</u>
	(削除)	(削除)	(削除)	
	<u>67</u>	<u>人体へのリスクの大きい薬剤のばく露予防策の実施</u>	<u>II</u>	<u>III</u>
	<u>68</u>	<u>医療機器（輸液ポンプ、シリンジポンプ、心電図モニター、酸素ボンベ、人工呼吸器等）の操作・管理</u>	<u>II</u>	<u>III</u>
13.安楽確保の技術	<u>69</u>	<u>安楽な体位の調整</u>	<u>I</u>	<u>II</u>
	<u>70</u>	<u>安楽の促進・苦痛の緩和のためのケア</u>	<u>I</u>	<u>II</u>
	<u>71</u>	<u>精神的安寧を保つためのケア</u>	<u>I</u>	<u>II</u>

	<u>134</u>	<u>患者を誤認しないための防止策を実施できる</u>	<u>I</u>
	<u>135</u>	<u>患者の機能や行動特性に合わせて療養環境を安全に整えることができる</u>	<u>II</u>
	<u>136</u>	<u>患者の機能や行動特性に合わせて転倒・転落・外傷予防ができる</u>	<u>II</u>
	<u>137</u>	<u>放射線暴露の防止のための行動がとれる</u>	<u>II</u>
	<u>138</u>	<u>誤薬防止の手順に沿った与薬ができる</u>	<u>III</u>
	<u>139</u>	<u>人体へのリスクの大きい薬剤の暴露の危険性及び予防策が分かる</u>	<u>IV</u>
	(新設)	(新設)	(新設)
13.安楽確保の技術	<u>140</u>	<u>患者の状態に合わせて安楽に体位を保持することができる</u>	<u>II</u>
	<u>141</u>	<u>患者の安楽を促進するためのケアができる</u>	<u>II</u>
	<u>142</u>	<u>患者の精神的安寧を保つための工夫を計画できる</u>	<u>II</u>

新			旧
別表 14 准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標 ※法令に基づき、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて療養上の世話及び診療の補助を行う ※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う			(新設)
准看護師の 実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	
Ⅰ群 ヒューマンケ アの基本的 な能力	A.対象者の理解	1	対象者の状態を理解するのに必要な基礎的な人体の構造と機能について理解する
		2	胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する基礎的な知識をもとに対象者を理解する
		3	対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から理解する
	B.実施する看護についての説明責任	4	実施する看護の目的・方法について対象者の理解度を確認しながら説明する
	C.倫理的な看護実践	5	看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動する
		6	対象者の尊厳を守る意義を理解し、価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重した行動をとる
		7	対象者の情報の取扱いの方法を理解し、適切な行動をとる
		8	対象者の選択権及び自己決定を尊重し、対象者及び家族の意思決定を支援する
	D.援助的関係の形成	9	対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとる
Ⅱ群 看護師の立案した看護計画を基に看護を実践する能力	E.情報収集	10	対象者を理解するために必要な情報を収集する
	F.計画	11	立案された看護計画について理解する
	G.実施	12	計画された看護を対象者の反応を捉えながら実施する
		13	対象者の安全・安楽・自立／自律に留意しながら、計画された看護を実施する
		14	看護援助技術を対象者の状態に合わせて実施する

		15	対象者の状態が変化し、指示の範囲外である場合には、医師、歯科医師又は看護師に指示を求める	
		16	実施した看護と対象者の反応を報告し、記録する	
	H.評価	17	実施した看護の結果について、評価された内容や修正された計画を理解する	
	Ⅲ群 健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和に関わる実践能力	18	生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の基本的な役割を理解する	
		19	環境が健康に及ぼす影響と予防策について理解する	
		20	対象者の健康状態や、実施される治療とその影響について理解する	
		21	対象者の状態の変化について迅速に報告する	
		22	合併症予防のために必要な看護を理解する	
		23	立案された看護計画に基づき、心身の苦痛の緩和及び日常生活の自立／自律に向けた療養生活を支援する	
		24	終末期にある対象者の治療と苦痛、その人らしく過ごせる支援方法を理解する	
		25	終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援することの重要性を理解する	
		26	基本的な救命救急処置の方法を理解し、模擬的に実践する	
	Ⅳ群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力	27	准看護師の業務を法令に基づいて理解するとともに、その役割と機能を説明する	
		28	リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方を理解する	
		29	治療薬の安全な管理について理解する	
		30	感染防止の手順を遵守する	
		31	保健・医療・福祉チームにおける看護師・准看護師及び他職種の機能・役割を理解する	
		32	対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する	

			<u>33</u>	対象者を取りまくチームメンバー間で報告・連絡・相談等を行う	
		<u>O.地域包括ケアシステムにおける看護の役割</u>	<u>34</u>	地域包括ケアシステムの観点から、多様な場における看護の基本的な機能と役割について理解する	
	<u>V 群 専門職者として研鑽し続ける基本能力</u>	<u>P.継続的な学習</u>	<u>35</u>	看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力の維持・向上に努める	

看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所の運営に関する指導については、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二〇三号）、保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三八六号。以下「施行令」という。）及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第一号。以下「指定規則」という。）に定めるもののほか、このガイドラインに定めるところによる。

第一 課程の定義等

- 1 このガイドラインにおいて、看護師養成所における課程の定義は、次のとおりであること。
 - （１） 「三年課程」とは、指定規則第四条第一項に規定する課程のうち、（２）に規定する課程を除くものをいう。
 - （２） 「三年課程（定時制）」とは、指定規則第四条第一項に規定する課程であって、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制」という。）により四年間の教育を行うものをいう。
 - （３） 「二年課程」とは、指定規則第四条第二項に規定する課程のうち、（４）及び（５）に規定する課程を除くものをいう。
 - （４） 「二年課程（定時制）」とは、指定規則第四条第二項に規定する課程であって、定時制により三年間の教育を行うものをいう。
 - （５） 「二年課程（通信制）」とは、指定規則第四条第二項に規定する課程のうち同項第一号ただし書に基づき、免許を得た後七年以上業務に従事している准看護師を対象に、主として通信学習により二年以上の教育を行うものをいう。

なお、通信学習とは、印刷教材を送付若しくは指定し、主としてこれにより学修させる授業（以下「印刷教材による授業」という。）、主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業（以下「放送授業」という。）等により行われるものとする。
- 2 保健師養成所及び助産師養成所において、定時制による教育が行われる場合は、指定規則第二条及び第三条に規定する養成所のうち、一年以上二年以内の教育を行うものとする。

第二 名称に関する事項

養成所であることを示すものとし、他のものと紛らわしい名称を使用しないこと。

第三 学則に関する事項

- 1 学則は、養成所ごとに定めること。ただし、二以上の養成所を併設するものにあつて

は、これらの養成所を総合して学則を定めて差し支えないこと。

2 学則の中には、次の事項を記載すること。

- (1) 設置の目的
- (2) 名称
- (3) 位置
- (4) 養成所名（二以上の養成所を併設するものに限る。ただし、保健師養成所と看護師養成所（三年課程及び三年課程（定時制）に限る。この項において同じ。）又は助産師養成所と看護師養成所の指定を併せて受け、それらの教育内容を併せて教授する教育課程（以下「統合カリキュラム」という。）により教育を行う場合は、その旨を明記すること。）
- (5) 課程名（看護師養成所に限る。）
- (6) 定員（看護師養成所及び准看護師養成所にあつては、一学年の入学定員及び総定員）及び一の授業科目について同時に授業を行う学生の編成に関する事項
- (7) 修業年限、学期及び授業を行わない日に関する事項
- (8) 教育課程及び単位数（准看護師養成所にあつては、時間数）に関する事項
- (9) 成績の評価及び単位の認定に関する事項
- (10) 大学や他の学校養成所等で修得した単位の認定に関する事項
- (11) 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- (12) 教職員の組織に関する事項
- (13) 運営を行うための会議に関する事項
- (14) 学生の健康管理に関する事項
- (15) 授業料、入学料、その他の費用徴収に関する事項

3 次のような事項について学則の細則を定めること。

例 入学の選考

成績評価及び卒業の認定

健康管理

教職員の所掌事務

諸会議の運営

検定料、入学料、授業料等の金額及び費用徴収の方法

図書室管理

自己点検・自己評価

第四 学生に関する事項

1 入学資格の確認

- (1) 入学資格の確認は、次の書類を提出させることにより確実に行うこと。

ア 保健師養成所及び助産師養成所

看護師学校の修了証書の写し若しくは修了見込証明書又は看護師養成所の卒業証書の写し若しくは卒業見込証明書

イ 看護師養成所

(ア) 三年課程及び三年課程（定時制）にあつては、学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）第九〇条の規定により大学に入学することのできる者であることを証明する次の書類

- a 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者にあつては、高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
- b 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第一一号）第一五〇条第五号に該当する者にあつては、高等学校卒業程度認定試験の合格証明書、合格成績証明書又は合格見込成績証明書
- c a 又は b 以外の者で、学校教育法第九〇条に該当するものにあつては、それを証明する書類

(イ) 二年課程及び二年課程（定時制）にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後三年以上業務に従事していること又は高等学校若しくは中等教育学校を卒業していることを証明する次の書類

a 准看護師免許証の写し

なお、准看護師免許を受けることができる者であつて入学願書の提出時に准看護師免許を取得していないものにあつては、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出させ、免許取得の事実を確認すること。

- b 免許を得た後三年以上業務に従事している准看護師にあつては、准看護師として三年以上業務に従事した旨の就業証明書（高等学校又は中等教育学校卒業者等の場合を除く。）

なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が三年（三六か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。

- c 高等学校又は中等教育学校を卒業している准看護師にあつては、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書

(ウ) 二年課程（通信制）にあつては、准看護師免許を取得していること及び免許を得た後七年以上業務に従事していることを証明する次の書類

a 准看護師免許証の写し

- b 准看護師として七年（八四か月）以上業務に従事した旨の就業証明書

なお、入学願書の提出時に准看護師として業務に従事した期間が、七年（八四か月）に満たない者は、入学時に就業証明書を提出させ、業務従事期間を確認すること。

(エ) 二年課程、二年課程（定時制）及び二年課程（通信制）の入学資格について

は、以下の点に留意されたいこと。

- a 就業証明書とは、准看護師として業務に従事した施設の長（二以上の施設で業務に従事したときは、従事した施設すべての長）の発行する証明書をいうものであること。
- b 准看護師として業務に従事した月数（二年課程及び二年課程（定時制）については三六か月以上、二年課程（通信制）については八四か月以上であること。）の算定に当たっては、准看護師として最初に勤務した日の属する月及び最後に勤務を終了した日の属する月は、それぞれ一か月として算定して差し支えないこと。
- c 学校教育法第九〇条の規定により大学に入学することのできる者（高等学校又は中等教育学校を卒業した者を除く。）であって准看護師であるものは、高等学校又は中等教育学校を卒業した准看護師と同様に二年課程及び二年課程（定時制）の入学資格を有するものであること。
- d 入学を認める際は、准看護師籍への登録が行われているかどうかの確認を徹底して行うこと。

なお、学校教育法第九〇条の規定により大学に入学することのできる者については、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示又は提出することができないものであっても、入学時に免許申請がなされていることを確認した場合は、准看護師免許を取得した者とみなして当面入学させて差し支えないこと。この場合においては、准看護師籍への登録が完了し次第准看護師免許証の確認を行うこと。

- e 二年課程（通信制）の入学生の業務従事期間を確認する際は、看護実践能力等、学生の学習準備状況を十分に把握するために、准看護師としてのこれまでの就業形態、就業場所、就業日数・時間について総合的に確認すること。

ウ 准看護師養成所

学校教育法第五七条の規定により高等学校に入学することのできる者であることを証明する次の書類

- (ア) 中学校を卒業した者にあつては、中学校の卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (イ) 中等教育学校の前期課程を修了した者にあつては、中等教育学校の前期課程の修了証明書又は修了見込証明書
 - (ウ) (ア)又は(イ)以外の者で、学校教育法第五七条に該当するものにあつては、それを証明する書類
- (2) 外国における看護師教育を修了し、保健師養成所又は助産師養成所への入学を希望する者については、厚生労働大臣が看護師国家試験の受験資格を認めた場合に限り、入学資格を有するものであるので留意されたいこと。
- (3) 学校教育法（昭和二二年法律第二六号）第五七条又は第九〇条に該当するか疑

義のある者については、当該養成所のみで判断することなく都道府県担当課等に確認すること。

2 入学の選考

- (1) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等に基づき、適正に行うこと。
- (2) 保健師、助産師、看護師又は准看護師としての能力や適性にかかわりのない事項（体型、年齢、家族関係、色覚、医療機関への勤務の可否等）によって入学を制限しないこと。
- (3) 他の分野で働く社会人については、その経験に配慮した入学試験を設けることが望ましいこと。
- (4) 入学の選考にかかわりのない書類（戸籍抄本、家族調書等）は提出させないこと。

3 卒業の認定

- (1) 学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。
- (2) 欠席日数が出席すべき日数の三分之一を超える者については、原則として卒業を認めないこと。（二年課程（通信制）を除く。）

4 学生に対する指導等

- (1) 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学の条件とするなど学生又はこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。
- (2) 奨学金の受給について、学生又はこれになろうとする者に対して、的確な情報を提供するとともに、必要に応じて、助言、指導等を行うようにすること。
- (3) 医療機関に勤務している学生が看護師等の資格を有しない場合に、法律に違反する業務を行わないように指導すること。

5 外国人の留学生の受入れ

- (1) 看護師等養成所で留学生を受入れる際は、教育指導の観点から、指定規則に定める専任教員に加えて、必要に応じて担当する専任教員をおくこと。
- (2) 留学生の日常生活に関して、十分な支援や指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。
- (3) 留学生の受入れに際しては、在留資格、学歴、日本語能力について確認するとともに、次の事項に留意が必要であること。
 - ア 留学期間中に、就労することなく生活費用の支弁手段があること。
 - イ 奨学資金については、免許取得後の特定病院での勤務をあらかじめ義務づけるような形態は避け、卒業後の進路は本人の自由選択に委ねること。
 - ウ 学内の試験等については特別の扱いを行わないこと。
 - エ 留学生がアルバイトを行う場合には、法務大臣から資格外活動の許可を受ける

必要があること。

第五 教員等に関する事項

1 専任教員及び教務主任

- (1) 保健師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師として三年以上業務に従事した者で、大学において教育の本質・目標、心身の発達と学習の過程、教育の方法・技術及び教科教育法に関する科目のうちから、合計四単位以上（以下「教育に関する科目」という。）を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる者。

ア 保健師として五年以上業務に従事した者

イ (ア)から(ウ)までのいずれかの研修（以下「専任教員として必要な研修」という。）を修了した者又は保健師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

(ア) 厚生労働省が認定した専任教員養成講習会（旧厚生省が委託実施したもの及び厚生労働省が認定した看護教員養成講習会を含む。）

(イ) 旧厚生労働省看護研修研究センターの看護教員養成課程

(ウ) 国立保健医療科学院の専攻課程（平成一四年度及び平成一五年度旧国立公衆衛生院の専攻課程看護コースを含む。）及び専門課程地域保健福祉分野（平成一六年度）

- (2) 助産師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、助産師として三年以上業務に従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる者。

ア 助産師として五年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は助産師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

- (3) 看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表三の専門分野の教育内容（以下「専門領域」という。）のうちの一つの業務に三年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることのできる者。

ア 保健師、助産師又は看護師として五年以上業務に従事した者

イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者

- (4) 准看護師養成所の専任教員となることのできる者は、次のいずれにも該当する者であること。ただし、保健師、助産師又は看護師として指定規則別表四の専門分野の教育内容のうちの一つの業務に三年以上従事した者で、大学において教育に関する科目を履修して卒業したもの又は大学院において教育に関する科目を履修したものは、これにかかわらず専任教員となることができること。
- ア 保健師、助産師又は看護師として五年以上業務に従事した者
- イ 専任教員として必要な研修を修了した者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者
- (5) 専任教員の採用に当たっては、保健師、助産師又は看護師の業務から五年以上離れている者は好ましくないこと。
- (6) 教員は、一の養成所の一の課程に限り専任教員となることができること。
- (7) 専任教員は、看護師養成所及び准看護師養成所にあつては専門分野ごとに配置し、学生の指導に支障を来さないようにすること。
- (8) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所では三人以上、看護師養成所では、三年課程（定時制を含む）にあつては八人以上、二年課程（全日制及び定時制）にあつては七人以上、二年課程（通信制）にあつては一〇人以上、准看護師養成所にあつては五人以上（当分の間、三人以上）確保すること。ただし、二年課程（通信制）にあつては学生総定員が三〇〇人以下の場合は、八人以上とする。
- (9) 専任教員は、保健師養成所及び助産師養成所にあつては、学生定員が二〇人を超える場合には、学生が二〇人を増すごとに一人増員することが望ましいこと。看護師養成所三年課程（定時制を含む）及び二年課程（定時制）にあつては、学生総定員が一二〇人を超える場合には、学生が三〇人を増すごとに一人増員すること。また、看護師養成所二年課程及び准看護師養成所にあつては、学生総定員が八〇人を超える場合には、学生が三〇人を増すごとに一人、看護師養成所二年課程（通信制）にあつては学生総定員が五〇〇人を超える場合には、学生が一〇〇人を増すごとに一人増員することが望ましいこと。
- (10) 専任教員の担当する授業時間数は、過重にならないよう一人一週間当たり一五時間を標準とすること。講義（二年課程（通信制）において行う印刷教材を送付又は指定し、主としてこれにより学修させる授業及び主として放送その他これに準ずるものの視聴により学修させる授業を除く。以下同じ。）一時間を担当するには準備等に二時間程度を要することから、一人の専任教員が担当できる一週間当たりの講義時間数の標準を一五時間としたものであること。実習を担当する場合にあつては、実習三時間に対し一時間程度の準備等を要すると考えられるので、講義及び実習の担当時間を計画する際の目安とされたいこと。
- また、二年課程（通信制）の専任教員についても、その業務が過重にならないよう十分配慮すること。

- (11) 専任教員は、一の養成所の一の課程に限り教務主任となることができること。
- (12) 専任教員は、専門領域における教授方法の研修や、看護実践現場での研修を受けるなどにより、自己研鑽に努めること。
- (13) 学生の生活相談、カウンセリング等を行う者が定められていることが望ましいこと。また、カウンセリング等に関して当該者が支援を受けられる体制の確保等の工夫を講じることが望ましいこと。
- (14) 専任教員の業務を支援するシステム等の積極的な活用が望ましいこと。
- (15) 教務主任となることのできる者は、(1) から (4) までのいずれかに該当する者であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア 専任教員の経験を三年以上有する者

イ 厚生労働省が認定した教務主任養成講習会修了者

ウ 旧厚生労働省看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者

エ アからウまでと同等以上の学識経験を有すると認められる者

2 養成所の長及びそれを補佐する者

- (1) 養成所の長が兼任である場合又は二以上の課程を併設する場合には、長を補佐する専任の職員を配置することが望ましいこと。
- (2) 養成所の長を補佐する専任の職員を置く場合は、長又は長を補佐する専任の職員のいずれかは看護職員とすること。

3 実習調整者

- (1) 臨地実習全体の計画の作成、実習施設との調整等を行う者（以下「実習調整者」という。）が定められていること。
- (2) 実習調整者となることのできる者は、1—(1) から (4) までのいずれかに該当する者であること。

4 実習指導教員

- (1) 実習施設等で学生の指導に当たる看護職員を実習指導教員として確保することが望ましいこと。
- (2) 実習指導教員は、保健師養成所にあつては保健師、助産師養成所にあつては助産師、看護師養成所にあつては保健師、助産師または看護師、准看護師養成所にあつては保健師、助産師、看護師または准看護師とし、三年以上当該資格の業務に従事した者であること。
- (3) 臨地実習において、同一期間で実習施設が多数に及ぶ場合は実習施設数を踏まえ適当数確保することが望ましいこと。
 なお、実習指導教員は、必要に応じて実習施設以外の場において学生の指導に当たっても差し支えないこと。

5 その他の教員

- (1) 各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者である

こと。

- (2) 各科目を担当する教員は、経歴、専門分野等を十分に考慮して選任すること。
- (3) 看護師養成所における基礎分野の授業を大学において当該分野を担当している教員以外の者が行う場合、当該分野について相当の学識経験を有する者が行われることが望ましいこと。
- (4) 二年課程（通信制）については、授業で課されるレポート等の添削指導を行う添削指導員を一〇人以上確保すること。この添削指導員は当該科目に関し相当の学識経験を有する者であること。また、添削指導員は常勤である必要はないものとする。なお、学生総定員が五〇〇名を超える場合には、学生一〇〇人を目途に添削指導員を二名増員することが望ましいこと。

6 事務職員

専任教員の教務事務等の業務を支援する事務職員を、学生数等を勘案して一名以上配置すること。

第六 教育に関する事項

1 教育の内容等

- (1) 教育の基本的考え方、留意点等は、保健師養成所にあつては別表 1、助産師養成所にあつては別表 2、看護師養成所にあつては、三年課程（定時制を含む）については別表 3、二年課程（定時制及び通信制を含む）については別表 3-2、准看護師養成所にあつては別表 4 のとおりであること。
- (2) 各科目について、授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱を作成すること。
- (3) 授業要綱、実習要綱及び実習指導要綱の作成に当たっては、保健師養成所にあつては別表 11 を、助産師養成所にあつては別表 12 及び別表 12-2 を、看護師養成所にあつては別表 13 及び別表 13-2 を、准看護師養成所にあつては別表 14 を参照すること。

2 履修時間数等

(1) 保健師養成所

教育課程の編成に当たっては、三一単位以上の講義、実習等を行うようにすること。

(2) 助産師養成所

教育課程の編成に当たっては、三一単位以上の講義、実習等を行うようにすること。

(3) 看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、三年課程及び三年課程（定時制）にあつては、一〇二単位以上の講義、実習等を行うようにすること。また、二年課程、二年課程（定時制）及び二年課程（通信制）にあつては、六八単位以上の講義、実習等を行うようにすること。

(4) 准看護師養成所

教育課程の編成に当たっては、基礎分野七〇時間以上、専門基礎分野三五〇時間以上、専門分野一四七〇時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

3 単位制

保健師、助産師及び看護師養成所に係る単位の計算方法等については、次のとおりであること。

(1) 単位の計算方法

ア 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所（三年課程（定時制を含む）及び二年課程（定時制を含む））

一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、一単位の授業時間数は、講義及び演習については一五時間から三〇時間、実験、実習（臨地実習含む）及び実技については三〇時間から四五時間の範囲で定めること。

イ 看護師養成所二年課程（通信制）

(ア) 通信学習による授業

一単位の授業科目を四五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、印刷教材による授業については、四五時間相当の印刷教材の学修をもって一単位とし、放送授業については、一五時間の放送等の視聴をもって一単位とすること。

(イ) 臨地実習

臨地実習は、紙上事例演習を教育内容ごとに三事例程度、病院見学実習を教育内容ごとに二日及び面接授業を教育内容ごとに三日をもって構成すること。

(2) 単位等の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間数以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認する必要があること。なお、二年課程（通信制）における当該科目の内容を修得していることの確認については、一単位ごとにレポート提出、試験等を行うことを標準とすること。

イ 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は以下の資格に係る学校若しくは養成所で、指定規則別表三及び三の二に規定されている教育内容と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で当該養成所における履修に替えることができること。

- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師

- ・臨床検査技師
- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・視能訓練士
- ・臨床工学技士
- ・義肢装具士
- ・救急救命士
- ・言語聴覚士

なお、指定規則別表三備考二及び別表三の二備考三にかかわらず、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六二年法律第三〇号）第四〇条第二号の規定に該当する者で養成所に入学したものの単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成二〇年厚生労働省令第四二号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和六二年厚生省令第五〇号）別表第四に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第四若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成二〇年文部科学省・厚生労働省令第二号）別表第四に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表三、別表三の二及び別表四に定める基礎分野の履修に替えることができること。

4 教育実施上の留意事項

- （１） 一週間当たりの授業時間数は、全日制の場合は三〇時間程度、定時制の場合は一五時間から二〇時間程度とすること。
- （２） 一日当たりの授業時間数は、六時間程度を上限とすること。
ただし、実習の時間数については、実習施設等の運営の都合上やむを得ない場合にあっては、六時間を超えることがあっても差し支えないこと。
- （３） 授業は、施設整備等教育上の諸条件を考慮し、専任教員との対面による授業に相当する教育効果を十分に挙げられることを前提に、多様なメディアを利用した遠隔授業を行っても差し支えないこと。
- （４） 授業の方法は、学生が主体的に学ぶことができるよう、積極的に工夫を講じること。
- （５） 臨地実習は、実践活動の場において行う実習のみを指すものであること。ただし、臨地実習を充実させるために、実践活動の場以外で行う学習の時間を臨地実習に含めて差し支えないこと。
実践活動の場以外で行う学習については、学習の目的、内容及び当該教育内容の実習単位数に占める割合を実習指導要綱等で明確にすること。
- （６） 臨地実習は、原則として昼間に行うこと。ただし、助産学実習及び看護の統合

と実践においては、この限りでないこと。

(7) 同一の教育内容の臨地実習が二施設以上にわたる場合は、各学生の実習内容に差が生じないように、教育計画を配慮すること。

(8) 助産学実習において、分べん第一期のアセスメント及び支援ができ、分べん介助の途中で吸引分べん、鉗子分べんに移行した場合は、一回の分べんとして算入して差し支えないこと。

(9) 二年課程（通信制）にあつては、(5)にかかわらず、臨地実習は紙上事例演習、病院見学実習及び面接授業をもって替えることができるものであること。

ア 紙上事例演習とは、文章で示された架空の患者（ペーパー・ペイシェント）について、学生自身が看護の展開についてのレポートを作成することにより問題解決能力、応用力、判断力に関する内容を学習するものであること。

イ 病院見学実習とは、学生自身が業務に従事していたことによる経験をふまえて病院の看護提供のあり方の実際を見学することにより、自らの看護実践に関する考察を深めるものであること。

ウ 面接授業とは、学生が養成所に通学し、専任教員と対面し直接指導を受けて、印刷教材による授業等で学んだ知識と紙上事例演習、病院見学実習で学んだ実践の能力の統合を図るものであること。

(10) 保健師養成所又は助産師養成所においては、看護師養成所で履修した教育内容との重複を避け、保健師又は助産師の実践活動の基礎となる知識についての内容を精選すること。

(11) 准看護師養成所においては、試験、施設見学、実習オリエンテーション等、各教育内容の教育目的を達成するのに必要な講義又は実習以外に要する時間数は、指定規則に定める当該教育内容の時間数の一割以内として当該教育内容の時間数内に算入できるものとする。

5 二年課程（通信制）

(1) 通信学習

通信学習の実施にあたり以下の点に留意すること。

ア 印刷教材による授業及び放送授業等の実施に当たっては、定期的に添削等による指導を行うこと。

イ 印刷教材による授業及び放送授業については、その教科内容の修得の程度を一単位ごとにレポートの提出、試験等による評価を行うことを標準とし、単位認定を行うこと。

(2) 臨地実習

臨地実習の実施にあつては以下の点に留意すること。

ア 臨地実習は、各専門領域の通信学習を終えてから行うこと。臨地実習のうち基礎看護学は他の専門領域の基礎であるため、他の専門領域の臨地実習の前に履

修させること。

イ 病院見学実習を行う実習施設については、専門領域ごとに一施設以上、当該養成所が所在する同一都道府県内に確保すること。

ウ 学生の居住地が広域にわたる場合は、学生の利便性を考慮し実習施設を確保すること。また、施設及び実習時期の決定にあたっては、当該学生の意向に十分配慮すること。

エ 実習施設の決定にあたっては、原則として現に学生が勤務している施設以外の病院を選定すること。やむを得ず、実習施設が現に学生が勤務している病院となった場合には、通常勤務している病棟と異なる病棟で実習を行う等の教育上の配慮を行うこと。

オ 面接授業については、学生の受講の便宜を図るため、教室・実習室等の代替施設及び授業の実施に必要な機械器具を確保できる場合については、養成所以外の施設においても行えることとする。

(3) 教育実施上の留意事項

ア 講義は、試験等を含め年間を通じて適切に行うこと。

イ 郵便事情等による不測の事態への対処方針を定めておくこと。

ウ 別表３－２で示す二年課程（通信制）の教育について、臨地実習における面接授業の他に、専門分野においては、対面による授業一〇日を行うこと。対面による授業は、学生が養成所等に通学し、教員と対面し直接指導を受けて、別表３－２の備考を参照し、学生の看護実践能力を把握・評価した上で個別の状況を考慮した教育が行われるものであること。

6 統合カリキュラム

(1) 概要

統合カリキュラムにより教育を行う場合には、保健師養成所又は助産師養成所について、学校教育法第九〇条に該当する者の入学が認められるとともに、教育の内容のうちの一部の教育内容の単位数が減ぜられること。

(2) 留意点

ア 統合カリキュラムにより教育を行う場合であっても、看護師養成所の指定基準は統合カリキュラムにより教育を行わない場合と同一であること。

イ 修業年限は、四年以上でなければならないこと。

ウ 統合カリキュラムにより教育を受ける者と、それ以外の者が、一の授業科目について同時に授業を受けることのないよう留意すること。

(3) 教育の内容等

ア 保健師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は別表五を標準とすること。

イ 助産師・看護師の統合カリキュラムにより教育を行う養成所の教育内容等は

別表六を標準とすること。

(4) その他の基準

ア 教務主任は、統合カリキュラムにより教育を行う場合には、第五 5-1-(11)にかかわらず併せて一人としてよいこと。

イ 統合カリキュラムによる教育とそれ以外の教育とを併せて行う養成所にあつては、専任教員については、それぞれ第五-1-(8)に定める数を確保することが望ましいこと。その人数が直ちに確保できない場合には、第五-1-(9)のとおり増員することが望ましいこと。

ウ 普通教室は、同時に行う授業の数に応じ、専用のものを必要な数確保することができるのであれば、保健師養成所又は助産師養成所と共用としてよいこと。

第七 施設設備に関する事項

1 土地及び建物の所有等

(1) 土地及び建物は、設置者の所有であることを原則とすること。ただし、貸借契約が長期にわたるものであり、恒久的に学校運営ができる場合は、この限りではないこと。

(2) 校舎は独立した建物であることが望ましいこと。ただし、やむを得ず、他施設と併設する場合は、養成所の運営上の制約を受けることのないよう配慮すること。

2 教室等

(1) 同時に授業を行う学生数は原則として四〇人以下とすること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合は、この限りではない。

(2) 看護師養成所と准看護師養成所とを併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の教室を共用とすることができること。また、二年課程（通信制）を設置する場合にあつても学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、二年課程（通信制）とそれ以外の課程とは同一の普通教室を共用とすることができること。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の普通教室を共用とすることができること。

(3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。図書室の効果を確保するためには、他施設と兼用とすることは望ましくないこと。

(4) 実習室と在宅看護実習室とを兼用とすることは差し支えないが、設備、面積、

使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には、専用のものとするのが望ましいこと。

- (5) 二以上の養成所若しくは課程を併設する場合において、教育上支障がない場合は実習室を共用とすることは差し支えないこと。この場合、「教育上支障がない」とは、設備、面積、使用に当たっての時間的制約等からみて教育効果に支障がない場合をいうものであること。また実習室を共用する場合にあっては、学生の自己学習のための場の確保について、運用上、十分に配慮すること。
- (6) 図書室については、二以上の養成所を併設するものにあっては、いずれかの養成所のものは他の養成所のものと共用とすることができること。
- (7) 視聴覚教室、演習室、情報処理室、学校長室、教員室、事務室、応接室、研究室、教材室、面接室、会議室、休養室、印刷室、更衣室、倉庫、及び講堂を設けることが望ましいこと。
- (8) 臨床場면을擬似的に体験できるような用具や環境を整備することが望ましいこと。
- (9) 二以上の養成所又は課程を併設する場合においては、共用とする施設設備は機能的に配置し、かつ、養成所又は課程ごとにまとまりを持たせること。また、総定員を考慮し教育環境を整備すること。

3 保健師養成所

- (1) 公衆衛生看護学の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。
- (2) 実習室は、家庭訪問、健康相談、健康教育等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、給湯・給水の設備を設けるとともに、校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。

4 助産師養成所

- (1) 助産診断・技術学等の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。ただし、看護師養成所等に併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、学習に支障がない範囲で、同一の実習室を共用とすることができること。
- (2) 実習室は、分べん台及び診察台一台当たり二〇㎡以上有し、かつ、新生児及び妊娠じょく婦の訪問看護等の実習を行うのに必要な広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。
- (3) 臨地実習に備えて、宿泊できる設備を確保することが望ましいこと。

5 看護師養成所

- (1) 専門領域の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。また、二以上の課程を併設する養成所で実習室を共用する場合においても、

課程数以上の数の実習室を確保することが望ましいこと。

- (2) 実習室には、学生四人に一ベッド以上確保し、一ベッド当たり一㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、沐浴槽、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。
- (3) 二年課程（通信制）においては、次について留意すること。
 - ア 面接授業の実施に必要な教室、実習室等の施設・設備を有すること。なお、既存の課程に併設する場合は兼用することができる。
 - イ 視聴覚教室等の教室、図書室及び機械器具等については、学生の自己学習の便宜を図るよう配慮すること。また、図書室の管理については、学生が在宅での学習に支障を来さぬよう、貸し出し等の業務を適切に行うこと。
 - ウ 学生の自己学習の便宜を図るため、図書、視聴覚教材、映像・音声を記録・再生する装置及びインターネットの環境を整備したコンピューター等の機材等の整備を行うこと。

6 准看護師養成所

- (1) 専門分野の教育内容の校内実習を行うのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。
- (2) 実習室には、学生四人に一ベッド以上確保し、一ベッド当たり一㎡以上の広さを有すること。なお、実習室には、手術用手洗設備、給湯・給水の設備等を設けるとともに、校内実習に要する機械器具等を格納する場所を備えること。

7 機械器具等

- (1) 教育上必要な機械器具、模型及び図書は、保健師養成所にあつては別表 7 に、助産師養成所にあつては別表 8 に、看護師養成所にあつては別表 9 に、准看護師養成所にあつては別表 10 にそれぞれ掲げるものを有すること。ただし、二年課程（通信制）については、別表 9 に掲げられたもののうち面接授業に必要なものを有すれば差し支えない。さらに、看護師養成所等と助産師養成所を併設する場合において教育を異なった時間帯において行う場合にあっては、同一の機械器具等を共用とすることができること。
- (2) 機械器具、模型及び図書は、学生定員数に応じ、適宜補充し更新すること。

第八 実習施設等に関する事項

1 実習指導者

実習指導者となることのできる者は、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、原則として厚生労働省若しくは都道府県が実施している実習指導者講習会又はこれに準ずるものが実施した研修を受けた者であること。

2 実習施設

- (1) 教育内容に応じて病院のほか多様な実践活動の場を実習施設として設定すること。ただし、当該実習施設に関連する法令等で定められている基準を満たしていること。
- (2) 実習施設は、原則として養成所が所在する都道府県内にあること。学生の利便性等の観点から、養成所が所在する都道府県外の実習施設を確保する場合にあっては既に実習を行っている看護師等養成所の実習体制への影響に十分配慮すること。
- (3) 実習施設が同時に受け入れることのできる学生数は、実習の質担保の観点から、実習施設の規模や実習内容を勘案し、当該養成所との間において十分な調整を図り、専任教員、実習指導教員又は実習指導者による適切な実習指導体制を確保した上で、適切な数を定めること。多数の学校又は養成所が実習を行う場合には、全体の実習計画の調整が必要であること。
- (4) 実習施設には、実習に必要な看護用具が整備、充実されていること。
- (5) 実習施設には、学生の更衣及び休憩が可能な場所や実習効果を高めるために専任教員、実習指導教員又は実習指導者との討議等が実施できる場所が設けられていることが望ましいこと。

3 保健師養成所

- (1) 実習施設である市町村又は保健所は、次の条件を具備していること。
 - ア 業務指針が作成され、活用されていること。
 - イ 業務に関する諸記録が適正に保管されていること。
 - ウ 学生の実習を受け入れる組織が明確に定められていること。
 - エ 適当な実習指導者が定められていること。
 - オ 公衆衛生看護活動が適正に行われていること。
 - カ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。
- (2) 実習施設としては、市町村及び保健所以外に、病院、診療所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、精神保健福祉センター、子育て世代包括支援センターその他の社会福祉施設、学校、事業所等を適宜含めること。

4 助産師養成所

- (1) 実習施設である病院、診療所及び助産所は、次の条件を具備していること。
 - ア 外来を含む産科診療部門の管理体制が適当であること。
 - イ 分べん介助手順、妊婦、産婦、じょく婦及び新生児の健康診査基準、保健指導基準、看護基準、看護手順等が作成され活用されていること。
 - ウ 助産師による妊婦、産婦、じょく婦及び新生児に対する健康診査、保健指導及び分べん管理が適切に行われているとともに、諸記録が適正に管理されていること。
 - エ 外来、産科棟には適当な助産師の実習指導者が定められていること。ただし、

診療所及び助産所での実習にあたっては、学生の指導を担当できる適当な助産師を実習指導者とみなすことができること。

オ 看護職員に対する継続教育が計画的に実施されていること。

- (2) 実習施設としては、病院、診療所、助産所以外に、保健所、市町村保健センター、産後ケアセンター、子育て世代包括支援センター等を適宜含めること。

5 看護師養成所

- (1) 実習施設として、病院に加えて、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜確保すること。ただし、基礎看護学及び成人看護学実習においては学生一人につき、一か所以上の病院において実習を行うこと。

- (2) 実習施設が病院の場合は、次の条件を具備していること。

ア 看護職員の半数以上が看護師であること。

イ 看護組織が次のいずれにも該当すること。

(ア) 看護部門としての方針が明確であること。

(イ) 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。

(ウ) 看護師の院内教育及び看護職員に対する継続教育が計画的に実施され、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。

ウ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための、看護基準（各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの）や、看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順（各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの）が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。

エ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。

(ア) 看護記録（患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程（計画、実施、実施後の評価）を記録したもの）が正確に作成されていること。

(イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。

(ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。

オ 学生が実習する看護単位には、実習指導者が二人以上配置されていることが望ましいこと。

- (3) 病院以外での実習については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。また、病院以外での実習にあたっては、業務に係る手順が整備され、必要な記録が作成されていること。さらに、学生の指導を担当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。ただし、看護職員が配置されていない施設においては、看護師養成所の専任教員又は実習指

導教員による指導を学生が必要時受けられる体制を整備すること。

- (4) 看護師が配置されていない施設における実習の単位数は、指定規則に定める単位数の三割以内で定めること。
- (5) 訪問看護ステーションについては、次のような設置要件を満たしていること。
 - ア 複数の訪問看護専任者がいること。
 - イ 利用者ごとに訪問看護計画が立てられ、看護記録が整備されていること。
- (6) 看護師養成所二年課程（通信制）の実習施設については、現に他の看護師学校養成所の実習施設として承認を受けている病院等を選定すること。

6 准看護師養成所

- (1) 実習施設として、病院に加えて、診療所、訪問看護ステーション、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、助産所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、地域包括支援センター、保育所その他の社会福祉施設等を適宜確保すること。ただし、基礎看護及び成人看護実習においては学生一人につき、必ず一か所以上の病院における実習を行うこと。
- (2) 実習施設は、次の条件を具備していること。
 - ア 看護組織が次のいずれにも該当すること。
 - (ア) 看護部門としての方針が明確であること。
 - (イ) 看護部門の各職階及び職種の業務分担が明確であること。
 - (ウ) 看護師の院内教育及び看護職員に対する継続教育が計画的に実施され、学生の実習指導を調整する責任者が明記されていること。
 - イ 患者個々の看護計画を立案する上で基本とするための、看護基準（各施設が提供できる看護内容を基準化し文章化したもの）や、看護を提供する場合に必要な看護行為別の看護手順（各施設で行われる看護業務を順序立て、一連の流れとして標準化し、文章化したもの）が作成され、常時活用されていること。さらに、評価され見直されていること。
 - ウ 看護に関する諸記録が次のとおり適正に行われていること。
 - (ア) 看護記録（患者の症状、観察事項等、患者の反応を中心とした看護の過程（計画、実施、実施後の評価）を記録したもの）が正確に作成されていること。
 - (イ) 各患者に対する医療の内容が正確に、かつ確実に記録されていること。
 - (ウ) 患者のケアに関するカンファレンスが行われ、記録が正確に作成されていること。
 - エ 学生が実習する看護単位には、実習指導者が二人以上配置されていることが望ましいこと。
- (3) 病院以外での実習については、医療法、介護保険法等で定められている看護職員の基準を満たしていること。また、病院以外での実習にあたっては、業務に係る手順が整備され、必要な記録が作成されていること。さらに、学生の指導を担

当できる適当な看護師を、実習指導者とみなすことができること。ただし、看護職員が配置されていない施設においては、准看護師養成所の専任教員又は実習指導教員による指導を学生が必要時受けられる体制を整備すること。

- (4) 看護職員が配置されていない施設における実習の時間数は、指定規則に定める時間数の三割以内で定めること。

第九 管理及び維持経営に関する事項

- 1 養成所の運営に関係する職員の所掌事務及び組織を明確に定め、これに基づき、養成所の運営に関する諸会議が、学則に基づいた細則に規定されていること。
- 2 養成所の運営に関する諸書類が保管されていること。
- 3 教育環境を整備するために必要な措置を講じること。
- 4 運営経費において、講師謝金、図書費等のほか、必要に応じて、機械器具費、専任教員の研修費等を計上すること。
- 5 養成所は、教育活動その他の養成所運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表すること。評価については、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針作成検討会」報告書（平成一五年七月二五日）等を参照すること。

別表 1 保健師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方

- 1) 個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)を地域とし、個人の状況も踏まえつつ地域及び地域を構成する人々の心身の健康並びに疾病・障害の予防、発生、回復及び改善の過程を多角的・系統的かつ予測的に捉えてアセスメントし、顕在・潜在している地域の健康課題を明確にし、解決・改善策を計画・立案・実施・評価する能力を養う。
- 2) 地域の人々が、自らの健康状態を認識し、健康の保持増進を図ることができるよう予防的アプローチも含めて支援するとともに、自主的に社会資源を活用できるよう支援し評価する能力を養う。
- 3) 広域的視点も踏まえて、平常時から健康危機管理の体制を整備し、健康危機の発生時から発生後の健康課題を早期に発見し迅速かつ組織的に対応する能力を養う。
- 4) 地域の健康水準を高めるために、保健・医療・介護・福祉サービスを調整し活用する能力及び地域の健康課題の解決に必要な事業化や施策化、社会資源の活用・開発・管理及びケアシステムの構築を行う能力を養う。
- 5) 保健・医療・介護・福祉に関する最新の知識・技術を主体的かつ継続的に学ぶことにより実践の質を向上させ、社会情勢の動向を的確に捉え、社会的正義・公正に基づき、倫理的問題に対応する能力を養う。

教育内容	単位数	留意点
公衆衛生看護学	18	個人・家族・集団・組織を含むコミュニティ(共同体)及び地域を構成する人々の集合体の健康増進・改善を目指すアプローチの基本的な考え方を学ぶ内容とする。 個人・家族の健康及び生活実態や疫学データ、保健統計から地域をアセスメントし、顕在化・潜在化した健康課題を明確にする方法を学ぶ内容とする。 健康課題への支援を計画・立案し、継続訪問や社会資源の活用等による実践プロセスを演習を通して学ぶ内容とする。 人々の健康行動の特性及び効果的な介入方法と技術を学ぶ内容とする。 集団における教育方法や集団力学等を学ぶ内容とする。 地域の人々や医療・福祉等の他職種との協働・マネジメントを学ぶ内容とする。 ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチの連動による活動の展開を学ぶ内容とする。 産業保健・学校保健における活動の展開を演習を通して学ぶ内容とする。 社会の構造・機能、組織等の理解等、施策化の基盤となる内容を含むこととする。 健康危機管理について事例を用いた演習を通して学ぶ内容とする。
公衆衛生看護学概論	2	
個人・家族・集団・組織の支援	16	
公衆衛生看護活動展開論		
公衆衛生看護管理論		
疫学	2	公衆衛生看護活動を展開するうえで、基盤となる疫学調査・分析、活用方法について学ぶ内容とする。
保健統計学	2	公衆衛生看護活動における統計学の基礎、情報処理技術及び統計情報とその活用方法について演習を通して学ぶ内容とする。
保健医療福祉行政論	4	保健・医療・介護・福祉施策の企画及び評価について学ぶ内容とする。
		調査で明らかにされた生活環境が人々に及ぼす健康上の影響など、健康に係る社会問題を解決する政策形成過程に活かす方法を学ぶ内容とする。

		政策形成過程について事例を用いた演習を通して学ぶ内容とする。
臨地実習	5	
公衆衛生看護学実習	5	保健所・市町村に加え、産業保健、学校保健を含む多様な場で学生が主体的に取り組むことができる実習を行う。
個人・家族・集団・組織の支援実習	2	地域の社会資源を活用し、生活を支援する実習とする。 訪問や相談を含めた保健指導を通して、地域の健康課題とその解決のためのプロセスを理解することができる実習とする。 訪問を含めた継続的な保健指導を通して、個人・家族への支援を評価できる実習とする。
公衆衛生看護活動展開論実習	3	個人と地域全体を連動させながら捉え、地域全体に対してPDCAを展開する過程を学ぶ実習とする。
公衆衛生看護管理論実習		地域住民、関係機関や医療・介護・福祉の他職種と協働しながら事業化した事例の実際を学ぶ実習とする。 公衆衛生看護活動の管理や評価、健康危機管理の体制について学ぶ実習とする。
総 計	31	

別表 2 助産師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方
1) 妊産じょく婦及び胎児・新生児の健康状態を診断し、妊娠・分べん・産じょくがより健康で安全に経過し、育児を主体的に行えるよう、根拠に基づき支援する能力を養う。 2) 性と生殖をめぐる健康に関する課題に対して、継続的に支援する能力を養う。 3) 安心して子どもを産み育てるために、多職種と連携・協働しながら、個人及び社会にとって必要な地域の社会資源の活用や調整を行う能力を養う。 4) 助産師の役割・責務を自覚し、女性と子ども並びに家族の尊厳と権利を尊重する倫理観及び専門職として自律する能力を養う。

教育内容	単位数	留意点
基礎助産学	6	生涯を通じて、性と生殖に焦点を当てて支援する活動である助産の基礎について学ぶ内容とする。 母子の命を同時に尊重することに責任を持つ役割を理解し、生命倫理を深く学ぶ内容とする。 母性・父性を育むことを支援する能力を養う内容とし、また対象の身体的・心理的・社会的・文化的側面を統合的にアセスメントする能力を強化する内容とする。 チーム医療や関係機関との調整・連携について学ぶ内容とする。 助産師の専門性、助産師に求められる姿勢、態度について学ぶ内容とする。
助産診断・技術学	10	助産の実践に必要な基本的技術及び分べん等において対象や他職種の専門性を尊重し、適切な役割分担と連携の下で支援を行うための高いコミュニケーション能力を確実に修得する内容とする。 女性及び家族への生涯にわたる健康の継続的支援を行う内容とする。 助産過程の展開に必要な助産技術を確実に修得するために、演習を充実・強化する内容とする。 妊婦・じょく婦・新生児の健康状態に関するアセスメント及びそれに基づく支援を強化する内容とする。 妊娠経過を診断するための能力、正常からの逸脱を判断し、異常を予測する臨床判断能力を養い、診断に伴う最新の技術を修得する内容とする。 分べん期における緊急事態（会陰の切開及び裂傷に伴う縫合、新生児蘇生、止血処置、児の異常に対する産婦・家族への支援等）に対応する能力を強化する内容とする。 妊産婦の主体性を尊重した出産を支援し、妊娠・分べん・産じょく期にわたる継続的な支援を強化する能力を養う内容とする。

地域母子保健	2	住民の多様なニーズに対応した母子保健サービスを提供できるための能力を養うとともに、保健・医療・福祉関係者と連携・協働しながら、地域における子育て世代を包括的に支援する能力を養う内容とする。産後 4 か月程度までの母子のアセスメントを行う能力を強化する内容とする。
助産管理	2	助産業務の管理、助産所の運営の基本及び周産期医療システムについて学ぶ内容とする。 周産期における医療安全の確保と医療事故への対応、平時の災害への備えと被災時の対応について学ぶ内容とする。
臨地実習 助産学実習	11 11	助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理の実習を含むものとする。 実習期間中に妊娠中期から産後 1 か月まで継続して受け持つ実習を 1 例以上行う。 妊婦健康診査を通して妊娠経過の診断を行う能力を強化する実習とする。 産じょく期の授乳支援や 1 か月健康診査までの母子のアセスメント及び母子と家族を支援する能力を強化する実習とする。 産後 4 か月程度の母子のアセスメントを行う能力を強化する実習を行うことが望ましい。 分べんの取扱いの実習については、分べんの自然な経過を理解するため、助産師又は医師の監督の下に、学生 1 人につき正常産を 10 回程度直接取り扱うことを目安とする。取り扱う分べんは、原則として正期産・経膈分べん・頭位単胎とし、分べん第 1 期から第 3 期終了より 2 時間までとする。
総 計	31	

別表 3 看護師教育の基本的考え方、留意点等

教育の基本的考え方	
1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
2)	対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
3)	看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
4)	科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
5)	健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
6)	保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
7)	専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	14	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化へ対応しうる能力、情報通信技術(ICT)を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
	小 計	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	16	看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。 臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。 アクティブラーニング等を分野・領域に関わらず活用することにより、主体的な学習を促す。
	健康支援と社会保障制度	6	
	小 計	22	人々が生涯を通じて、健康や障害の状態に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う内容とし、保健・医療・福祉に関する基本概念、関係制度、関係する職種の役割の理解等を含むものとする。
専門分野	基礎看護学	11	基礎看護学では、臨床判断能力や看護の基盤となる基礎的理論や基礎的技術、看護の展開方法等を学ぶ内容とし、シミュレーション等を活用した演習を強化する内容とする。 コミュニケーション、フィジカルアセスメントを強化する内容とする。 事例等に対して、安全に看護技術を適用する方

	地域・在宅看護論	6	法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的に判断し、行動するための基礎的能力を養う内容とする。
	成人看護学	6	地域・在宅看護論では、地域で生活する人々とその家族を理解し、地域における様々な場での看護の基礎を学ぶ内容とする。 地域で提供する看護を理解し、基礎的な技術を身につけ、多職種と協働する中での看護の役割を理解する内容とする。 地域での終末期看護に関する内容も含むものとする。
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	看護の統合と実践	4	
	看護の統合と実践	4	
	臨地実習	23	チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。 臨床判断を行うための基礎的能力を養うために、専門基礎分野で学んだ内容をもとに看護実践を段階的に学ぶ内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害の基礎的知識を含む内容とする。 諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。
	基礎看護学	3	
	地域・在宅看護論	2	
	成人看護学	4	
	老年看護学	2	
	小児看護学	2	
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
	看護の統合と実践	2	
	看護の統合と実践	2	
	小 計	66	
	総 計	102	

備考 看護の対象の特性に鑑み、包括的かつ継続的な看護を学修できるよう、複数の領域を横断した科目を設定する等、効果的に学ぶための工夫をすることが望ましい。専門分野の臨地実習の各教育内容における単位数は、最低限取得すべき単位数である。

別表 3-2 看護師教育の基本的考え方、留意点等(2年課程、2年課程(定時制)、2年課程(通信制))

教育の基本的考え方	
1)	人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として幅広く理解する能力を養う。
2)	対象を中心とした看護を提供するために、看護師としての人間関係を形成するコミュニケーション能力を養う。
3)	看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養う。
4)	科学的根拠に基づいた看護の実践に必要な臨床判断を行うための基礎的能力を養う。
5)	健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的能力を養う。
6)	保健・医療・福祉システムにおける自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら多様な場で生活する人々へ看護を提供する基礎的能力を養う。
7)	専門職業人として、最新知識・技術を自ら学び続け、看護の質の向上を図る基礎的能力を養う。

教育内容		2年課程 2年課程 (定時制)	2年課程(通信制)	留意点
		単位数	通信学習	
			単位数	
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	8	8	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的思考力及びコミュニケーション能力を高め、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間と社会の仕組みを幅広く理解する内容とし、家族論、人間関係論、カウンセリング理論と技法等を含むものとする。 国際化へ対応しうる能力、情報通信技術(ICT)を活用するための基礎的能力を養う内容を含むものとする。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解し、人権意識の普及・高揚を図る内容を含むことが望ましい。
	小 計	8	8	
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進	10	10	看護学の観点から人体を系統だてて理解し、健康・疾病・障害に関する観察力、判断力を強化するため、解剖生理学、生化学、栄養学、薬理学、病理学、病態生理学、微生物学等を看護実践の基盤として学ぶ内容とする。 臨床判断能力の基盤となる演習を強化する内容とする。

	健康支援 と社会保 障制度	4	4	人々が生涯を通じて、健康や障害の状 態に応じて社会資源を活用できるよう に必要な知識と基礎的な能力を養う内 容とし、保健・医療・福祉に関する基本 概念、関係制度、関係する職種の役割 の理解等を含むものとする。
	小 計	14	14	
専 門 分 野	基礎看護学	6	6	基礎看護学では、臨床判断能力や看 護の基盤となる基礎的理論や基礎的 技術、看護の展開方法等を学ぶため、 看護学概論、看護技術、臨床看護総論 を含む内容とし、シミュレーション等を活 用した演習を強化する内容とする。コミ ュニケーション、フィジカルアセスメント を強化する内容とする。 事例等に対して、安全に看護技術を適 用する方法の基礎を学ぶ内容とする。 看護師として倫理的に判断し、行動す るための基礎的な能力を学ぶ内容とし る。
	地 域・在 宅看護論	5	5	地域・在宅看護論では地域で生活しな がら療養する人々とその家族を理解 し、地域における様々な場での看護の 基礎を学ぶ内容とする。 地域で提供する看護を理解し、基礎的 な技術を身につけ、多職種と協働する 中での看護の役割を理解する内容とし る。 地域での終末期看護に関する内容も含 むものとする。
	成人看護学	3	3	講義、演習及び実習を効果的に組み合 わせ、看護実践能力の向上を図る内容 とする。 健康の保持・増進及び疾病の予防に関 する看護の方法を学ぶ内容とする。 成長発達段階を深く理解し、様々な健 康状態にある人々及び多様な場で看 護を必要とする人々に対する看護の方 法を学ぶ内容とする。
	老年看護学	3	3	
	小児看護学	3	3	
	母性看護学	3	3	
	精神看護学	3	3	

看護の統合と実践	4	4	チーム医療における看護師としてのメンバーシップ及びリーダーシップの発揮や多職種との連携・協働を学ぶ内容とする。基礎的臨床判断能力を養う内容とする。 看護をマネジメントできる基礎的能力を養う内容とする。 医療安全の基礎的知識を含む内容とする。 災害の基礎的知識を含む内容とする。 諸外国における保健・医療・福祉の課題を理解する内容とする。 看護技術の総合的な評価を行う内容とする。			
小 計	30	30				
臨地実習		紙上事例演習	病院見学実習及び面接授業	知識・技術を看護実践の場面に適用し、看護の理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う実習とする。 対象者及び家族の意思決定を支援することの重要性を学ぶ実習とする。 チームの一員としての役割を学ぶ実習とする。 保健・医療・福祉との連携、協働を通して、切れ目のない看護を学ぶ実習とする。 地域における多様な場で実習を行うこと。 看護の統合と実践では、各専門領域での実習を踏まえ実務に即した(複数の患者を受け持つ実習、一勤務帯を通じた実習等)を行う。また、多職種と連携・協働しながら看護を実践する実習や、夜間の実習を行うことが望ましい。 2 年課程(通信制)については、紙上事例演習、病院等見学実習、面接授業で代える。		
		単位数	単位数			
基礎看護学	2	1	1			
地域・在宅看護論	2	1	1			
成人看護学	}	}	}			
老年看護学					2	2
小児看護学					1	1
母性看護学	2	1	1			
精神看護学	2	1	1			
看護の統合と実践	2	1	1			

	小 計	16	8	8	
	総 計	68	68		

別表 4 准看護師教育の基本的考え方、留意点等

准看護師教育の基本的考え方	
1)	人間を身体的・精神的・社会的側面から把握し、対象者を生活する人として理解する基礎的能力を養う。
2)	医師、歯科医師、又は看護師の指示のもとに、療養上の世話や診療の補助を、対象者の安楽を配慮し安全に実施することができる能力を養う。
3)	疾病をもった人々と家族のさまざまな考え方や人格を尊重し、倫理に基づいた看護が実践できる基礎的能力を養う。
4)	保健・医療・福祉チームにおける各職種の役割を理解し、准看護師としての役割を果たす基礎的能力を養う。
5)	看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力を維持・向上する基礎的能力を養う。

教育内容		時間数	留意点
基礎分野	論理的思考の基盤	35	コミュニケーションの基礎となる読解力及び表現力を養う内容とする。 情報通信技術(ICT)の基礎的知識や情報管理を学ぶ内容とする。
	人間と生活・社会	35	保健・医療・福祉を取り巻く社会の仕組みを知るための基礎的能力を養う内容とする。 人権の重要性について理解し、倫理的な視点や尊厳の保持について学び、人間を生活者として理解するための内容とする。
	小 計	70	
専門基礎分野	人体の仕組みと働き	105	人体の構造と機能について、生活行動の観点から理解する内容とする。 疾病の成り立ちと回復を理解するのに必要な薬物、感染症、栄養等に加え、感染と予防について理解するための基礎的知識を学ぶ内容とする。 准看護師としての役割と責任を果たすために、保健医療福祉の仕組みを理解し、かつ、看護に係る法制度と結び付けて学ぶ内容とする。
	栄養	35	
	薬理	70	
	疾病の成り立ち	105	
	保健医療福祉の仕組み 看護と法律	35	
	小 計	350	
専門分野	基礎看護	385	看護の基盤となる「看護」及び「環境」「健康」「人間」の概念、生活者としての対象の理解、准看護師の役割と機能、看護における倫理の他、在宅などの多様な場における療養生活や基礎的な災害時の看護について学ぶ内容とする。 また、シミュレーション教育を活用し、実践に結び付けられるよう教授方法を工夫する。
	看護概論	70	患者等の心理を理解し、信頼関係を深めることができるコミュニケーション技術を身につける

	基礎看護技術	245	内容とする。	
	臨床看護概論	70	根拠を理解した上で、自立／自律して対象の状態に応じた看護技術を安全・安楽に提供することを目指す内容とする。	
	成人看護	}	患者の状態や変化を的確に観察した上で、適切に報告し、記録できる能力を養う内容とする。	
	老年看護			
	母子看護			
	精神看護			
	小 計	735	各領域における対象の理解と必要な看護について学ぶ内容とする。	
	臨地実習	735	看護の対象の理解を促し、各科目で学習した療養上の世話と診療の補助を体験する内容とする。	
	基礎看護	210		
	成人看護	}		自身の行った看護実践を振り返り、安全・安楽な看護について考え実践する姿勢を養う内容とする。
	老年看護			
	母子看護			
	精神看護			
	小 計	735	チームにおける准看護師の役割や責任を意識しながら援助を行う視点を養う内容とする。	
	総 計	1,890	在宅などの多様な場における対象者の療養生活を学ぶ内容とする。	

別表 5 教育内容と留意点等(保健師・看護師統合カリキュラム)

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	}	
	人間と生活・社会の理解		
	小 計	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能	}	保健医療福祉行政論を含む内容とし、保健・医療・介護・福祉施策の企画及び評価について、事例を用いて政策形成過程等に関する演習を行う。 保健統計学を演習を通して学ぶ内容とする。
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障制度	9	
	健康現象の疫学と統計	4	
	小 計	29	
専門分野	基礎看護学	11	
	地域・在宅看護論	4	
	公衆衛生看護学	16	
	公衆衛生看護学概論	2	
	個人・家族・集団・組織の支援	}	
	公衆衛生看護活動展開論		
	公衆衛生看護管理論		
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	看護の統合と実践	4	
	臨地実習	28	
	基礎看護学	3	
	地域・在宅看護論	2	
	公衆衛生看護学	5	
	個人・家族・集団・組織の支援実習	2	
	公衆衛生看護活動展開論実習	}	
	公衆衛生看護管理論実習		
	成人看護学	}	
	老年看護学		

	小児看護学	2	
	母性看護学	2	
	精神看護学	2	
	看護の統合と実践	2	
	小 計	85	
総 計		128	

別表 6 教育内容と留意点等(助産師・看護師統合カリキュラム)

教育内容		単位数	留意点
基礎分野	科学的思考の基盤	} 14	
	人間と生活・社会の理解		
	小 計	14	
専門基礎分野	人体の構造と機能	} 16	基礎助産学の一部を含む内容とする。
	疾病の成り立ちと回復の促進		
	健康支援と社会保障制度	6	
	小 計	22	
専門分野	基礎看護学	11	基礎助産学の一部を含む内容とする。 基礎助産学の一部を含む内容とする。
	地域・在宅看護論	4	
	地域母子保健	2	
	成人看護学	6	
	老年看護学	4	
	小児看護学	4	
	母性看護学	4	
	精神看護学	4	
	看護の統合と実践	4	
	基礎助産学	5	
	助産診断・技術学	10	
	助産管理	2	
	臨地実習	34	
	基礎看護学	3	
	地域・在宅看護論	2	
	成人看護学	} 4	
	老年看護学		
	小児看護学		
	母性看護学		
	精神看護学	2	
	看護の統合と実践	2	
	助産学	11	
	小 計	94	
	総 計		

別表 7 機械器具、模型及び図書(保健師養成所)

品 目	数 量
家庭訪問用具	
家庭訪問指導用具一式	学生数
家庭用ベッドまたは布団一式(成人・小児用)	学生 5 人に 1
リネン類	適当数
清拭用具一式	学生 5 人に 1
排泄用具一式	適当数
機能訓練用具	
車椅子	適当数
歩行器	適当数
自助具	適当数
在宅ケア保健指導用具	
診察用具一式	学生 5 人に 1
予防接種用具一式	学生 5 人に 1
小児保健指導用具	
沐浴指導用具一式(沐浴用人形、沐浴槽等)	学生 5 人に 1
調乳指導用具一式	学生 5 人に 1
離乳食指導用具一式	学生 5 人に 1
育児用品一式(発達段階別)	学生 5 人に 1
歯科指導用具一式	学生 5 人に 1
乳幼児発達検査用具	学生 2 人に 1
母性保健指導用具	
乳房腫瘍触診人形	学生 10 人に 1
成人、高齢者保健指導用具	
検査用具一式(塩分測定器、カロリーカウンター、皮厚計、スモーカーライザー等)	※
健康増進関連機器	
握力計	※
肺活量計	※
背筋力計	※
体脂肪計	※
エルゴメーター	※
検査用器具	
血圧計	学生 5 人に 1
聴診器	学生 5 人に 1
検眼用具一式	学生 5 人に 1
計測用器具	
体重計(成人・小児用)	1
身長計(成人・小児用)	1
産業保健指導用環境測定器	
照度計	※
騒音計	※
粉塵計	※
疲労測定器	※
水質検査用機器	※
各種模型	
実習用モデル人形	学生 5 人に 1
乳房マッサージ訓練モデル	適当数
人工呼吸訓練人形	適当数
栄養指導用フードモデル	適当数
保健指導用パネル	適当数
視聴覚教材	
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数
教材用 DVD 等	適当数

プロジェクター	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	
パーソナルコンピューター	適当数
複写機、プリンター	適当数
図書	
保健師教育に関する図書	1,500 冊以上
学術雑誌	20 種類以上

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみ備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は、同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

別表 8 機械器具、模型及び図書(助産師養成所)

品 目	数 量
分娩台	2
分娩介助用器具	
分娩介助用機械器具一式	学生 4 人に 1
分娩介助用リネン一式	学生 4 人に 1
器械台点滴スタンド等	各々適当数
ファントム	学生 10 人に 3
沐浴用具	
沐浴用トレイ	学生 4 人に 1
沐浴槽	学生 4 人に 1
沐浴用人形	学生 4 人に 1
新生児用衣類	学生 4 人に 1
トラウベ式棒状聴診器	適当数
ドップラー	2
妊娠暦速算器	適当数
診察台、椅子	2
新生児用ベッド	2
保育器	※
新生児処置台	1
リネン類	適当数
家庭分娩介助用具一式	適当数
家庭訪問指導用具一式	学生 4 人に 1
計測用器具	
体重計、巻尺、血圧計、骨盤計、児頭計測器等	各々適当数
手術用器具	
吸引娩出器	適当数
産科鉗子	適当数
縫合用具一式(持針器、針等)	学生 4 人に 1
新生児救急処置用具一式	学生 10 人に 1
酸素吸入器具	適当数
排泄用具一式	
導尿用具一式	適当数
調乳用具一式	適当数
実習モデル人形	
気管内挿管訓練人形(新生児用)	学生 10 人に 1
妊婦腹部触診モデル人形	学生 10 人に 1
新生児人工蘇生人形	学生 10 人に 1
乳房マッサージ訓練モデル	適当数
各種模型	
乳房解剖模型	適当数
骨盤底筋肉模型	適当数
骨盤径線模型	適当数
子宮頸管模型	適当数
内診模型	適当数
骨盤模型	適当数
胎児発育順序模型	適当数
ペッサリー指導模型	適当数
受胎調節指導用具一式	学生 4 人に 1
視聴覚教材	
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数
教材用 DVD 等	適当数
プロジェクター	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	

パーソナルコンピューター 複写機、プリンター 図書 助産師教育に関する図書 学術雑誌	適当数 適当数 1,500 冊以上 20 種類以上
--	--

備考 ※の機械器具及び模型については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

別表 9 機械器具、模型及び図書(看護師養成所)

品 目	数 量
ベッド	
成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なものを含む)	学生4人に1
小児用ベッド	適当数
新生児用ベッド	適当数
保育器	※
床頭台	適当数
オーバーベッドテーブル	適当数
患者用移送車(ストレッチャー)	1
担架	※
実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	学生 10 人に 1
注射訓練モデル	適当数
静脈採血注射モデル	適当数
気管内挿管訓練モデル	適当数
救急蘇生人形	適当数
経管栄養訓練モデル	適当数
吸引訓練モデル	適当数
導尿訓練モデル	適当数
浣腸訓練モデル	適当数
乳房マッサージ訓練モデル	適当数
沐浴用人形	学生4人に1
ファントム	適当数
看護用具等	
洗髪用具一式	適当数
清拭用具一式	適当数
沐浴槽	学生4人に1
排泄用具一式	適当数
口腔ケア用具一式	適当数
電法用具一式	適当数
処置用具等	
診察用具一式	適当数
計測器一式	適当数
救急処置用器材一式	適当数
人工呼吸器	※
注射用具一式	適当数
経管栄養用具一式	適当数
浣腸用具一式	適当数
洗浄用具一式	適当数
処置台又はワゴン	ベッド数
酸素吸入装置及び酸素ボンベ	※
吸入器	※
吸引装置又は吸引器	※
心電計	※
輸液ポンプ	※
機能訓練用具	
車椅子	適当数
歩行補助具	※
自助具(各種)	適当数
在宅看護用具	
手すり付き風呂	1
車椅子用トイレ	1
低ベッド	1
リネン類(各種)	適当数
模型	

人体解剖	1
人体骨格	1
血液循環系統	1
頭骨分解	1
心臓解剖	1
呼吸器	1
消化器	1
脳及び神経系	1
筋肉	1
皮膚裁断	1
目、耳の構造	1
歯の構造	1
鼻腔、咽頭、喉頭の構造	1
腎臓及び泌尿器系	1
骨盤径線	1
妊娠子宮	1
胎児発育順序	1
受胎原理	1
栄養指導用フードモデル(各種)	適当数
視聴覚教材	
映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数
教材 DVD 等	適当数
プロジェクター	適当数
ワイヤレスマイク	適当数
その他	
パーソナルコンピューター	適当数
複写機、プリンター	適当数
図書	
基礎分野に関する図書	1,000 冊以上
専門基礎分野及び専門分野に関する図書	1,500 冊以上
学術雑誌	20 種類以上

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

別表 10 機械器具、模型及び図書(准看護師養成所)

品 目	数 量
ベッド	
成人用ベッド(高さや傾きが調整可能なものを含む。)	学生 4 人に 1
小児用ベッド	適当数
新生児用ベッド	適当数
床頭台	適当数
オーバーベッドテーブル	適当数
患者用移送車(ストレッチャー)	1
実習用モデル人形	
看護実習モデル人形	2
注射訓練モデル	適当数
救急蘇生人形	適当数
経管栄養訓練モデル	適当数
吸引訓練モデル	適当数
導尿訓練モデル	適当数
浣腸訓練モデル	適当数
沐浴用人形	2
動脈採血注射モデル	適当数
看護用具等	
洗髪用具一式	適当数
清拭用具一式	適当数
沐浴槽	2
排泄用具一式	適当数
口腔ケア用具一式	適当数
電法用具一式	適当数
処置用具等	
診察用具一式	適当数
計測器一式	適当数
救急処置用器材一式(人工呼吸器を除く)	※
注射用具一式	適当数
経管栄養用具一式	適当数
浣腸用具一式	適当数
洗浄用具一式	適当数
処置台又はワゴン	2
酸素吸入装置及び酸素ボンベ	※
吸入器	※
吸引装置又は吸引器	※
輸液ポンプ	※
機能訓練用具	
車椅子	適当数
歩行補助具	※
自助具(各種)	適当数
リネン類(各種)	適当数
模型	
人体解剖	1
人体骨格	1
血液循環系統	1
頭骨分解	1
呼吸器	1
消化器	1
筋肉	1
妊娠子宮	1
胎児発育順序	1
視聴覚教材	

映像・音声を記録・再生する装置一式	適当数
教材用 DVD 等	適当数
プロジェクター	適当数
ワイヤレスマイク	※
その他	
パーソナルコンピューター	※
複写機、プリンター	適当数
図書	
基礎科目に関する図書	500 冊以上
専門基礎科目及び専門科目に関する図書	1,000 冊以上
学術雑誌	10 種類以上

備考 ※の機械器具については、教育内容や方法にあわせて講義又は演習時のみに備えることでも差し支えないこと。また、視聴覚教材は同様の機能を有する他の機器で代替することができる。図書については、電子書籍でも可能ではあるが、学生が使用できる環境を整えること。

別表 11 保健師に求められる実践能力と卒業時の到達目標と到達度

■「個人／家族」：個人や家族を対象とした卒業時の到達度

■「地域(集団／組織)」：集団(自治会の住民、要介護高齢者集団、管理的集団、小学校のクラス等)組織(自治体、事業所、学校等)を含む地域の人々を対象とした卒業時の到達度

■卒業時の到達度レベル

I：少しの助言で自立して実施できる

II：指導の下で実施できる(指導保健師や教員の指導の下で実施できる)

III：学内演習で実施できる(事例等を用いて模擬的に計画を立てることができる又は実施できる)

IV：知識として分かる

※ 保健師の技術は広範囲であり、別表 11 の大項目や中項目のみならず、小項目の中にも含まれている。実際の保健活動では、個人や家族、地域(集団／組織)の状況に応じてそれらを複数組み合わせ提供する。

実践能力	卒業時の到達目標				到達度	
	大項目	中項目	小項目		個人/家族	地域(集団/組織)
I. 地域の健康課題の明確化と計画・立案する能力	1. 地域の健康課題を明らかにし、解決・改善策を計画・立案する	A. 地域の生活と健康を多角的・継続的・包括的にアセスメントする	1	身体的・精神的・社会文化的側面から発達段階も踏まえて客観的・主観的情報を収集し、アセスメントする	I	I
			2	社会資源について情報収集し、アセスメントする	I	I
			3	生活環境について、物理的(気候、空気、水等)及び社会的(文化、人間関係、経済等)側面から情報を収集しアセスメントする	I	I
			4	対象者の属する地域・職場／学校生活集団について情報を収集し、アセスメントする	I	I
			5	健康問題を持つ当事者の視点を踏まえてアセスメントする	I	I
			6	系統的・経時的に情報を収集し、継続してアセスメントする	I	I
			7	収集した情報を統合してアセスメントし、地域(集団／組織)の特性を明確にする	I	I
		B. 地域の顕在的、潜在的健康課題を明確にする	8	顕在化している健康課題を明確にする	I	I
			9	健康課題を持ちながらそれを認識していない・表出しない・表出できない人々を把握する	I	II
			10	潜在化している健康課題を明確にし、今後起こり得る健康課題を予測する	I	II

		C. 地域の健康課題に対する活動を計画・立案する	11	地域の人々の持つ力（健康課題に気づき、解決・改善、健康増進する能力）を把握する	I	I
			12	健康課題について多角的に判断し、優先順位を付ける	II	II
			13	健康課題に対する解決・改善に向けた目的・目標を設定する	I	I
			14	地域の人々に適した支援方法を選択する	I	I
			15	目標達成の手順を明確にし、実施計画を立案する	I	I
			16	評価の項目・方法・時期を設定する	I	I
II. 地域の健康増進能力を高める個人・家族・集団・組織への継続的支援と協働・組織活動及び評価する能力	2. PDCAサイクルに基づき、地域の人々・関係者・関係機関等と協働して、健康課題を解決・改善し、健康増進能力を高める	D. 活動を展開する	17	地域の人々の持つ力を引き出し、高めるよう支援する	II	II
			18	地域の人々が意思決定できるよう支援する	II	II
			19	健康課題に応じた訪問・相談による支援を行う	II	II
			20	健康課題に応じた健康教育による支援を行う	II	II
			21	地域組織・当事者グループ等の育成及び活動の支援を行う	I	II
			22	活用できる社会資源及び協働できる機関・人材について、情報提供をする	I	I
			23	支援目的に応じて社会資源を活用する	II	II
			24	当事者及び関係者・関係機関（産業保健・学校保健を含む）等でチームを組織する	II	II
			25	集団的・組織的アプローチ等を組み合わせて活動する	I	II
			26	地域・職場・学校等の場において法律や条例等を踏まえて活動する	I	I
			27	目的に基づいて活動を記録する	I	I
		E. 地域の人々・関係者・関係機関等と協働する	28	協働するためのコミュニケーションをとりながら信頼関係を築く	I	I
			29	活動目的及び必要な情報を共有する	I	II
			30	相互の役割を認識し、連携・協働する	II	II
		F. 活動を評価・フォローアップする	31	活動の評価を行う	I	I
			32	評価結果を活動にフィードバックする	I	I
			33	継続した活動が必要な対象を判断する	I	II

			34	必要な対象に継続した活動を行う	Ⅱ	Ⅱ
Ⅲ.地域の健康危機管理能力	3.地域の健康危機管理を行う	G.平時から健康危機管理体制を整える	35	健康危機(感染症・虐待・DV・自殺・災害等)の発生予防・減災対策を講じる	Ⅱ	Ⅲ
			36	健康危機の発生予防・減災対策の教育活動を行う	Ⅱ	Ⅱ
			37	健康危機管理体制を整える	Ⅲ	Ⅲ
			38	生活環境の整備・改善について提案する	Ⅱ	Ⅲ
		H.健康危機の発生に対応する	39	健康危機に関する情報を迅速に把握し、対応する	Ⅲ	Ⅲ
			40	関係者・関係機関等の役割を明確にし、連絡・調整を行う	Ⅲ	Ⅲ
			41	保健・医療・介護・福祉等のシステムを効果的に活用する	Ⅲ	Ⅲ
			42	健康危機の原因究明を行い、解決・改善・予防策を講じる	Ⅲ	Ⅲ
			43	健康危機の増大を防止する	Ⅲ	Ⅲ
		I.健康危機からの回復に対応する	44	健康危機の発生からの回復に向けた支援を行う	Ⅲ	Ⅲ
			45	健康危機への対応と管理体制を評価し、見直す	Ⅳ	Ⅳ
Ⅳ.地域の健康水準を高める事業化・施策化・社会資源開発・システム化する能力	4.地域の人々の健康を保障するために、公平・公正に制度や資源を管理・開発する	J.事業化する	46	必要な情報を収集し、事業化の必要性を明確にする	Ⅰ	
			47	事業化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づき説明する	Ⅲ	
			48	地域の人々の特性・ニーズ等の根拠に基づき、法や条例、組織(行政・事業所・学校等)の基本方針・基本計画との整合性を踏まえて事業を立案する	Ⅲ	
			49	予算の仕組みを理解し、根拠に基づき事業の予算案を作成する	Ⅳ	
			50	事業化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する	Ⅲ	
			51	立案した事業を実施し、安全(面)を含めた進行管理を行う	Ⅳ	
			52	事業をストラクチャー・プロセス・アウトカム・アウトプットの観点から評価し、成果を説明する	Ⅲ	
		K.施策化する	53	地域及び組織の基本方針・基本計画の策定に関与する	Ⅳ	
			54	必要な情報を収集し、施策化の必要性	Ⅰ	

				を明確にする	
			55	施策化の必要性を地域の人々や関係する部署・機関に対し根拠に基づき説明する	Ⅲ
			56	施策化のために、関係する部署・機関と協議・交渉する	Ⅲ
			57	地域の人々の特性・ニーズ等の根拠に基づき、法や条例、組織（行政・事業所・学校等）の基本方針・基本計画との整合性を踏まえて施策を立案する	Ⅲ
			58	立案した施策を実施し、進行管理を行う	Ⅳ
			59	施策をストラクチャー・プロセス・アウトカム、アウトプットの観点から評価し、成果を説明する	Ⅳ
		L. 社会資源を活用・開発・管理する	60	活用可能な既存の社会資源とその利用上の課題及び新たな社会資源の開発の必要性を明確にする	Ⅲ
			61	地域組織やサービスを既存の社会資源として活用、または開発する方法を選定する	Ⅲ
			62	サービスを既存の社会資源として活用、または必要な社会資源を開発する	Ⅲ
			63	健康課題にかかわる社会資源が機能しているか継続的に評価・改善する	Ⅲ
			64	健康課題にかかわる社会資源の質管理をする	Ⅳ
		M. ケアシステムを構築する	65	ケアシステムを構築する必要性を明確にする	I
			66	関係する部署・機関や地域の人々と協働してケアシステムを構築する	Ⅲ
			67	ケアシステムが機能しているか継続的に評価する	Ⅲ
V. 専門的自律と継続的な質の向上能力	5. 保健・医療・福祉及び社会に関する最新の知識・技術を主体的・継続的に学び、実践の質を向上させる	N. 倫理的課題に対応する	68	地域における弱い立場にある（支援を求めない/求めることができない）人々の尊厳と人権を擁護する	I
			69	集団・組織の健康・安全と個人の人権との間で起こる倫理的問題について対応する	Ⅱ
			70	保健師活動の基本理念としての社会的正義・公正に基づき、支援を行う	Ⅱ
			71	地域の人々の生活と文化に配慮した活動を行う	I
			72	地域の人々のプライバシー権の侵害	I

				となる個人情報や組織の情報の保護・保存に配慮した情報の管理を行う	
		O.研究の成果を活用する	73	保健師活動に研究の成果を活用する	Ⅲ
			74	経済的状況を含めた社会情勢と地域の健康課題の関係性を踏まえて保健師活動の研究・開発を行う	Ⅲ
		P.継続的に学ぶ	75	社会情勢・知識・技術を主体的、継続的に学ぶ	I
			76	組織としての人材育成方策を理解・活用する	Ⅳ
		Q.保健師としての責任を果たす	77	保健師として活動していくための自己の課題を明確にする	I

別表 12 助産師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

実践能力	卒業時の到達目標		
	大項目	中項目	小項目
I. 助産における倫理的課題に対応する能力	1. 母子の命の尊重		1 母子両者に関わる倫理的課題に対応する
II. マタニティケア能力	2. 妊娠期の診断とケア	A. 妊婦と家族の健康状態に関する診断とケア	2 妊娠の診断プロセスを理解し、適切な診断方法を選択する
			3 妊娠週数及び分娩予定日を推定する
			4 妊娠経過を診断する
			5 身体的・心理的・社会的・文化的側面から妊婦の健康状態を診断し、必要なケアを行う
			6 妊婦や家族へ出産準備・親役割獲得の支援を行う
			7 妊娠経過から分べん・産じょくを予測し、予防的観点から日常生活上のセルフケアを促す支援を行う
			8 ペリネイタル・ロスを経験した妊産婦と家族へのグリーフケアを理解する
		B. 出生前診断に関わる支援	9 夫婦等が出生前診断の意思決定ができるよう支援する
		C. ハイリスク妊婦への支援	10 ハイリスク妊婦の状態をアセスメントし、重症化予防の観点からの支援を行う
	3. 分べん期の診断とケア	D. 正常分べん	11 分べん開始を診断する
			12 破水を診断する
			13 分べんの進行状態を診断する
			14 産婦と胎児の健康状態を診断する
			15 分べん進行に伴う産婦と家族のケアを行う
			16 経膈分べんを介助する
			17 出生直後から早期母子接触・早期授乳を行い、愛着形成を促す
			18 産婦とともにパースレビューを行う
			19 分べん進行に伴う異常を予測し、予防的なケアを行う
		E. 異常状態	20 異常発生時の母子の状態から必要な介入を判断し、実施する
			21 正常範囲を超える出血の診断を行い、必要な処置を理解する

			22	帝王切開前後のケアを行う
	4.新生児の診断とケア		23	新生児の胎外生活への適応の診断とケアを行う
	5.産じょく期の診断とケア	F.じょく婦の診断とケア	24	産じょく経過に伴う生理的変化を診断し、予防的ケアを行う
			25	身体的・心理的・社会的・文化的側面からじょく婦の健康状態を診断し、必要なケアを行う
			26	産後うつ症状を早期に発見し、支援する
			27	じょく婦のセルフケア能力を高める支援を行う
			28	育児に必要な基本的知識を提供し、技術支援を行う
			29	新しい家族としての児への愛着形成を支援する
			30	1 か月健康診査までの母子の状態をアセスメントし、母子と家族を支援する
			31	母乳育児に関する知識及び技術を提供し、乳房ケアを行う
			32	授乳について自己選択ができるよう支援する
			33	児の虐待ハイリスク要因に対する予防的な支援の必要性を理解する
		G.ハイリスクの母子のケア	34	心理的危機状態にある家族を支援する
	35		母子分離の状態にある児や家族を支援する	
	6.出産・育児期の家族ケア		36	新しい家族システムの状態をアセスメントし、支援方法を理解する
			37	地域社会の資源や機関を活用できるよう支援する
	7.地域母子保健におけるケア		38	産後 4 か月程度までの母子の健康状態をアセスメントする
			39	母子をとりまく保健・医療・福祉関係者と連携及び協働し、母子や家族への支援を行う
			40	母子が居住する地域で提供されている母子保健活動を理解する
			41	地域組織・当事者グループ等の活動の必要性を理解する
			42	災害時の母子への支援を理解する
	8.助産業務管理	H.法的規定	43	法令に基づく助産師の業務を理解する
		I.周産期医療システムと助産	44	周産期医療システムの運用と地域連携を行う必要性を理解する

			45	病院・診療所・助産所等の場に応じた助産業務管理の特徴を理解する
Ⅲ. ウイメンズヘルスケア能力	9. ライフステージ各期の性と生殖のケア(マタニティステージを除く)	J. 思春期の男女への支援	46	思春期のセクシュアリティ発達を支援する
			47	妊娠可能性のあるケースへの支援を理解する
			48	二次性徴に関する正しい知識の獲得及び対応を理解する
			49	月経障害による症状緩和のセルフケアに必要な支援を行う
			50	性感染予防の啓発を理解する
			51	教育関係者及び専門職との連携や家族への支援を理解する
		K. 女性とパートナーに対する支援	52	家族計画(受胎調節法を含む)に対する支援を行う
			53	互いを尊重したパートナーとの関係の構築を啓発し、DV(性暴力等)を予防する支援を理解する
			54	DV(性暴力等)被害の早期発見と相談者への支援を理解する
			55	性感染症罹患の予防に関する啓発活動を他機関と連携する必要性を理解する
			56	生活自立困難なケースに対して提供する妊娠・出産・育児に関する社会資源の情報及び支援を理解する
		L. 不妊の悩みを持つ女性と家族に対する支援	57	不妊治療を受けている女性・夫婦・カップル等の自己決定に向けた支援を理解する
			58	不妊治療を受けている女性・夫婦・カップル等に対して提供する不妊検査・治療等の社会資源の情報及び支援を理解する
			59	家族を含めた支援と他機関と連携する必要性を理解する
		M. 中高年女性に対する支援	60	健康的なセクシュアリティ維持に関する支援と啓発を行う
			61	中高年の生殖器系に関する健康障害の予防策や日常生活に対する支援を理解する
			62	加齢に伴う生理的変化や QOL の維持・向上に向けた支援を理解する
Ⅳ. 専門的自律能力	10. 助産師としてのアイデンティティの形成		63	助産師としてのアイデンティティを形成する

別表 12-2 助産師教育の技術項目と卒業時の到達度

■卒業時の到達レベル

<演習>

I:モデル人形もしくは学生間で単独で実施できる

II:モデル人形もしくは学生間で指導の下で実施できる

<実習>

I:単独で実施できる

II:指導の下で実施できる

III:実施が困難な場合は見学する

項目	技術の種類		卒業時の到達度	
			演習	実習
1.妊婦健康診査に係る手技	1	レオポルド触診法	I	I
	2	子宮底及び腹囲測定	I	I
	3	ザイツ法	I	I
	4	胎児心音聴取	I	I
	5	内診	I	II
	6	ノンストレステストの実施	I	I
	7	経腹超音波を用いた計測	II	III
2.分べん進行の診断に係る手技	8	分娩監視装置の装着	I	I
	9	内診	I	II
3.分べん介助に係る手技	10	分娩野の作成	I	I
	11	肛門保護	I	I
	12	会陰保護	I	I
	13	最小周囲径での児頭娩出	I	I
	14	肩甲娩出	I	I
	15	骨盤誘導線に沿った体幹の娩出	I	I
	16	臍帯巻絡の確認	I	I
	17	臍帯結紮及び切断	I	I
	18	新生児の自発呼吸の確認及び蘇生	I	II
	19	適切な方法での胎盤娩出	I	I
	20	胎盤の確認	I	I
	21	軟産道の状態の確認	I	II
	22	子宮収縮状態の確認	I	I
	23	出血の状態の確認	I	II
	24	児及び胎児附属物の計測	I	II
	25	分べんに係る記録の記載	I	II
4.異常発生時の母子への介入に係る手技	26	胎児機能不全への対応	II	III
	27	産科危機的出血への処置	II	III
	28	産婦に対する一次救命処置 (BasicLifeSupport: BLS)	II	III
	29	会陰切開及び裂傷後の縫合	II	III
	30	新生児蘇生法の実施	II	III

別表 13 看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

看護師の 実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	
Ⅰ群 ヒューマン ケアの基本 的な能力	A.対象の理解	1	対象者の状態を理解するのに必要な人体の構造と機能について理解する
		2	胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する知識をもとに対象者を理解する
		3	対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から総合的に理解する
	B.実施する看護についての説明責任	4	実施する看護の根拠・目的・方法について対象者の理解度を確認しながら説明する
	C.倫理的な看護実践	5	看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動する
		6	対象者の尊厳を守る意義を理解し、価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重した行動をとる
		7	対象者の情報の取扱い及び共有の方法を理解し、適切な行動をとる
		8	対象者の選択権及び自己決定権を尊重し、対象者及び家族の意思決定を支援する
	D.援助的関係の形成	9	対象者と自分の境界を尊重しながら関係を構築する
		10	対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとる
		11	必要な情報を対象者の状況に合わせた方法で提供する
Ⅱ群 根拠に基づき、看護を計画的に実践する能力	E.アセスメント	12	健康状態のアセスメントに必要な客観的・主観的情報を系統的に収集する
		13	情報を整理し、分析・解釈・統合し、看護課題の優先順位を判断する
	F.計画	14	根拠に基づき対象者の状況に応じた看護を計画する
		15	看護計画の立案にあたって、対象者を含むチームメンバーと連携・協働する必要性を理解する
	G.実施	16	計画に基づき看護を実施する
		17	対象者の状態に合わせて、安全・安楽・自立／自律に留意しながら看護を実施する
	H.評価	18	実施した看護の結果を評価し、必要な報告を行い記録に残す
		19	評価に基づいて計画の修正をする
Ⅲ群 健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復に	I.健康の保持・増進、疾病の予防	20	生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の役割を説明する
		21	環境が健康に及ぼす影響と予防策について理解する
		22	対象者及び家族に必要な資源を理解し、健康の保持・増進に向けた生活に関する支援を行う

かかわる 実践能力	J.急速に健康 状態が変化す る対象への看 護	23	急速に健康状態が変化する(周術期や急激な病状の変化、救命救急処置を必要としている等)対象の病態や、治療とその影響について理解する
		24	基本的な救命救急処置の方法を理解し、模擬的に実践する
		25	健康状態の急速な変化に気づき、迅速に報告する
		26	合併症予防のために必要な看護を理解し、回復過程を支援する
		27	日常生活の自立／自律に向けた回復過程を支援する
	K.慢性的な変 化にある対象 への看護	28	慢性的経過をたどる人の病態や、治療とその影響について説明する
		29	対象者及び家族が健康課題に向き合う過程を支援する
		30	健康課題を持ちながらもその人らしく過ごせるよう、生活の質(QOL)の維持・向上に向けて支援する
		31	急性増悪の予防・早期発見・早期対応に向けて継続的に観察する
	L.終末期にあ る対象への看 護	32	終末期にある対象者の治療と苦痛を理解し、緩和に向けて支援する
		33	終末期にある対象者の意思を尊重し、その人らしく過ごせるよう支援する
		34	終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援することの重要性を理解する
Ⅳ群 ケア環境と チーム体制 を理解し活 用する能力	M.看護専門職 の役割と責務	35	看護職の業務を法令に基づいて理解するとともに、その役割と機能を説明する
		36	看護チーム内における看護師の役割と責任を理解する
	N.安全なケア 環境の確保	37	リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方と看護師の役割について説明する
		38	感染防止策の目的と根拠を理解し、適切な方法で実施する
		39	関係法規及び各種ガイドラインに従って行動する
	O.保健・医療・ 福祉チームに おける多職種 との協働	40	保健・医療・福祉チームにおける看護師及び他職種の機能・役割を理解する
		41	対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する
		42	対象者を含むチームメンバーと連携・共有・再検討しながら看護を実践する
	P.地域包括ケ アシステムに おける看護の 役割	43	地域包括ケアシステムの観点から多様な場における看護の機能と役割について理解する
		44	日本における保健・医療・福祉の動向と課題を理解する
		45	諸外国における保健・医療・福祉の動向と課題を理解する
Ⅴ群 専門職者と して研鑽し	Q.継続的な学 習	46	看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に専門職としての能力の維持・向上に努める必要性和方法を理解する
		47	看護の質の向上に努める必要性を理解する

続ける基本能力	R.看護の質の改善に向けた活動	48	看護実践に新たな技術やエビデンスに基づいた知見を活用し、批判的吟味をすることの重要性を理解する
---------	-----------------	----	---

別表 13-2 看護師教育の技術項目と卒業時の到達度

■卒業時の到達レベル

＜演習＞

I：モデル人形もしくは学生間で単独で実施できる

II：モデル人形もしくは学生間で指導の下で実施できる

＜実習＞

I：単独で実施できる

II：指導の下で実施できる

III：実施が困難な場合は見学する

項目	技術の種類		卒業時の到達度	
			演習	実習
1.環境調整技術	1	快適な療養環境の整備	I	I
	2	臥床患者のリネン交換	I	II
2.食事の援助技術	3	食事介助(嚥下障害のある患者を除く)	I	I
	4	食事指導	II	II
	5	経管栄養法による流動食の注入	I	II
	6	経鼻胃チューブの挿入	I	III
3.排泄援助技術	7	排泄援助(床上、ポータブルトイレ、オムツ等)	I	II
	8	膀胱留置カテーテルの管理	I	III
	9	導尿又は膀胱留置カテーテルの挿入	II	III
	10	浣腸	I	III
	11	摘便	I	III
	12	ストーマ管理	II	III
4.活動・休息援助技術	13	車椅子での移送	I	I
	14	歩行・移動介助	I	I
	15	移乗介助	I	II
	16	体位変換・保持	I	I
	17	自動・他動運動の援助	I	II
	18	ストレッチャー移送	I	II
5.清潔・衣生活援助技術	19	足浴・手浴	I	I
	20	整容	I	I
	21	点滴・ドレーン等を留置していない患者の寝衣交換	I	I
	22	入浴・シャワー浴の介助	I	II
	23	陰部の保清	I	II
	24	清拭	I	II

	25	洗髪	I	II
	26	口腔ケア	I	II
	27	点滴・ドレーン等を留置している患者の寝衣交換	I	II
	28	新生児の沐浴・清拭	I	III
6.呼吸・循環を整える技術	29	体温調節の援助	I	I
	30	酸素吸入療法の実施	I	II
	31	ネブライザーを用いた気道内加湿	I	II
	32	口腔内・鼻腔内吸引	II	III
	33	気管内吸引	II	III
	34	体位ドレナージ	I	III
7.創傷管理技術	35	褥瘡予防ケア	II	II
	36	創傷処置(創洗浄、創保護、包帯法)	II	II
	37	ドレーン類の挿入部の処置	II	III
8.与薬の技術	38	経口薬(バツカル錠、内服薬、舌下錠)の投与	II	II
	39	経皮・外用薬の投与	I	II
	40	坐薬の投与	II	II
	41	皮下注射	II	III
	42	筋肉内注射	II	III
	43	静脈路確保・点滴静脈内注射	II	III
	44	点滴静脈内注射の管理	II	II
	45	薬剤等の管理(毒薬、劇薬、麻薬、血液製剤、抗悪性腫瘍薬を含む)	II	III
	46	輸血の管理	II	III
9.救命救急処置技術	47	緊急時の応援要請	I	I
	48	一次救命処置(Basic Life Support:BLS)	I	I
	49	止血法の実施	I	III
10.症状・生体機能管理技術	50	バイタルサインの測定	I	I
	51	身体計測	I	I
	52	フィジカルアセスメント	I	II
	53	検体(尿、血液等)の取扱い	I	II
	54	簡易血糖測定	II	II
	55	静脈血採血	II	III
	56	検査の介助	I	II

11.感染予防技術	57	スタンダード・プリコーション(標準予防策)に基づく手洗い	I	I
	58	必要な防護用具(手袋、ゴーグル、ガウン等)の選択・着脱	I	I
	59	使用した器具の感染防止の取扱い	I	II
	60	感染性廃棄物の取扱い	I	II
	61	無菌操作	I	II
	62	針刺し事故の防止・事故後の対応	I	II
12.安全管理の技術	63	インシデント・アクシデント発生時の速やかな報告	I	I
	64	患者の誤認防止策の実施	I	I
	65	安全な療養環境の整備(転倒・転落・外傷予防)	I	II
	66	放射線の被ばく防止策の実施	I	I
	67	人体へのリスクの大きい薬剤のばく露予防策の実施	II	III
	68	医療機器(輸液ポンプ、シリンジポンプ、心電図モニター、酸素ボンベ、人工呼吸器等)の操作・管理	II	III
13.安楽確保の技術	69	安楽な体位の調整	I	II
	70	安楽の促進・苦痛の緩和のためのケア	I	II
	71	精神的安寧を保つためのケア	I	II

別表 14 准看護師に求められる実践能力と卒業時の到達目標

※法令に基づき、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて療養上の世話及び診療の補助を行う
※実践については、看護職員や教員の指導の下で行う

准看護師の実践能力	構成要素	卒業時の到達目標	
Ⅰ群 ヒューマンケアの基本的な能力	A.対象者の理解	1	対象者の状態を理解するのに必要な基礎的な人体の構造と機能について理解する
		2	胎生期から死までの生涯各期の成長・発達・加齢の特徴に関する基礎的な知識をもとに対象者を理解する
		3	対象者を身体的・心理的・社会的・文化的側面から理解する
	B.実施する看護についての説明責任	4	実施する看護の目的・方法について対象者の理解度を確認しながら説明する
	C.倫理的な看護実践	5	看護職としての倫理観を持ち、法令を遵守して行動する
		6	対象者の尊厳を守る意義を理解し、価値観、生活習慣、慣習、信条等を尊重した行動をとる
		7	対象者の情報の取扱いの方法を理解し、適切な行動をとる
		8	対象者の選択権及び自己決定を尊重し、対象者及び家族の意思決定を支援する
	D.援助的関係の形成	9	対人技法を用いて、信頼関係の形成に必要なコミュニケーションをとる
Ⅱ群 看護師の立案した看護計画を基に看護を実践する能力	E.情報収集	10	対象者を理解するために必要な情報を収集する
	F.計画	11	立案された看護計画について理解する
	G.実施	12	計画された看護を対象者の反応を捉えながら実施する
		13	対象者の安全・安楽・自立／自律に留意しながら、計画された看護を実施する
		14	看護援助技術を対象者の状態に合わせて実施する
		15	対象者の状態が変化し、指示の範囲外である場合には、医師、歯科医師又は看護師に指示を求める
		16	実施した看護と対象者の反応を報告し、記録する
	H.評価	17	実施した看護の結果について、評価された内容や修正された計画を理解する
Ⅲ群 健康の保持・増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和に関わる実践能力	I.健康の保持・増進、疾病の予防	18	生涯各期における健康の保持増進や疾病予防における看護の基本的な役割を理解する
		19	環境が健康に及ぼす影響と予防策について理解する
	J.健康の回復、苦痛の緩和	20	対象者の健康状態や、実施される治療とその影響について理解する
		21	対象者の状態の変化について迅速に報告する

		22	合併症予防のために必要な看護を理解する
		23	立案された看護計画に基づき、心身の苦痛の緩和及び日常生活の自立／自律に向けた療養生活を支援する
	K. 終末期にある対象への看護	24	終末期にある対象者の治療と苦痛、その人らしく過ごせる支援方法を理解する
		25	終末期にある対象者及び家族を多様な場においてチームで支援することの重要性を理解する
		26	基本的な救命救急処置の方法を理解し、模擬的に実践する
IV群 ケア環境とチーム体制を理解し活用する能力	L. 看護専門職の役割	27	准看護師の業務を法令に基づいて理解するとともに、その役割と機能を説明する
	M. 安全なケア環境の確保	28	リスク・マネジメントを含む医療安全の基本的な考え方を理解する
		29	治療薬の安全な管理について理解する
		30	感染防止の手順を遵守する
	N. 保健・医療・福祉チームにおける多職種の協働	31	保健・医療・福祉チームにおける看護師・准看護師及び他職種の機能・役割を理解する
		32	対象者をとりまく保健・医療・福祉関係者間の協働の必要性について理解する
		33	対象者をとりまくチームメンバー間で報告・連絡・相談等を行う
V群 専門職者として研鑽し続ける基本能力	O. 地域包括ケアシステムにおける看護の役割	34	地域包括ケアシステムの観点から、多様な場における看護の基本的な機能と役割について理解する
	P. 継続的な学習	35	看護実践における自らの課題に取り組み、継続的に自らの能力の維持・向上に努める